

第3次浜松市 障がい者計画

平成30年3月
浜松市



はじめに

浜松市では、平成 25 年 3 月に、障害者基本法に基づき、障がいのある人に関する施策の基本的な方向を定めた「第 2 次浜松市障がい者計画」と、平成 27 年 3 月に、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保のための方策を定めた「第 4 期浜松市障がい福祉実施計画」を策定し、市民の皆様とともに理解促進や生活支援、生活環境、療育・教育、雇用・就労等、様々な分野において、障がいのある人の自立と社会参加に向けた施策を推進してまいりました。



この間、国においては、平成 26 年に「障害者の権利に関する条約」を批准し、これに先立ち整備を進めてきた障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が、平成 28 年に施行され、障がいのある人の権利の実現に向けた取り組みが一層強化されることになりました。

また、浜松市では、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、ブラジルパラリンピック選手団の事前合宿の受け入れを行います。これを契機に、平成 29 年に、地域主導で共生社会の実現に向けた取り組みを進める「共生社会ホストタウン」に認定されました。引き続き、ユニバーサルデザインの先進都市として、ユニバーサルデザインのまちづくりとともに心のバリアフリーの取り組みをより一層推進していく必要があります。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化する中で、共生社会の理念と浜松市総合計画の健康・福祉分野における将来の理想の姿を踏まえ、「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」を基本理念とし、「差別の解消・権利擁護の推進」「相談支援体制の充実」「防災対策の推進」等を重点施策として盛り込んだ「第 3 次浜松市障がい者計画」を策定いたしました。

今後は、この新たな計画に基づき、市民の皆様と協働して施策の更なる推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました「浜松市障害者施策推進協議会」及び「浜松市障がい者自立支援協議会」の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメント等を通じて、貴重なご意見を賜りました市民の皆様、障がい者団体の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

浜松市長 鈴木康友

Contents

第1部 障がい者計画

平成30（2018）年度～平成35（2023）年度

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の位置付け	6
（1）法的根拠	6
（2）計画の対象	7
（3）計画の期間	7
3 計画の推進体制	8
第2章 現状と課題	9
1 浜松市のこれまでの取り組みと課題	11
（1）これまでの取り組み	11
（2）今後に向けた課題	11
2 障がい福祉施策を取り巻く状況	12
（1）共生社会の実現に向けて	12
（2）地域共生社会の実現に向けた取り組み	13
（3）障害者権利条約の締結と国際的な義務	13
（4）東京2020パラリンピック競技大会を契機とした取り組み	13
（5）新たな課題、多様化するニーズに対応するための予算の重点化	14
（6）近年の関連法令の動向	14
第3章 計画の基本理念等	17
1 基本理念	19
2 基本目標	20
3 計画の体系	22

第4章 重点施策	23
1 差別の解消・権利擁護の推進	25
2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実	28
3 地域生活への移行に向けた体制整備	31
4 地域における防災対策の推進	33
5 教育機関等と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化	36
第5章 分野別施策	41
1 理解促進	49
(1) 障がいに対する理解促進	50
(2) 人材育成と活動支援	53
2 生活支援	57
(1) 差別の解消・権利擁護の推進	58
(2) 相談支援体制の充実	60
(3) 地域生活への移行の促進	63
(4) 地域生活支援の充実	64
(5) 経済的な支援	66
3 保健・医療	69
(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実	70
(2) 精神保健福祉の推進	72
4 生活環境	75
(1) 福祉のまちづくりの推進	76
(2) 防災対策の推進	77
5 療育・教育	80
(1) 早期発見・早期療育の推進	81
(2) 発達支援教育の推進	83
(3) 放課後等の支援の充実	85
(4) 卒業後の自立に向けた支援	85
6 雇用・就労	88
(1) 就労支援と雇用促進	89
(2) 福祉就労に対する支援	91
7 情報・コミュニケーション	93
(1) 情報提供の充実	94
(2) コミュニケーション保障の推進	95

8	社会参加	98
(1)	外出支援	99
(2)	地域活動への参加の促進	100
(3)	スポーツ・文化活動、余暇支援	101

第2部 第5期障がい福祉実施計画 第1期障がい児福祉実施計画 平成30(2018)年度～平成32(2020)年度

第1章	計画の概要	107
1	計画の目的	109
2	計画の位置付け	109
3	計画期間	109
4	計画で定める項目	109
5	計画の基本理念	110
6	計画の策定及び評価体制	110
(1)	策定体制	110
(2)	評価体制	110
7	第4期浜松市障がい福祉実施計画の進捗状況	111
(1)	数値目標	111
(2)	障害福祉サービス	112
(3)	地域生活支援事業	113
(4)	児童福祉法に規定するサービス	114
第2章	平成32(2020)年度の成果目標	115
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	117
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	118
3	地域生活支援拠点の整備	119
4	就労支援施設から一般就労への移行	120
5	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	121

第3章 福祉サービスの見込量	123
《第5期障がい福祉実施計画》	126
1 障害福祉サービス	126
(1) 訪問系サービス	126
(2) 日中活動系サービス	128
(3) 居住系サービス	132
(4) 相談支援	134
2 地域生活支援事業	136
(1) 必須事業	136
(2) 任意事業	141
《第1期障がい児福祉実施計画》	143
1 児童福祉法に規定するサービス	143
(1) 障害児通所支援	143
(2) 障害児入所支援	145
(3) 障害児相談支援等	146
資料編	147
1 障がいのある人の状況	149
(1) 身体障がい	150
(2) 知的障がい	153
(3) 精神障がい	155
(4) 発達障がい	158
(5) 難病	158
2 障害福祉サービス支給決定者の状況	159
3 施設・事業所等の状況	160
4 策定経過	162
5 浜松市障害者施策推進協議会	163
(1) 浜松市障害者施策推進協議会条例	163
(2) 浜松市障害者施策推進協議会の委員	165
6 障がい福祉に関するアンケート調査	166
(1) 目的	166
(2) 実施概要	166

7	障がい者団体アンケート	167
	(1) 目的	167
	(2) 実施概要	167
8	タウンミーティング	168
	(1) 目的	168
	(2) 実施概要	168
9	パブリック・コメント	169
	(1) 目的	169
	(2) 実施概要	169
10	用語集	170
	【あ行】	170
	【か行】	170
	【さ行】	171
	【た行】	173
	【な行】	174
	【は行】	174
	【ま行】	175
	【や行】	175
	【ら行】	176



第1部 障がい者計画

平成30（2018）年度～平成35（2023）年度

第1章

計 画 の 概 要

1 計画策定の趣旨

この計画は、障がいのある人の自立及び社会参加のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

「第2次障がい者計画（平成25（2013）年度から平成29（2017）年度）」による取り組みを検証するとともに、障がいのある人を取り巻く様々な状況の変化や制度改革の状況等を踏まえ第3次障がい者計画を策定するものです。

策定方針

1. 基本理念は、浜松市総合計画との整合を図り「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」とします。基本目標は、第2次障がい者計画の4つの目標を継承します。

浜松市総合計画

浜松市未来ビジョンの実現に向けた将来の理想の姿（健康・福祉分野）

『支え合いによって、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる。』

2. 障がいのある人の生活実態や障害福祉サービスの利用状況、今後の意向に関するアンケート調査（以下「実態調査」）等を実施し、障がいのある人の現状と課題を把握し、障がいのある人を取り巻く状況や制度改革の動向に的確に対応します。
3. 計画期間中に特に重点的に取り組む施策を重点施策として位置付け、専門的機能を有する機関や施設等のそれぞれの機能を強化するとともに、相互に連携した総合的な取り組みやネットワークづくりを推進します。
 - 1 差別の解消・権利擁護の推進
 - 2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実
 - 3 地域生活への移行に向けた体制整備
 - 4 地域における防災対策の推進
 - 5 教育機関等と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化
4. 近年、精神障害者保健福祉手帳¹の所持者数が増加していることに加え、精神保健福祉法の一部改正等、これからの精神保健福祉のあり方が検討されていることを踏まえ、第2次障がい者計画の「生活支援」の中に含まれていた「保健・医療」の分野を新たに柱立てし、きめ細かく効果的な施策の推進を図ります。

1 理解促進	2 生活支援
3 保健・医療	4 生活環境
5 療育・教育	6 雇用・就労
7 情報・コミュニケーション	8 社会参加

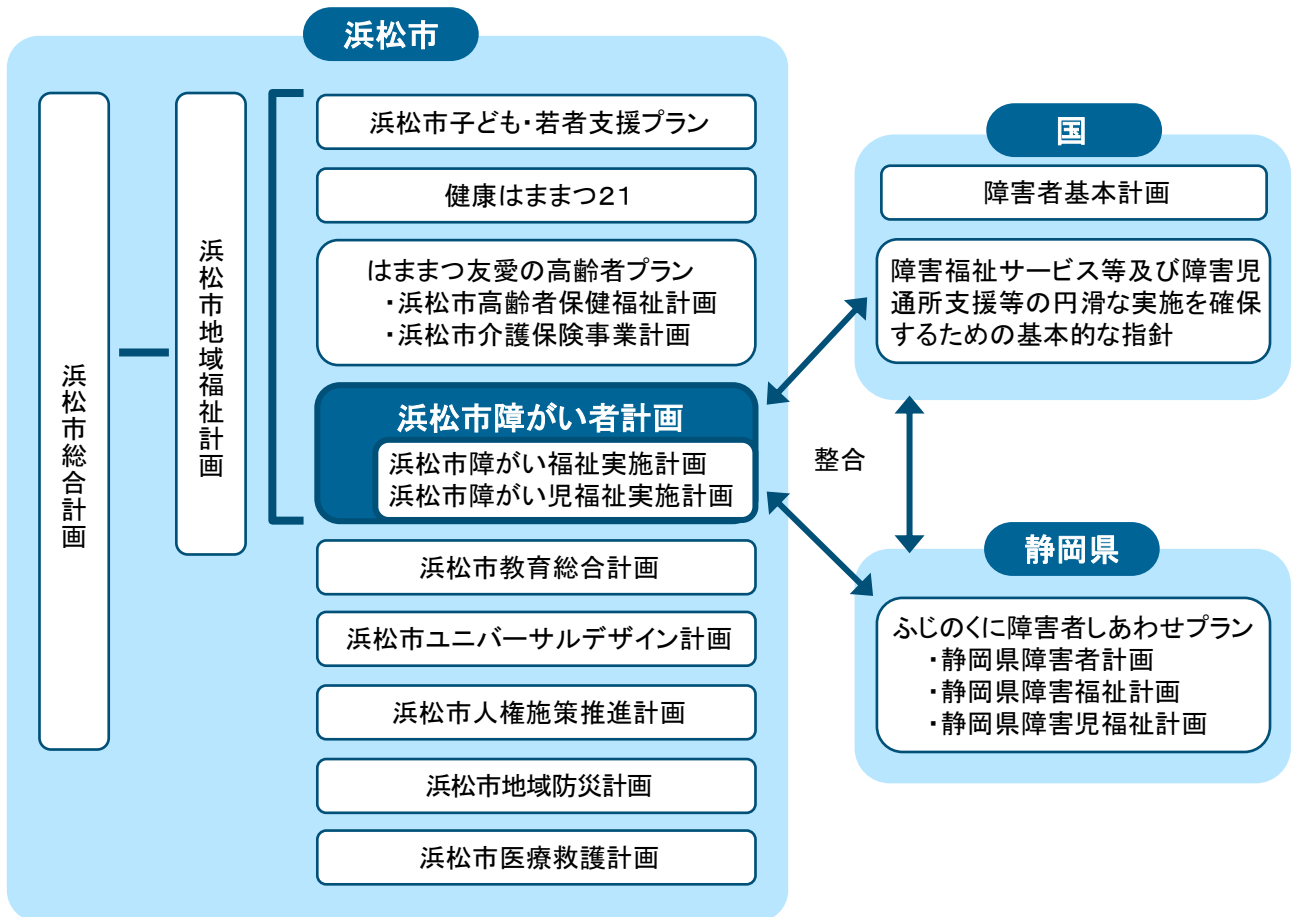
1 精神障害者保健福祉手帳：精神障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

2 計画の位置付け

(1) 法的根拠

障がい者計画は、障害者基本法²第 11 条の規定に基づく市町村障害者計画として策定するものです。また、障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法³」）第 88 条及び児童福祉法⁴第 33 条の 20 の規定に基づく市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画として策定するものです。

これらの計画を一体的に策定するとともに、浜松市の将来像を定めた都市づくりの目標である浜松市総合計画⁵及び社会福祉法の規定に基づく浜松市地域福祉計画その他法律の規定による計画で障がいのある人等の福祉に関する事項を定めるものと連携して推進します。



- 2 障害者基本法：障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。
- 3 障害者総合支援法：地域社会における共生の実現に向けて、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。
- 4 児童福祉法：児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的な法律。
- 5 浜松市総合計画：浜松市の都市づくりの目標となる計画。

(2) 計画の対象

この計画における「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい⁶のある人や難病患者とします。精神障がいには、高次脳機能障がい⁷、認知症等も含まれます。障がいのある人の家族や取り巻く地域、そして社会全体への働きかけも含め、障がいのある人の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

【障害者基本法第2条第1項】

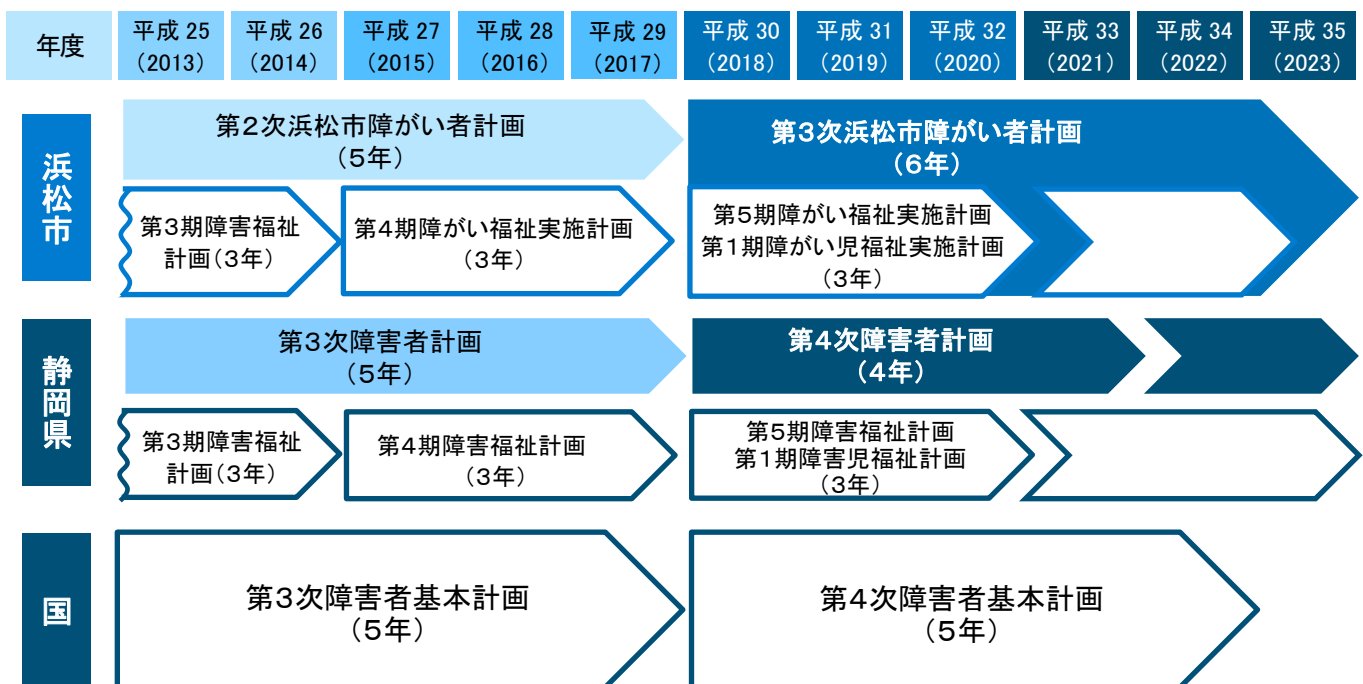
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁⁸により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間です。

ただし、国の制度改革や社会経済情勢の変化に対し、必要に応じて見直しを行います。

また、一体的に策定する障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画の期間は、国が定める基本指針により、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。



6 発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであつて、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。

7 高次脳機能障がい：怪我や病気等により脳の損傷を負うことで、記憶障がい、注意障がい等、脳の認知機能に障がいが起こる状態。

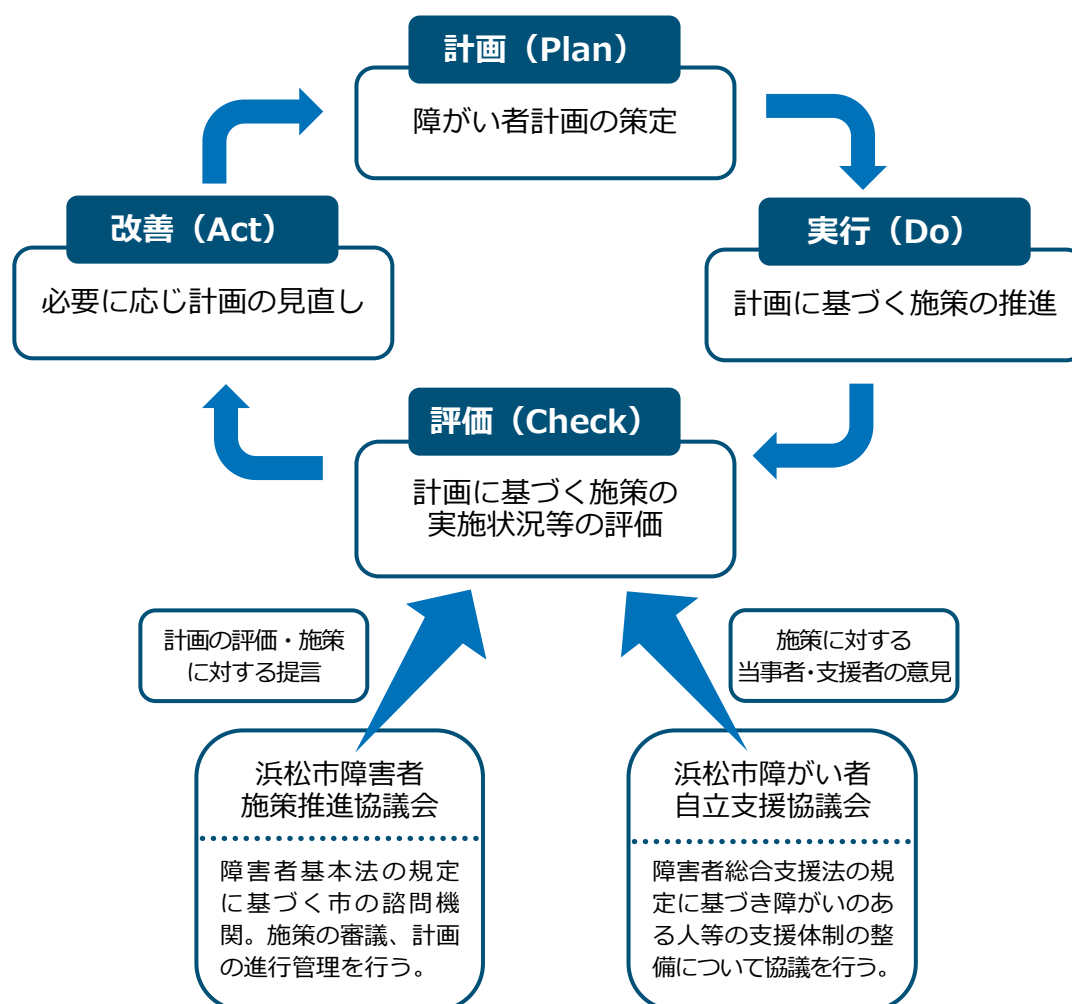
8 社会的障壁：障がいのある人が日常生活又は社会生活するうえで支障となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの。

3 計画の推進体制

障害者基本法に基づき、浜松市が設置する附属機関で、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議等を行う「浜松市障害者施策推進協議会」、当事者等及び障がい者関係団体より構成する「浜松市障がい者自立支援協議会」、計画の実施主体である浜松市が、相互に連携して施策を進めます。

また、PDCA サイクル⁹の考え方のもと、計画における成果目標及び実績については、「浜松市障害者施策推進協議会」や「浜松市障がい者自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

【PDCA サイクルのイメージ】



9 PDCA サイクル：業務を円滑に進めるために Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返し行うこと。

第2章

現 状 と 課 題

1 浜松市のこれまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

第2次浜松市障がい者計画（平成25（2013）年度から平成29（2017）年度）では、「希望を持って安心して暮らすことができるまち」という基本理念のもと、4つの基本目標を掲げ、障がいのある人の自立と社会参加を支援するための取り組みを進め、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、社会の理解を進めるための広報・啓発活動や権利擁護¹⁰体制の整備を進めてきました。そして、平成28（2016）年4月には浜松市手話言語の推進に関する条例を施行し、手話の理解促進や普及を通じて、共生社会の理念の普及に努めてきました。

また、施設整備や人材育成による障害福祉サービスの充実を進めるとともに、障がいのある子どもと家庭に対する支援体制の整備や浜松市障がい者自立支援協議会の体制の見直しによる“地域の輪”づくりに取り組んできました。

(2) 今後に向けた課題

浜松市の総人口は、緩やかな減少傾向にありますが、障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあります。また、障害福祉サービスの利用者は、障害者手帳所持者の伸び率を上回って増加しており、特に18歳未満は高い伸び率を示しています。

また、社会全体の急速な高齢化とともに、障がいのある人の高齢化も進み、障がいの重度化・重複化の傾向も見られます。発達に課題のある子どもの顕在化、障害福祉サービスの給付対象として位置付けられた発達障がいや高次脳機能障がい、難病に対する支援等、求められるサービスや相談支援は、量とともに、その質においても高度化・多様化しています。

このような中、近年の災害の大規模化・多様化により、防災対策の強化・充実の必要性が高まっています。また、あらゆる場面におけるアクセシビリティ¹¹の向上により、障がいのある人が安全・安心に暮らせる生活環境の充実が必要となっています。

さらに、障がいのある女性や子ども、高齢者は、介助の際のプライバシーや性的被害の問題、立場の弱さがもたらす差別や虐待等、障がいのあることに加えてさらに困難な状況に置かれやすく、支援において特に配慮する必要があります。

このようなニーズの多様化・高度化に伴い、一人ひとりの意向や心身の状況等に応じたきめ細かな支援が必要となります。また、ライフステージに応じて、療育・教育の充実、就労支援、社会参加機会の拡充等、子育てや教育、労働、医療、高齢者福祉等の関係機関と連携した切れ目のない支援が必要です。

10 権利擁護：自ら物事を判断することが困難な障がいのある人に対して、本人の意思を尊重し支援を行うこと。

11 アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、だれもが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

2 障がい福祉施策を取り巻く状況

(1) 共生社会の実現に向けて

① ノーマライゼーションからインクルージョンへ

日本の障がい福祉施策は、歴史的に“入所が必要である”という保護的な考え方が優先され、入所施設の整備を中心に行われてきました。

昭和 56 (1981) 年の“完全参加と平等”をテーマとする国際障害者年¹²が一つの契機となり、障がいの有無にかかわらずだれもが住み慣れた地域の一員として暮らすことをあたりまえとするノーマライゼーション¹³の理念に基づき、“施設から地域へ”という大きな政策の転換が図られることとなりました。

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、平成 15 (2003) 年に始まった支援費制度では、障がいのある人の自己決定によりサービスを選択できるようになりました。平成 18 (2006) 年に障害者自立支援法が施行され、その後「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約¹⁴」) に掲げられたインクルージョン¹⁵の理念を踏まえ、平成 25 (2013) 年に障害者総合支援法が施行されました。これにより、サービスを受ける側の人の権利の確保とともに、地域での生活を支えるための支援が飛躍的に充実しました。

現在では、ノーマライゼーションとインクルージョンの理念は障がい福祉を支える理念として浸透し、自立と社会参加のための支援を基本とした、地域で生活していくためのサービスの充実や生活環境の整備が進められています。

② 共生社会の実現の重要性

障害者基本法の改正により、共生社会の理念が目的規定に追加されました。これは、地域社会は様々な人によって構成されていることが自然であり、障がいの有無にかかわらず、お互いの違いや多様性を認め合い、社会から孤立や排除されることなく、社会的に包み込む共生社会の実現を目指すものです。

すべての人がともに地域で暮らし、一人ひとりのニーズに応じた必要な支援が受けられる社会が求められています。それは、単に生活する場所としての地域を共有するだけでなく、お互いに福祉の受け手であり、担い手でもあるという認識のもと、社会的に地域でつながりを持つことが重要となります。

12 国際障害者年：国際連合が指定した国際年の一つ。障がいのある人の「完全参加と平等」をテーマとして国際的な取り組みを行うため、単なる理念としてではなく社会において実現するという意図のもとに決議された。

13 ノーマライゼーション：年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、お互い特別に区別されることなく、社会生活をともにすることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

14 障害者権利条約：あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。

15 インクルージョン：包み込むという意味で、障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。

平成 28（2016）年 7 月、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」で、施設の元職員が入所者等を殺傷する事件が発生しました。この事件は、全国に衝撃を与えるとともに、改めてすべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現と、そのための国民の理解促進が重要であることを認識させるきっかけになりました。

③ 社会モデルの転換

障害者基本法の改正により、障がいの定義が見直されました。個人の心身機能の欠如が障がいであると考えのではなく、社会との関係の中で生じる社会的な不利も含めて定義する社会モデル¹⁶を踏まえた考え方へと転換されました。

社会モデルへの転換により、障がいのある人の自立や社会参加を妨げている社会的障壁を除去し、改善していくことが求められています。

（2）地域共生社会の実現に向けた取り組み

平成 28（2016）年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。この中で、地域の高齢福祉、子ども・子育て支援等、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容により、地域の人々が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会¹⁷」の実現が必要とされています。

（3）障害者権利条約の締結と国際的な義務

我が国は、平成 26（2014）年 1 月に、障がいのある人の権利及び尊厳を保護し促進すること等を目的とする「障害者権利条約」を批准しました。この条約は、障がいのある人の人権や基本的自由を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進するために、障がいのある人の権利の実現のための措置等を規定しており、市民的・政治的な権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、様々な分野における取り組みを締約国に対して求めています。

（4）東京 2020 パラリンピック競技大会を契機とした取り組み

平成 32（2020）年のオリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催決定を契機として、障がいの有無等にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することや、ユニバーサルデザインの街づくりを進め、共生社会を実現し、障がいのある人の活躍の機会を増やしていくことが必要です。

16 社会モデル：障がいのある人が受ける制限は、心身機能の障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。

17 地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。地域共生社会の実現のため、介護保険法の一部を改正する法律により、社会福祉法の改正が行われた。（平成 30（2018）年 4 月施行）

(5) 新たな課題、多様化するニーズに対応するための予算の重点化

障害福祉サービスについては、障がいのある人の自己決定を尊重した制度への見直しを図るため、平成 15（2003）年に支援費制度へ移行しました。

また、障がいのある人の自立支援や、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、平成 18（2006）年の障害者自立支援法の施行や、平成 25（2013）年の障害者総合支援法の施行に伴い、障害福祉サービスの充実が図られました。

こうした障害福祉サービスが充実する中で、国と本市の障害福祉サービス関係予算は 11 年間で 2 倍以上（国 H19：5,380 億円→H29：1 兆 2,656 億円、浜松市 H19：80.9 億円→H29：187.3 億円）となっている現状を踏まえ、新たな課題や多様化するニーズに対応した障害福祉サービスを実施するためには、既存事業の見直しを行う等、限られた財源を有効に活用する必要があります。

(6) 近年の関連法令の動向

① 障害者差別解消法

平成 25（2013）年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法¹⁸」）が制定され、平成 28（2016）年 4 月に施行されました。

行政機関等及び事業者における「不当な差別的取扱い」の禁止や、「合理的配慮¹⁹」の提供等、障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定め、すべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

② 障害者雇用促進法の改正

平成 25（2013）年 5 月に障害者雇用促進法²⁰が一部改正され、雇用の分野での、障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供の義務、相談体制の整備、苦情処理、紛争解決の援助が盛り込まれ、平成 28（2016）年 4 月に施行されました。また、平成 30（2018）年 4 月には、障がいのある人の雇用の状況に照らして、法定雇用率²¹の算定の基礎に精神障がいのある人が加えられます。

18 障害者差別解消法：すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

19 合理的配慮：障がいの有無にかかわらず、すべての人が平等に社会参加できるよう、それぞれの障がいの特徴や困難等に合わせた配慮。

20 障害者雇用促進法：障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

21 法定雇用率：雇用する労働者に占める障がいのある人の割合。障害者雇用促進法では事業主に対して法定雇用率以上になるよう義務付けている。

③ 成年後見制度利用促進法

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 28（2016）年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法²²」）が制定され、同年 5 月に施行されました。

④ 発達障害者支援法の改正

平成 28（2016）年 5 月に発達障害者支援法²³が一部改正され、発達障がいのある人に対する障がいの定義と発達障がいへの理解促進や、生活全般にわたる支援の促進、発達障がい者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関等の協力体制の整備等が盛り込まれ、平成 28（2016）年 8 月に施行されました。

⑤ 障害者総合支援法の改正

平成 28（2016）年 5 月に障がいのある人の生活と就労に対する支援の一層の充実を図ることを目的に、障害者総合支援法が一部改正され、平成 30（2018）年 4 月より施行されることになりました。

⑥ 児童福祉法の改正

平成 28（2016）年 5 月に児童福祉法が一部改正され、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設や保育所等訪問支援の支援対象の拡大、医療的ケアを要する障がいのある子どもに対する支援等が盛り込まれ、平成 30（2018）年 4 月より施行されることになりました。

22 成年後見制度利用促進法：認知症等で判断能力が不十分な人に代わり財産管理や契約行為を行う「成年後見制度」の利用促進を図ることを目的として制定された法律。

23 発達障害者支援法：発達障がいのある人の早期発見・早期療育や学校教育、就労支援等を行うことを目的とした法律。

第1部

障がい者計画

年月		障がい福祉施策の動向
平成 17 (2005) 年	4 月	・発達障害者支援法の施行 (発達障がいの定義、発達障がいへの理解促進、発達障害者支援センターの設置等)
平成 18 (2006) 年	4 月	・障害者自立支援法の施行 (就労支援の強化、障害程度区分によるサービス基準の明確化、サービス提供主体の市町村への一元化等)
	12 月	・バリアフリー新法の施行 (高齢者や身体障がいのある人等の移動の円滑化等)
平成 22 (2010) 年	12 月	・改正障害者自立支援法の施行 (利用者負担の見直し、発達障がい対象として明確化等)
平成 23 (2011) 年	8 月	・改正障害者基本法の施行 (障がいのある人の定義の見直し、差別の禁止)
平成 24 (2012) 年	10 月	・障害者虐待防止法 ²⁴ の施行 (虐待の分類、虐待を発見した国民の通報義務、市町村虐待防止センター・都道府県権利擁護センターの設置等)
平成 25 (2013) 年	4 月	・障害者総合支援法の施行 (難病患者を対象として追加、障がい者サービスの一元化、地域生活支援事業の追加等)
		・障害者優先調達推進法の施行 (国や地方公共団体による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等)
平成 26 (2014) 年	1 月	・障害者権利条約を批准
	4 月	・改正精神保健福祉法の施行 (保護者制度の見直し、医療保護入院の手続きの見直し等)
平成 27 (2015) 年	1 月	・難病法の施行 (医療費助成の対象疾病の拡大等)
平成 28 (2016) 年	4 月	・障害者差別解消法の施行 (障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等)
		・障害者雇用促進法の施行 (雇用分野での障がい者差別禁止、合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加える)
	5 月	・成年後見制度利用促進法の施行 (成年後見制度の利用の促進のための基本計画の策定等)
	8 月	・改正発達障害者支援法の施行 (ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族等も含めたきめ細かな支援を推進、発達障害者支援地域協議会の設置等)
平成 30 (2018) 年	4 月	・改正障害者総合支援法の施行 (「自立生活援助」、「就労定着支援」の創設等) ・地域包括ケアシステムの強化のための改正介護保険法等の施行 (地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等) ・改正児童福祉法の施行

※法令等の名称は略称となっています。

24 障害者虐待防止法：障がいのある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

第3章

計 画 の

基 本 理 念 等

1 基本理念

支え合いによって、 住み慣れた地域で 希望を持って 安心して暮らすことが できるまち

第3章

計画の基本理念等

この計画では、障がいのある人一人ひとりが社会を構成する一員として、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを基本に、すべての人が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを目指します。

近年の少子高齢化や核家族化の進展、地域コミュニティに対する意識の希薄化とともに、市民ニーズの多様化が進み、人と人とのつながりの重要性がこれまで以上に増してきています。障がいのある人が、それぞれの住み慣れた地域や家庭の中で、主体的な自己決定と自己選択により暮らしていくためには、必要となる様々な公的支援とともに、地域の中での支え合い、共生・共助でつくる豊かな地域づくりが必要です。

この計画では“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”を基本理念に掲げ、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めることができるよう、地域社会への働きかけや地域生活支援の充実、福祉のまちづくりの推進等、幅広い施策に取り組みます。

2 基本目標

基本目標 Ⅰ

地域で安心して暮らすための 地域社会への理解促進

“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”を目指すにあたり、同じ地域で生活する人同士の相互理解が大切です。

地域社会への理解促進を進めるには、啓発・広報活動を行うだけでなく、障がいのある人が地域へ出て様々な人たちと交流し、関係をつくることにより、地域とのつながりを持つことが重要です。

障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会、生涯を通して地域の一員として暮らしていくことができる地域づくりを目指します。

基本目標 Ⅱ

自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無にかかわらず、だれもが平等に人権を持つかけがえのない個人として尊重されなければなりません。

障がいのある人一人ひとりが、自己決定と自己選択により、必要とする障害福祉サービスをはじめとした各種支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

また、権利の主張が困難な判断能力の不十分な人に対しては、個人の尊厳を尊重したうえで、適切な意思決定の支援を行い、権利・利益の保護を図ります。

基本目標
Ⅲ

地域生活を支えるための サービス提供基盤の更なる充実

自己決定と自己選択を尊重するとともに、それらを実現できる環境を整えていかなければなりません。自立支援の観点から、入所施設等からの地域生活への移行や就労支援に対応したサービス提供基盤の計画的な整備を行います。

そして、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支援を身近な地域で受けられるよう、サービス提供の拠点づくりを行い、浜松市社会福祉協議会をはじめとした地域の社会資源を最大限に活用したサービスの提供体制の整備を進めます。

また、障がいがあることに加えて、女性や子ども、高齢者であることによって複合的に困難な状況に置かれやすい人に対して、自立し、安心して暮らしていけるよう、それぞれの状況に配慮したきめ細かな支援を行います。

基本目標
Ⅳ

ともに支え、ともに暮らす 地域でつながる“輪”づくり

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの希望に丁寧に向き合い、心身の状況に応じて適切なサービスや支援を組み合わせる包括的な相談支援（ケアマネジメント）により、障がいのある人とその家族を包む“輪”をつくります。

また、個別支援会議で解決できない課題は、身近な地域の相談窓口である区役所と障害者相談支援事業所²⁵を中心とした福祉、保健、医療、教育、労働、地域等の関係者からなる浜松市障がい者自立支援協議会で地域全体の課題として共有し、解決に向けて取り組みます。

さらに、地域共生社会の理念に基づき、制度や分野の枠を超えて、地域住民と資源がつながり、障がいのある人とその家族を包む“地域の輪”をつくり、地域の支え合いによってともに暮らすことができる社会の実現を目指します。

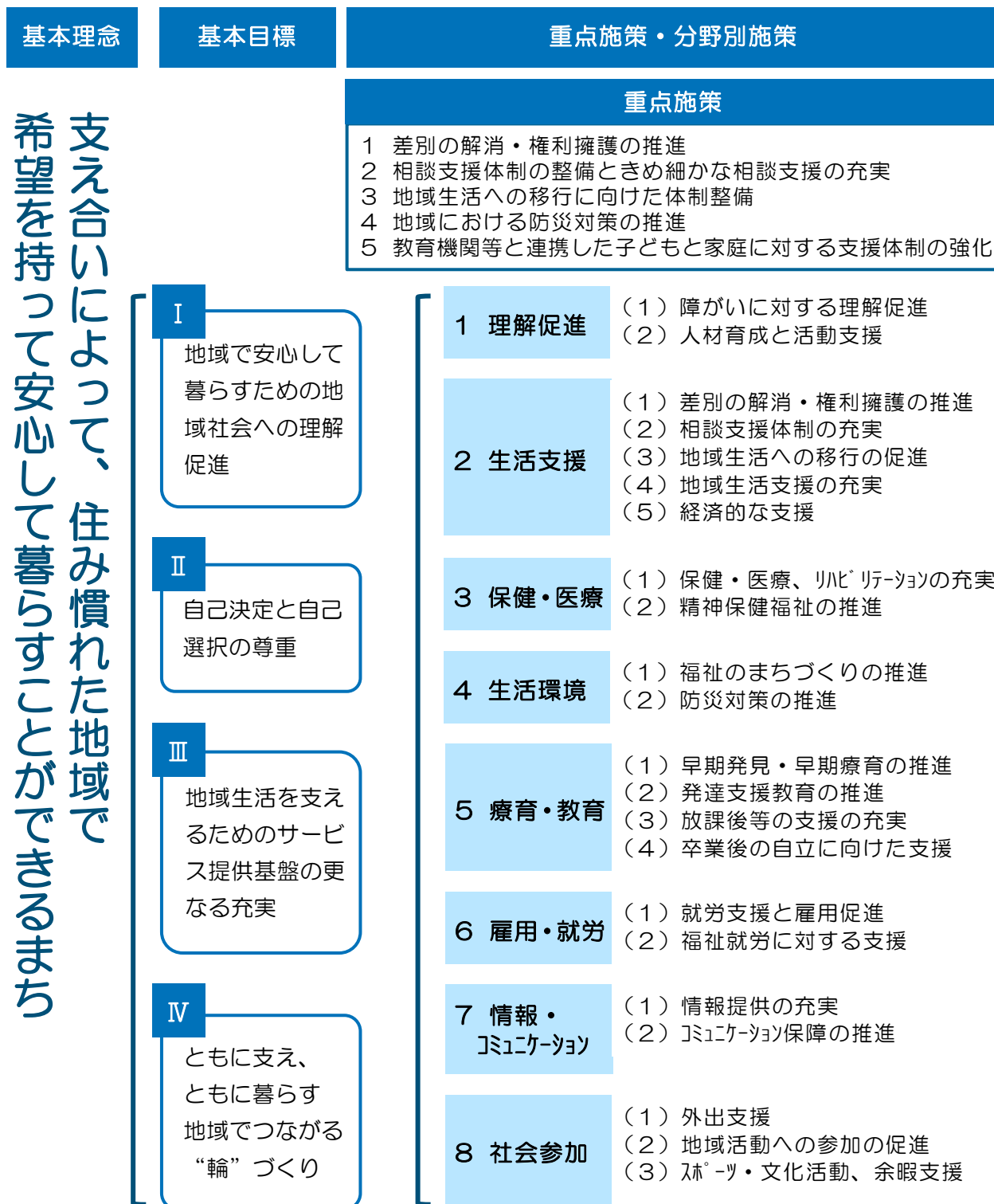
第3章

計画の基本理念等

25 障害者相談支援事業所：障がいのある人とその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助等を行う。また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。

3 計画の体系

計画の基本理念である“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”のもと、4つの基本目標と5つの重点施策、8つの分野別施策を定め総合的かつ計画的に推進します。



※基本目標、重点施策・分野別施策の番号は優先順位を表すものではありません。

第4章

重 点 施 策

1 差別の解消・権利擁護の推進

背景

平成 28（2016）年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関及び民間事業者による障がいを理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」とともに、行政機関については、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務付けられました。同年 5 月には、判断能力が不十分な人に代わり、財産管理や契約を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がいのある人の人権尊重と権利擁護に向けた法の整備が進められています。

一方、障がいのある人への虐待件数は、平成 24（2012）年 10 月の「障害者虐待防止法」施行後も年々増加を続けており、虐待の予防や早期の対応を図るための支援・協力体制の充実が必要です。

第 4 章

基本方針

障害者差別解消法に定める不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について、周知や啓発を進めます。
また、成年後見制度の周知及び利用しやすい環境の整備を進めるとともに、障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

重点施策

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者への啓発を進めるとともに、職員に対しても、職員対応要領に基づき適切に対応するための研修を実施します。

また、地域における差別に関する相談等について、障害保健福祉課や各区の社会福祉課の相談窓口における対応に加えて、情報共有や差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に進めるため、障害者差別解消支援地域協議会²⁶を運営します。

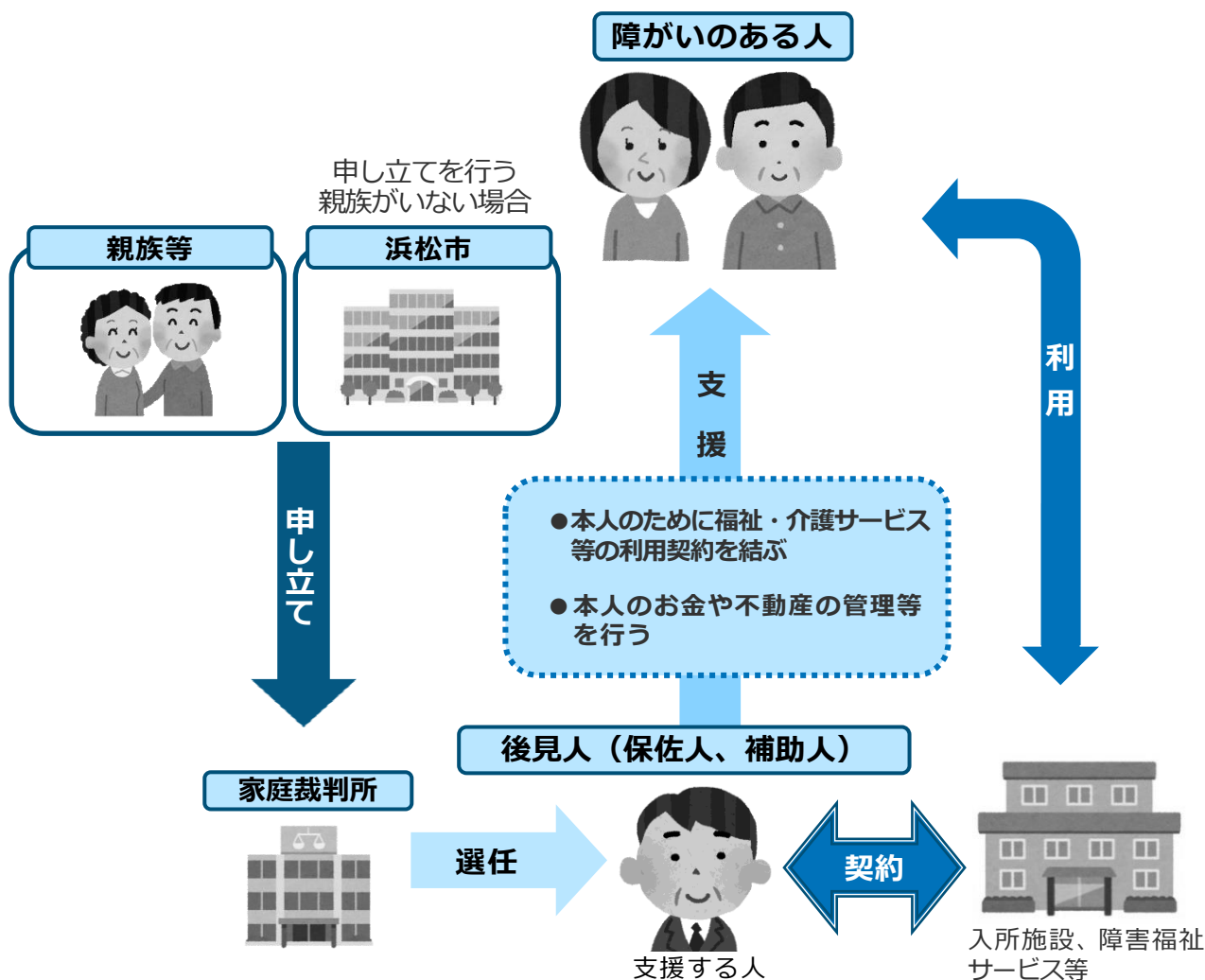
26 障害者差別解消支援地域協議会：社会生活を円滑に営むうえで困難を有する障がいのある人に対して、支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される組織で、相談事例の共有や差別の解消に資する取り組みの共有・分析を行う。

② 成年後見制度利用支援の促進

成年後見制度とは判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するため、本人のための法律行為又は本人による法律行為を助ける人を選任する制度です。成年後見制度を利用したくても、家庭裁判所への申し立てを行う親族がない等の理由で制度を利用できない人を支援するため、家庭裁判所へ市長申し立てを行います。また、後見人報酬の費用負担が経済的に困難な人に対して助成を行います。

市民後見人の育成や中核機関を中心とした地域連携ネットワークの構築によるチーム支援等、制度利用の支援体制の強化について、弁護士・司法書士等の専門職や関係団体と協議し、制度の利用促進を図ります。

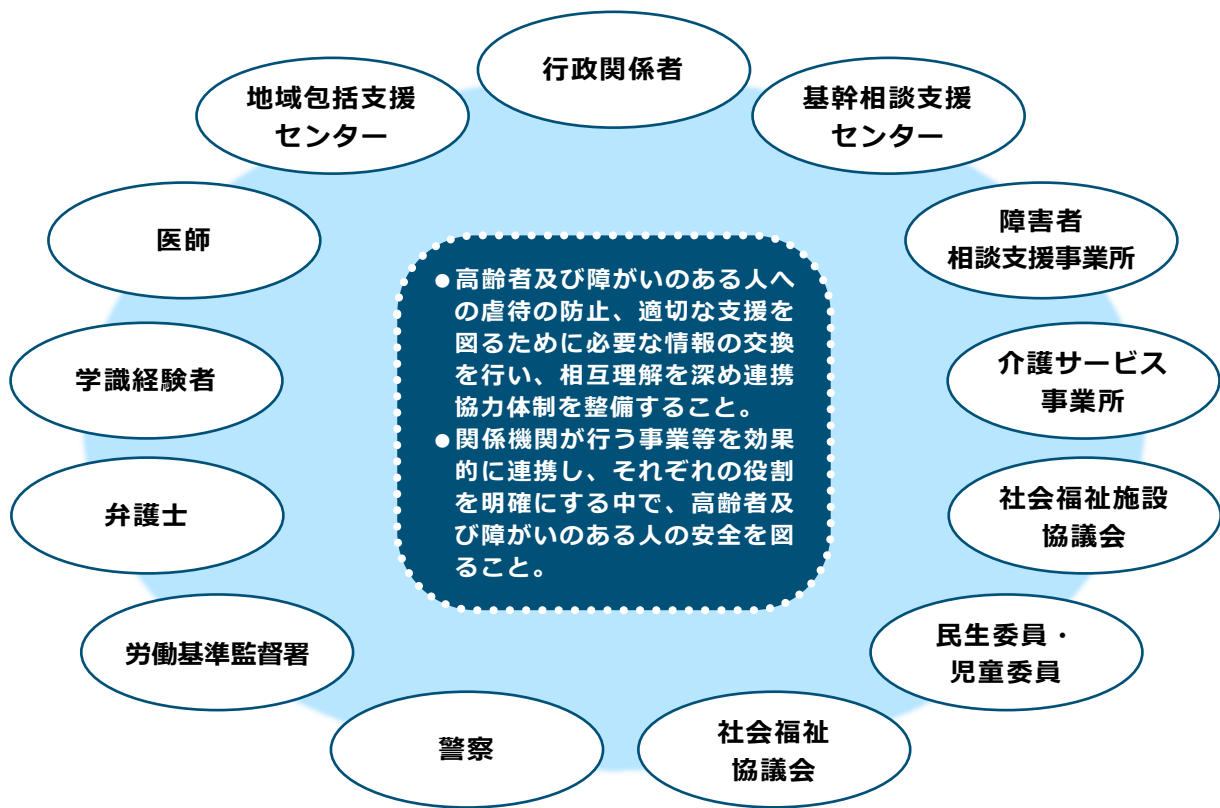
【成年後見制度のイメージ】



③ 関係機関との連携による虐待防止の取り組み

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、医師、弁護士、警察、福祉サービス事業者等の関係機関が出席し、虐待事例や対応状況について情報を共有し、意見交換を行う虐待防止連絡会の運営をはじめ、研修会や講演会の開催等、関係機関と緊密に連携し取り組みます。

【高齢者・障害者虐待防止連絡会】



2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実

背景

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、必要なサービスや制度の利用方法等を知り、様々なサービスの中から実情に応じて適切に利用していくことが必要です。そのためには、相談支援専門員の質や知識の向上を前提とした相談支援の体制を整えることが重要です。

現在、相談支援は、相談件数の増加だけではなく、障がいの重度化・重複化、家族介護者の高齢化をはじめとする複合化した解決困難な課題を抱えるケースの増加等、相談内容は多様化・困難化しています。

相談支援専門員は、一人ひとりのニーズの的確な把握と本人が選択した生活の場において暮らし続けることを支援するコーディネーター（調整役）としての役割を果たすことが重要です。そして、「地域共生社会」の理念のもと、制度や分野、世代を超えて、人と資源をつなげることで、障がいのある人が生きがいを持って暮らすことのできる地域をともに創っていく必要があります。

基本方針

効果的・積極的に対応できる相談支援体制とケアマネジメントの充実を図り、支援の輪の拡大を目指します。

① 基幹相談支援センターの設置と障害者相談支援事業所の再編

障害者相談支援事業所への専門的な助言（スーパーバイズ）や相談員の人材育成を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

また、基幹相談支援センターを中核とした障害者相談支援事業所の有機的連携のもと、より効果的・積極的な相談支援体制を構築するため、障害者相談支援事業所を再編し、ニーズに対応できる相談支援体制や訪問支援（アウトリーチ）の充実等を図ります。

② 地域生活支援拠点等の体制整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、相談、一人暮らしの体験機会、緊急時の対応等、地域生活支援の提供の調整を基幹相談支援センターの機能とし、地域生活支援拠点等の体制を構築します。

③ 相談支援専門員の育成

相談支援専門員を対象とした研修について、研修の目的や方法、講師の選定を含めた研修のあり方を改善することで、相談支援専門員の資質向上を図り、質の高いケアマネジメントを提供します。

④ 浜松市障がい者自立支援協議会の効果的な運営

障がいのある人に対する支援体制整備等の協議を行う場である、障がい者自立支援協議会について、区障がい者自立支援連絡会²⁷との連携を強化するとともに、当事者の抱える課題を協議する場として当事者部会、専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を運営し、地域課題の解決やニーズに応じた施策の検討を図ります。

⑤ 浜松市発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」の運営

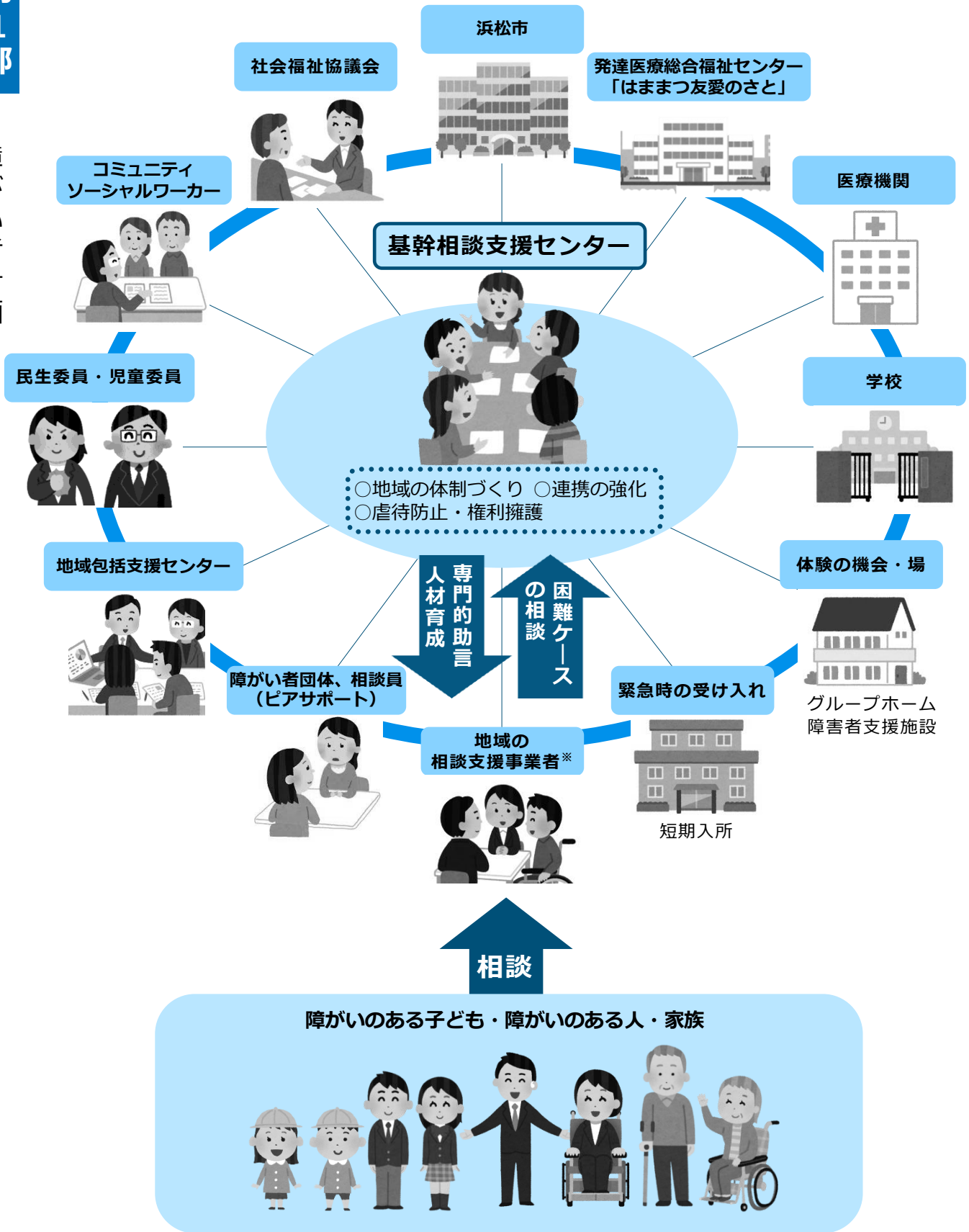
浜松市発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」において、相談支援をはじめ、専門的な療育や日中活動の場、医療等、多様なサービスを総合的に提供することで、障がいのある人が、個人の尊厳を保ちながら、心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援します。

27 区障がい者自立支援連絡会：浜松市障がい者自立支援協議会の規定に基づき区ごとに設置し、地域の課題や関係機関の連携について協議を行う。

第1部

障がい者計画

【基幹相談支援センターのイメージ】



※地域の相談支援事業者：障害者相談支援事業所、特定相談支援事業所及び一般相談支援事業所

3 地域生活への移行に向けた体制整備

背景

これまで本市では地域における住まいの場となるグループホームや活動の場となる通所施設の計画的な整備により、地域移行を推進してきました。しかし、長期にわたり入所又は入院している人は、社会経験の乏しさや障がいの程度から、自己決定と自己選択が難しいこともあるため、地域生活のための計画的な施設整備等による環境づくりとともに、施設入所中や精神科病院入院中から退所、退院に向け、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援が必要です。

また、地域移行の後、地域に溶け込み長く暮らしていくためには、現在の生活だけでなく、障がいのある人自身の重度化・高齢化や「親なき後」への備えも必要です。そのため介護保険制度や心の問題等を含めた幅広い相談支援のネットワーク化を進める等、包括的な支援体制の充実を図る必要があります。

基本方針

施設入所中や精神科病院入院中から退所、退院に向けて一人ひとりのニーズに応じたアプローチを行うとともに、関係機関との連携により地域生活の実現に向けた体制づくりを目指します。

① 支援体制の整備

施設入所や精神科病院等に入院している人が地域生活への移行により、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、地域の支援者等との連携による支援体制の構築を図り、個別支援へとつなげます。

また、浜松市障がい者自立支援協議会の積極的な活用により、地域移行に関する課題の共有と解決に向けた検討を行い、より効果的な推進を図ります。

② 個別支援の充実

施設入所中や精神科病院入院中から、退所、退院に向けた地域移行支援を行うとともに、地域生活への移行後は地域定着支援によるフォローを行い、一人ひとりのニーズに応じた支援を充実させます。

第4章

重点施策

第1部

障がい者計画

【地域生活への移行に向けたイメージ】

地域生活

【住まいの場】

自宅、アパート、グループホーム、ホームヘルプ等



【日中の活動の場】

自立訓練や就労支援等



【相談支援】

相談支援



【訓練の場】

宿泊型自立訓練、グループホームの体験利用

事業所

地域移行支援

地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援や住まい探し等を支援

地域定着支援

地域生活に移行した人や地域生活が不安定な人等を対象に夜間等も含む緊急時の連絡・相談等のサポート

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行を希望する障がいのある人等について、一定期間、定期的な巡回訪問等、生活をサポート

浜松市



支援全体のコーディネーターとして入所者、入院患者の個別支援へのつなぎと地域生活に必要な福祉サービスの基盤整備

障がい者自立支援協議会

地域移行に関する課題の共有と解決に向けた検討

連携

個別支援

働きかけ

入所施設、精神科病院等

4 地域における防災対策の推進

背景

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降も、全国では様々な災害に見舞われています。そうした中で、障がいのある人や子ども、高齢者といった人たちが多く被災している現状があります。高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者²⁸は、自力で避難することが難しく、安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、避難所での配慮等、行政だけでは解決が困難な課題への対策が必要であり、普段から地域とのつながりを持つことが重要になります。

また、避難が必要となった場合には、避難所における障がいの特性に配慮した支援や、福祉避難所²⁹の開設等の支援体制の整備が必要となります。

これらの支援を進めるにあたり、自助・共助・公助のバランスのとれた防災対策が必要です。

基本方針

災害発生時に、障がいのある人へ必要な支援や配慮が提供できるよう、市民・地域・市の連携による支援体制の整備・充実に努めます。

① 災害時における支援体制の整備

災害時に、障がいのある人の心身の状況や複合的に困難な状況に十分配慮した支援がなされるよう、福祉避難所の円滑な開設・運営や在宅避難者への支援等について、関係機関と連携した支援体制を整備します。

② 避難行動要支援者名簿の活用

浜松市地域防災計画に基づき、本人の同意のもと避難行動要支援者³⁰名簿を作成し、避難支援等関係者に提供します。また避難支援等関係者に、災害時避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。

28 要配慮者：高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人。

29 福祉避難所：指定避難所生活において特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者を対象に開設される2次的な避難所のこと。

30 避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

③ 避難支援対策の推進

災害時に、障がいのある人が安心して避難できるよう、地域の防災訓練への参加の必要性を周知し、訓練への参加を促進します。

また、災害時に適切な支援や配慮ができるよう、福祉施設と共同で防災訓練を実施し、そこで得た課題について福祉避難所や避難支援等関係者と共有します。

【 自助・共助・公助による防災対策のイメージ 】

自助 (障がいのある人)

平常時：隣近所と知り合う、知ってもらう。
自宅の防災対策を進める。

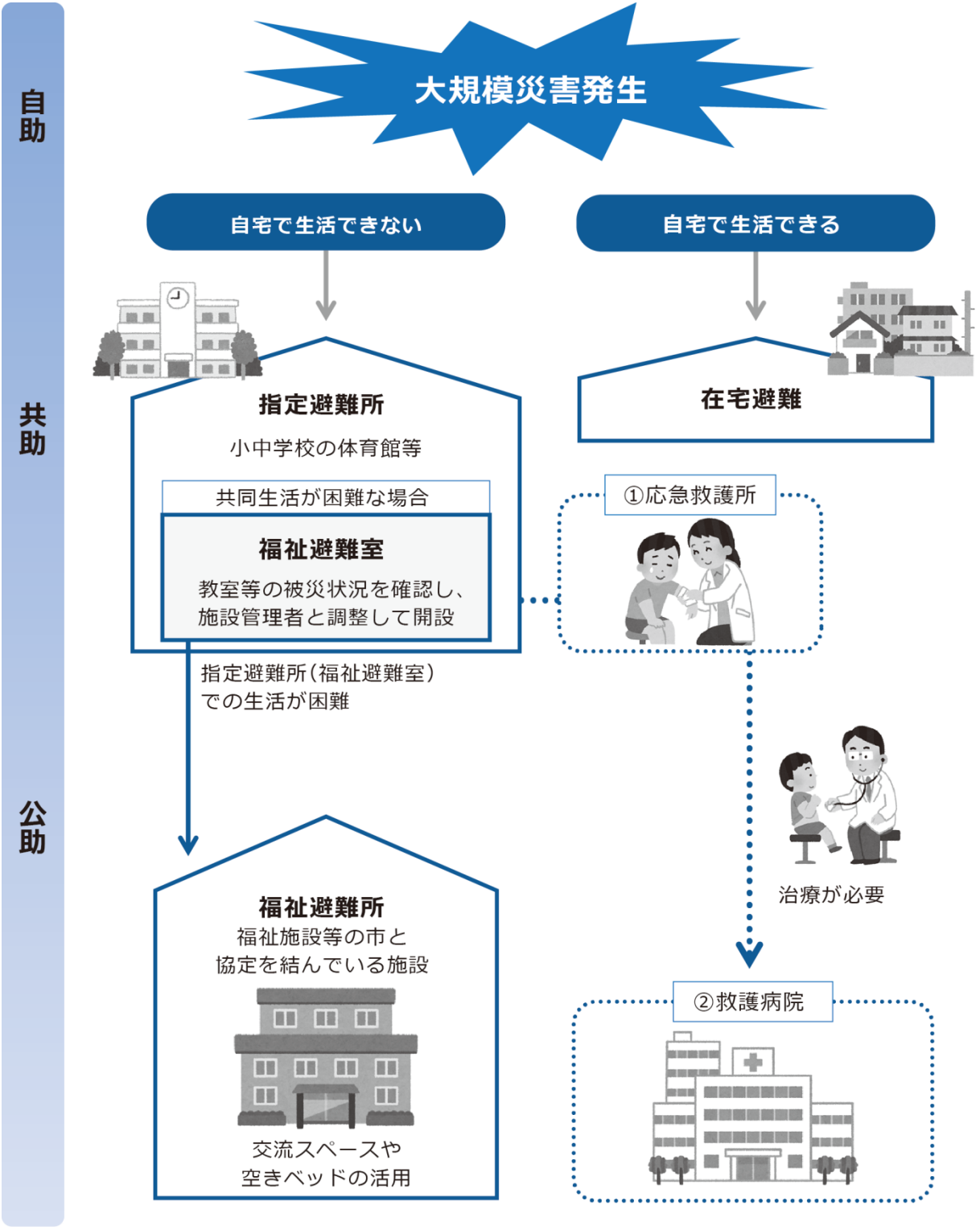
共助 (地域) 個人では解決が困難なことを地域で協力して助け合う

平常時：「顔の見える関係」を築く。同意者の災害時避難支援個別計画を作成。地域防災訓練等の実施。
災害時：住民の安否を確認。避難行動の支援。

公助 (市) 個人・家族や地域ではできないことを公的制度で支援

平常時：マニュアル作成。避難支援関係者へ同意者名簿と地域支援ガイドラインの提供。地域防災訓練の周知。他政令市等との相互応援協力体制整備。
災害時：避難行動要支援者の情報収集・伝達。避難所の運営支援。福祉避難所の開設手続き。災害ボランティアの受け入れ・活動支援。

【避難行動要支援者の避難イメージ】



5 教育機関等と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化

背景

発達に課題のある子どもを育てる家庭について、子どもに対する支援だけでなく、その家族の心身の負担を軽減する支援も一体的に取り組んでいく必要があります。

障がいの有無にかかわらず、できる限り身近な地域で、子どもたちが触れ合いながら育っていける環境が必要です。発達に課題のある子どもを受け入れる保育所や幼稚園では、かかわり方について不安を抱えており、専門機関の支援を求めています。

学校教育の現場でも、障がいのある子どもがその特性に応じた教育を受けるためには、小学校や中学校の教職員が、障がいとそれぞれの子どもを特性を理解し、適切に指導する能力の向上が必要であり、教職員の学ぶ機会を充実させる必要があります。

子どもの成長に伴い、かかわる機関が変わっていくため、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、一人ひとりの発達段階に応じて、関係機関が連携し、一貫して支援することが重要です。

基本方針

子どもは家族との良好な関係性の中で育っていくことが重要であることから、家族も含めた一体的な支援を進めます。

また、発達段階に応じた適切な支援が受けられるよう、教育機関を中心とした関係機関の連携を強化します。

① 支援する職員・教員の資質向上

児童発達支援センター³¹や児童発達支援事業所の連絡会の充実を図り、センターの専門的支援のノウハウを広く提供することで支援内容の充実を図り、身近な地域で障がいのある子どもを支援することを目指します。

また、学校教育においては一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と支援が行えるよう教職員研修を充実し、障がい理解と適切な指導力の向上を図ります。

31 児童発達支援センター：地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

② 地域における支援の充実

地域の保育所や幼稚園の職員のスキルアップや早期療育体制の強化を図るため、地域支援の提供を行う中核的な機能を持つ発達相談支援センター「ルピロ³²」や児童発達支援センターにより、保育所や幼稚園等に対する支援を行い、できる限り身近な地域で子どもを育てられる環境づくりを進めます。

③ 関係機関との連携の強化

保護者をはじめ、福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関と市役所関係各課が連携し、子どもの発達にかかわる情報を共有するとともに、発達障害者支援地域協議会を運営し、子どもや家庭に対するつながりのある支援の推進を図ります。

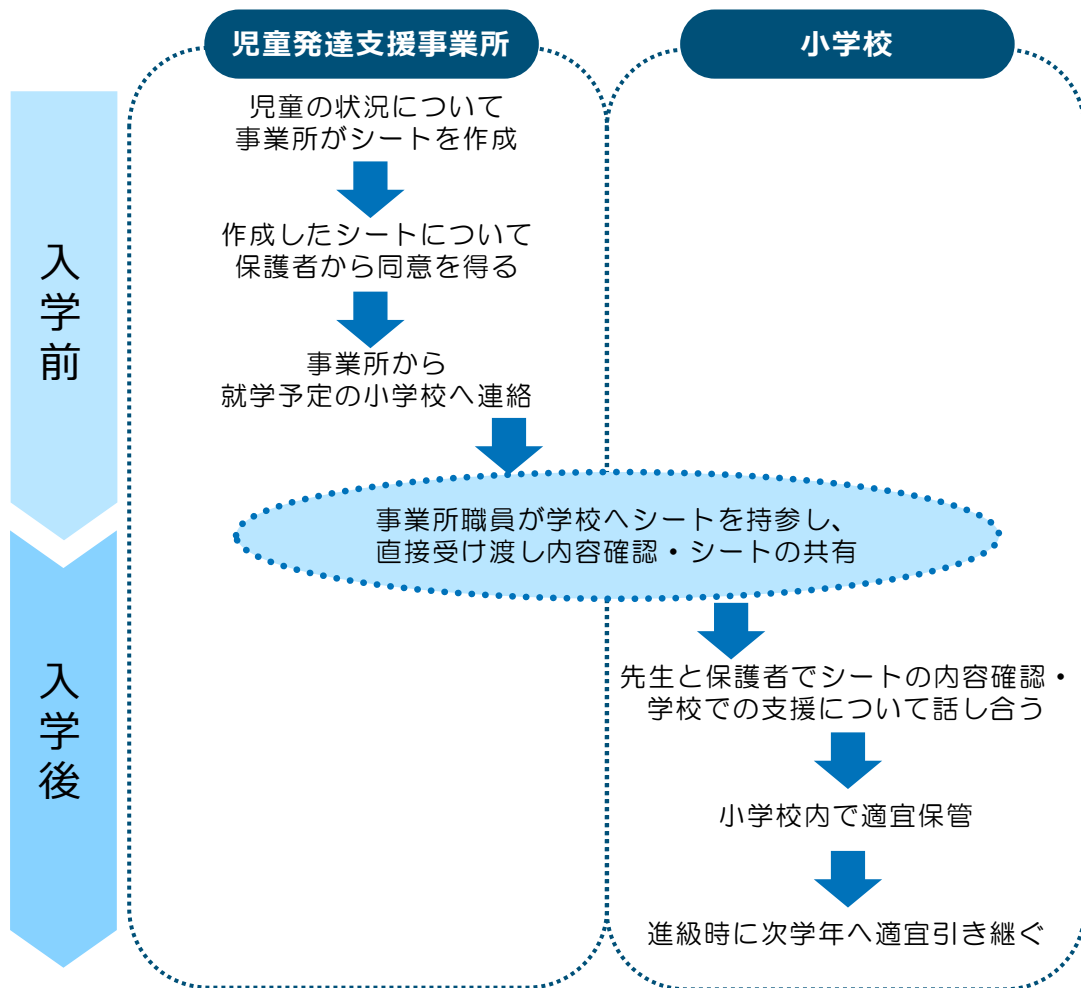
また、浜松市子育てサポートはまずくファイル³³やしずおかサポートファイル³⁴、サポートかけはしシート³⁵を活用することにより、各ライフステージにおいて子どもの情報を引き継ぎ、家庭と保健、福祉、医療、教育機関が連携した切れ目のない一貫した適切な支援を行います。

【内容の一例】

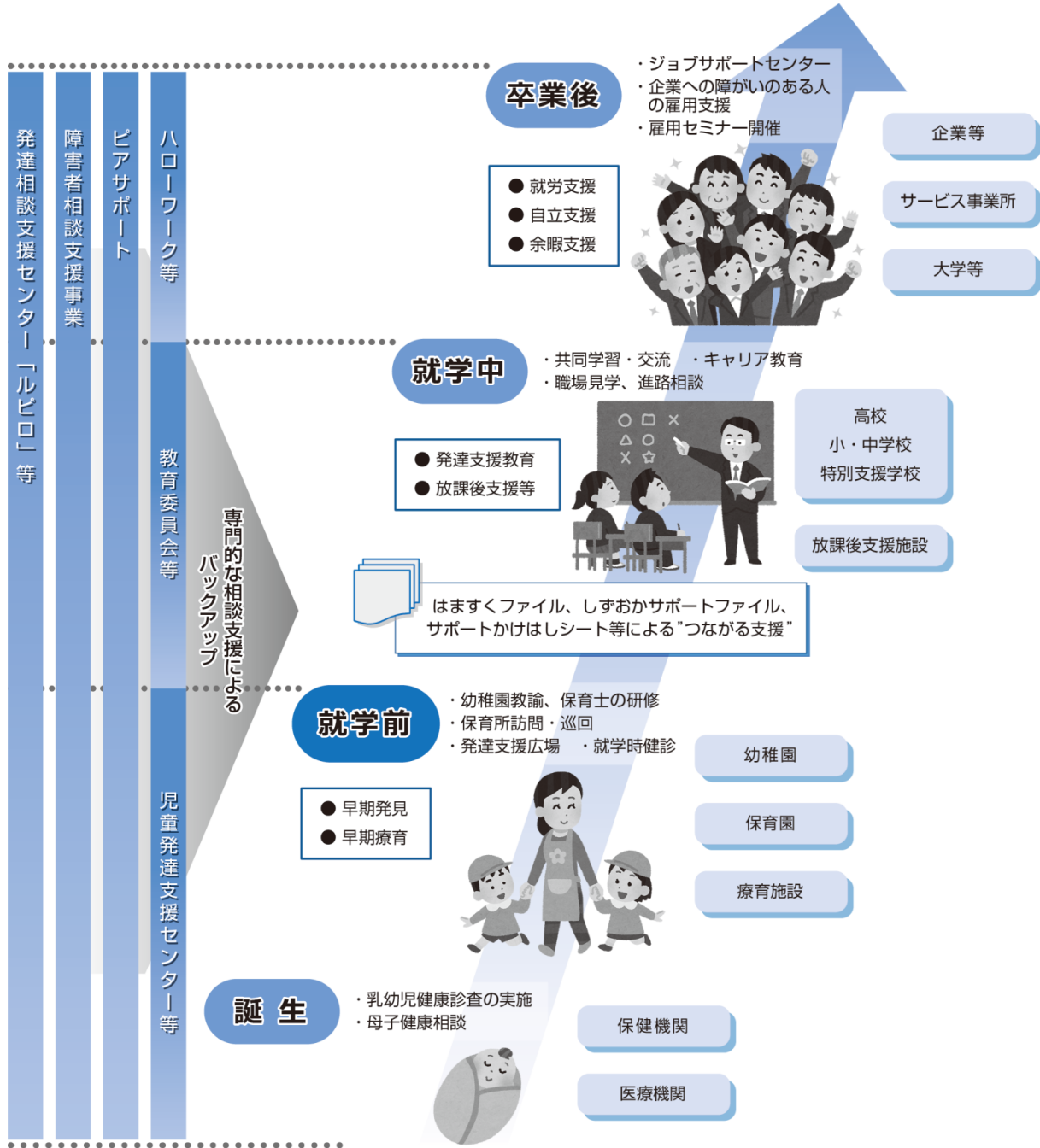


- 32 ルピロ：発達障害者支援法に基づき、浜松市が設置する「発達障害者支援センター」の呼称。
- 33 浜松市子育てサポートはまずくファイル：保護者と保健、医療、福祉、教育機関等が子どもの成長にかかわる情報を共有し、子育て家庭の支援をするための冊子。また、ウェブサイト「はまずくQ&A」にて子育ての悩みや不安について専門家のアドバイスを掲載。
- 34 しずおかサポートファイル：保護者と保健、医療、福祉、教育、労働機関等が、障がいのある人の生育暦や相談・支援の記録を共有し、生涯にわたり継続的な支援を行うための冊子。静岡県が作成。
- 35 サポートかけはしシート：児童発達支援事業所と小学校において、進級や進学の際に、子どもに対して継続して必要な支援を行うことを目的に作成するシート。子どもの特性や配慮すべき点等を記載。

【サポートかけはしシート利用の流れ】



【関係機関の連携による一貫した支援のイメージ】



第5章

分 野 別 施 策

【分野別施策の体系】

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
1 理解促進			(1) 障がいに対する理解促進	50
			①啓発・広報活動の推進	50
			1.障害者週間キャンペーンの実施	50
			2.自閉症・発達障がいの啓発	50
			3.出前講座の開催	50
			4.ふれあい広場等の開催	50
			5.ふれあい交流事業の実施	51
			6.補助犬ふれあい教室の開催	51
			7.心の輪を広げる障害者理解促進事業の実施	51
			8.こころの健康づくり講演会の開催	51
			9.市庁舎内での授産製品展示・販売所の設置	51
			10.身体障害者用駐車場の適正な利用に向けた啓発	51
			11.広報紙等による啓発広報	51
			12.手話体験講座（初心者向け手話講座・親子体験手話講座）の開催	51
			13.はままつ人づくりネットワークセンターによる講座・人材情報の提供	51
			14.企業伴走型障害者雇用推進事業の実施	51
			15.スポーツ交流事業の実施	51
			16.障がい者差別解消に向けた啓発	52
			②人権意識の向上	52
			1.人権だよりの発行	52
			2.人権教育の推進	52
			3.人権啓発イベントの開催	52
			4.浜松人権啓発活動ネットワーク協議会事業の実施	52
			5.小中学校における人権教育の推進	52
			6.人権啓発用絵本の作成	52
			③福祉教育の推進	53
			1.共生・共育の推進	53
2.福祉体験学習事業の実施	53			
3.小中学校における人権教育の推進	53			
4.福祉教育体験事業の実施	53			
(2) 人材育成と活動支援	53			

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
1 理解促進			①ボランティアの育成と活動支援	53
			1.各種奉仕員養成講座の開催	53
			2.精神保健福祉ボランティアの育成と活動支援	53
			3.地域スポーツ指導者の養成	53
			4.ボランティアの育成と活動支援	53
			5.ボランティア活動のコーディネート	53
			6.ボランティア団体の活動支援	54
			7.ささえあいポイント事業	54
			②ピアサポートの推進	54
			1.障がい者団体活動助成事業の実施	54
			2.障がい者相談員の設置と育成	54
			3.精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び活動支援	54
			③地域福祉活動との連携	54
			1.地区社会福祉協議会の活動支援	54
			2.ふれあい広場等の開催	54
			④市職員の障がいに対する理解促進	55
			1.障がいを理解するための職員研修の実施	55
			2.障がい福祉担当職員研修の実施	55
			3.精神障がいを理解するための研修会の開催	55
			4.ユニバーサルサービス研修の実施	55
			5.障がい者差別解消に向けた職員研修の実施	55
			(1) 差別の解消・権利擁護の推進	58
			①差別解消の推進	58
			1.障害者差別解消支援地域協議会の運営	58
			2.障がい者差別解消に向けた啓発	58
			3.障がい者差別解消に向けた職員研修の実施	59
			②成年後見制度等の利用支援	59
1.成年後見制度の利用支援	59			
2.日常生活自立支援事業の実施	59			
③虐待の防止	59			
1.虐待防止のための連携協力体制の整備	59			
2 生活支援			(1) 差別の解消・権利擁護の推進	58
			①差別解消の推進	58
			1.障害者差別解消支援地域協議会の運営	58
			2.障がい者差別解消に向けた啓発	58
			3.障がい者差別解消に向けた職員研修の実施	59
			②成年後見制度等の利用支援	59
			1.成年後見制度の利用支援	59
			2.日常生活自立支援事業の実施	59
			③虐待の防止	59
			1.虐待防止のための連携協力体制の整備	59

第1部

障がい者計画

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
2 生活支援			2.一時保護のための居室の確保	59
			3.複合性に配慮した虐待防止のための普及啓発活動	59
			4.要保護児童対策地域協議会の運営	59
			(2) 相談支援体制の充実	60
			①総合的な相談支援の充実	60
			1.基幹相談支援センターの設置	60
			2.障害者相談支援事業所の運営	60
			3.障がい者自立支援協議会の運営	60
			4.障がい者自立支援協議会における専門部会の運営	60
			5.発達障害者支援地域協議会の運営	60
			6.コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置事業の実施	61
			②ケアマネジメントの推進	61
			1.利用計画の作成	61
			2.相談支援事業所相談員等の研修の実施	61
			③各種相談の実施	61
			1.障がい者相談員の設置と育成	61
			2.精神保健福祉相談の実施	61
			3.中山間地域訪問相談支援事業の実施	61
			4.発達障がい(疑い)のある人の相談の実施	61
			5.発達相談支援センター「ルピロ」の運営	61
			6.外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施	62
			7.こころの問題に関する相談の実施	62
			8.ひきこもり相談支援事業の実施	62
			9.高次脳機能障がいの相談会の実施	62
			10.難病相談の実施	62
			11.妊産婦への相談支援	62
			12.就学相談の実施	62
		13.就労相談の実施	62	
		14.障がい者向け出張相談の実施	62	
		15.総合相談事業の実施	62	

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
2 生活支援			16.民生委員・児童委員による相談の実施	62
			(3) 地域生活への移行の促進	63
			①地域生活への移行の促進	63
			1.地域移行支援の実施	63
			2.地域定着支援の実施	63
			3.自立生活援助の実施	63
			4.グループホーム等の体験利用の推進	63
			5.障害福祉サービスの提供	63
			6.グループホームの整備	64
			7.救護施設における地域移行支援の実施	64
			(4) 地域生活支援の充実	64
			①障害福祉サービスの充実	64
			1.地域生活支援拠点等による地域で支えるサービス提供体制の構築	64
			2.障害福祉サービスの提供	65
			3.グループホームの整備	65
			4.発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」の運営	65
			5.共生型サービスの導入	65
			②ニーズに応じた支援の実施	65
			1.地域活動支援センター事業の実施	65
			2.日中一時支援事業の実施	65
			3.移動支援事業の実施	65
			4.補装具費支給事業の実施	65
			5.日常生活用具費助成事業の実施	65
			6.施設利用入浴サービス事業の実施	65
			7.移動入浴サービス事業の実施	65
			8.コミュニケーション支援事業の実施	66
			9.配食サービス事業の実施	66
			10.紙おむつ購入費の助成	66
			11.介護保険サービスの提供	66
			12.福祉有償運送事業の実施	66

分野	基本施策	施策	取り組み	頁			
2 生活支援			(5) 経済的な支援	66			
			① 手当等による金銭的な支援	66			
			1. 各種手当の給付	66			
			2. 介護者慰労金の給付	66			
			3. 心身障害者扶養共済制度の実施	66			
			4. 生活福祉資金の貸付け	66			
			② 助成制度による負担軽減の実施	67			
			1. バス・タクシー券等の交付	67			
			2. リフト付福祉タクシーの運賃助成	67			
			3. 自動車改造助成事業の実施	67			
			4. 紙おむつ購入費の助成	67			
			3 保健・医療			(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実	70
						① 障がいの早期発見	70
						1. 乳幼児健康診査の実施	70
						2. 就学時健診の実施	70
						3. 母子健康相談の実施	70
4. 「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」の運営	70						
② 適切な医療、地域リハビリテーションの提供等	70						
1. 重症心身障害児(者)支援に関する協議の場の設置	70						
2. 障がい者(児)歯科診療(浜松医療センター)の実施	70						
3. 障がい者施設歯科健診の実施	71						
4. 心身障がい者歯科診療の実施	71						
5. 歯科訪問診査の実施	71						
6. 浜松市障がい者歯科保健医療システムの推進	71						
7. 難病相談の実施	71						
8. 地域リハビリテーションミニ講座(相談)の開催	71						
③ 医療費の助成	71						
1. 自立支援医療の給付	71						
2. 重度障害児者医療費助成	71						

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
3 保健・医療			3. 未熟児養育医療の給付	71
			4. 小児慢性特定疾病医療の給付	71
			5. 難病患者に対する医療費助成	71
			6. 精神障がい者入院医療費助成	71
			(2) 精神保健福祉の推進	72
			① 精神保健福祉の推進	72
			1. 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	72
			2. 精神障害者支援地域協議会の設置及び運営	72
			3. 精神保健福祉相談の実施	72
			4. 中山間地域訪問相談支援事業の実施	72
			5. 各種家族教室の開催	72
			6. 精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び活動支援	72
			7. 高次脳機能障がいの相談会の実施	72
			8. 精神障がい者入院医療費助成	73
			② 精神科救急システムの整備	73
			1. 精神科救急システムの整備	73
			③ こころの健康対策の充実	73
			1. こころの問題に関する相談の実施	73
			2. ひきこもり相談支援事業の実施	73
			3. 外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施	73
4 生活環境			(1) 福祉のまちづくりの推進	76
			① 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	77
			1. 公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進	77
			2. 道路施設のユニバーサルデザイン化の推進	77
			② 公共交通の利便性の向上	77
			1. 主要な駅前広場等のユニバーサルデザイン化	77
			2. ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業の実施	77

第1部

障がい者計画

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
4 生活環境			(2) 防災対策の推進	77
			①防災意識の向上に向けた啓発・広報活動の推進	77
			1.災害時における自助、共助、公助の啓発	77
			2.火災予防の広報	77
			3.防火管理指導の実施	78
			②災害時支援体制の整備	78
			1.福祉避難所の受け入れ体制の構築	78
			2.避難行動要支援者への支援	78
			3.防災訓練の共同実施	78
			③障がい特性に応じた配慮の充実	78
			1.メール119システムの運用	78
			2.緊急通報ファクシミリ事業の実施	78
			3.緊急通報装置の貸与	78
			4.あんしん情報キットの配布	78
			(1) 早期発見・早期療育の推進	81
			①障がいの早期発見と支援への円滑な移行	81
			1.乳幼児健康診査の実施	81
			2.就学時健診の実施	81
			3.母子健康相談の実施	81
4.発達障がい(疑い)のある人の相談の実施	81			
5.発達相談支援センター「ルピロ」の運営	81			
6.「友愛のさと診療所」及び「子どもこころの診療所」の運営	82			
7.児童相談の実施	82			
8.発達障害者支援地域協議会の運営	82			
9.要保護児童対策地域協議会の運営	82			
②早期療育体制の充実	82			
1.発達支援広場の設置	82			
2.児童発達支援の実施	82			
3.児童発達支援センターの運営	82			

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
5 療育・教育			4.保育所等訪問支援の実施	82
			5.保育所等巡回支援の実施	82
			6.居宅訪問型児童発達支援の実施	82
			7.障がい児保育の推進	83
			8.幼稚園教諭・保育士等の研修	83
			9.障がい児入所支援の実施	83
			(2) 発達支援教育の推進	83
			①相談・支援の充実	83
			1.子育てサポートはまずくファイルの活用	83
			2.サポートかけはしシートを活用した連続性のある療育の推進	83
			3.就学相談の実施	83
			4.発達支援教育コーディネーターの配置	83
			5.学習の場の充実	84
			6.キッズサポーター、スクールヘルパーの配置	84
			7.発達支援教育指導員の配置	84
			8.発達支援教育就学奨励費支給事業の実施	84
			9.発達支援の部屋の設置	84
			10.共生・共育の推進	84
			②教職員の専門性の向上	84
			1.発達支援教育に関する研修の実施	84
			(3) 放課後等の支援の充実	85
			①放課後等の支援の充実	85
			1.放課後等デイサービスの実施	85
			2.日中一時支援事業の実施	85
			3.放課後児童会への障がいのある子どもの受け入れの推進	85
			(4) 卒業後の自立に向けた支援	85
			①キャリア教育と進路相談の充実	86
			1.キャリア教育の推進	86
			2.特別支援学校生徒の進路相談の実施	86

分野	基本施策	施策	取り組み	頁		
5 療育・教育			3.福祉事業所フェアの開催	86		
			4.若者相談支援の実施	86		
			5.ひきこもり相談支援事業の実施	86		
			6.中学校から高等学校への文書情報の提供	86		
			②進路先の充実	86		
				1.障害福祉サービスの提供	86	
				2.グループホームの整備	86	
		6 雇用・就労		(1) 就労支援と雇用促進		89
				①就労支援の充実		89
					1.就労相談の実施	89
2.障害者就労支援事業の実施	89					
3.ジョブサポートセンター事業の実施	89					
4.企業伴走型障害者雇用推進事業の実施	89					
5.障がい者職場見学会の開催	89					
6.障がいのある人の就労に関するパンフレットの作成	89					
7.就労定着支援の実施	89					
②雇用促進				90		
	1.障害者雇用支援セミナーの開催			90		
	2.ユニバーサル農業の推進			90		
	3.障がいのある人の市職員・市教員への採用			90		
	4.入札参加資格審査における障がい者雇用への配慮			90		
(2) 福祉就労に対する支援				91		
①福祉就労に対する支援				91		
	1.官公需の発注促進			91		
	2.市庁舎内での授産製品展示・販売所の設置			91		
	3.作業所名鑑の作成			91		
(1) 情報提供の充実				94		
①情報のユニバーサルデザイン化の推進		94				
	1.障がい特性に配慮した広報紙等の作成	94				
	2.アクセシビリティに配慮した市ホームページの作成	94				

分野	基本施策	施策	取り組み	頁	
7 情報・コミュニケーション			3.わかりやすい印刷物作成の手引き作成	94	
			4.障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用	94	
			5.選挙時の情報提供(音声版・点字版)	94	
			6.録音図書・点字図書の作成・貸出	94	
			7.ICT(情報通信技術)を活用した遠隔手話通訳サービスの提供	94	
			8.視覚障がいのある人に対する点字等による情報提供	94	
			②福祉サービスや生活に関する情報提供の充実		95
				1.障害福祉のしおりの作成	95
		2.地域のUD情報等の発信		95	
		3.浜松まちなかトイレマップの提供		95	
		4.市ホームページによる消費生活情報等の提供		95	
		(2) コミュニケーション保障の推進		95	
		①コミュニケーション支援の充実		95	
			1.コミュニケーション支援事業の実施	95	
			2.区役所窓口への手話通訳の配置	95	
			3.各種奉仕員養成講座の開催	95	
②障がい特性に配慮した情報保障の推進		96			
	1.障がい特性に配慮した広報紙等の作成	96			
	2.障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用	96			
	3.選挙時の情報提供(音声版・点字版)	96			
	4.録音図書・点字図書の作成・貸出	96			
	5.メール119システムの運用	96			
	6.緊急通報ファクシミリ事業の実施	96			
(1) 外出支援		99			
①移動手段の充実		99			
8 社会参加		1.移動支援事業の実施	99		
		2.リフト付福祉バスの貸出	99		
		3.車いすの貸出	99		
		4.福祉有償運送事業の実施	99		

第1部

障がい者計画

分野	基本施策	施策	取り組み	頁	
8 社会参加			②助成制度による支援	99	
			1.バス・タクシー券等の交付	99	
			2.リフト付福祉タクシーの運賃助成	99	
			3.自動車改造助成事業の実施	99	
				(2) 地域活動への参加の促進	100
				①地域活動への参加の促進	100
				1.施策へ当事者が参画できる仕組みの検討	100
				2.ふれあい広場等の開催	100
				3.ふれあい交流事業の実施	100
				4.障がい者団体活動助成事業の実施	100
				5.障がい者相談員の設置と育成	100
				6.各種奉仕員養成講座の開催	100
				7.障害者週間キャンペーンの実施	100
				8.補助犬ふれあい教室の開催	100
				9.市施設の使用料の減免	101
				(3) スポーツ・文化活動、余暇支援	101
				①障がい者スポーツの振興	101
				1.浜松市障害者スポーツ大会の開催	101
				2.静岡県障害者スポーツ大会の開催	101
				3.全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣	101
				4.浜松市発達医療総合福祉センター 体育館・プールの一般開放	102
				5.地域スポーツ指導者の養成	102
				6.スポーツ交流事業の実施	102
				②文化活動への支援	102
				1.市施設の使用料の減免	102
				2.生涯学習事業参加機会の提供	102
				3.障害者週間キャンペーンの実施	102

1 理解促進

基本方針

関係機関との緊密な連携のもと、障がいの有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し支え合う、「共生社会」の理念について更なる普及を図ります。

基本施策

(1) 障がいに対する理解促進

施策

- ① 啓発・広報活動の推進
- ② 人権意識の向上
- ③ 福祉教育の推進

(2) 人材育成と活動支援

- ① ボランティアの育成と活動支援
- ② ピアサポートの推進
- ③ 地域福祉活動との連携
- ④ 市職員の障がいに対する理解促進

【現状と課題】

- 知的障がい、身体障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重複障がい等、より一層の理解が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいについて、その特性や必要な配慮等に関する理解の促進が必要です。
- 教育現場や雇用現場等、様々な生活場面に応じた啓発が必要です。子どもの障がいの特性は多様であり、大人とは異なる支援が必要になります。また、障がいのある人の雇用の拡大のためには、企業の障がいへの正しい理解と労働環境に関する配慮が必要です。
- 共生社会の実現に向けて、特に小中学生に対する福祉教育の推進が必要です。
- 行政が主体となって行う啓発・広報活動に加えて、地域で一体となって理解を進めるために、引き続き民生委員・児童委員³⁶や地区社会福祉協議会³⁷、NPO 等との連携・協力が必要です。

36 民生委員・児童委員：民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める人々。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされ、地域の子ども及び妊産婦の福祉の増進にも努める。

37 地区社会福祉協議会：地域における生活上の身近な課題について協議し、地域内の各種団体、組織と協力しながら住民主体の地域福祉活動を推進する自主的な住民組織。

▶ (1) 障がいに対する理解促進

市民に「障がい」に関する理解を深めてもらうため、出前講座の活用や精神障がいに対する理解の周知を図る講演会の開催、12月の障害者週間を中心とした展示やイベントによる啓発・広報活動による取り組みを進めます。

引き続き、「障がい」への理解が深まる取り組みを推進していき、地域住民と障がいのある人の交流事業や特別支援学校と小中学校の交流・共同学習等、共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

<スマイルフェスタ>



<手話体験講座（初心者向け手話講座）>



① 啓発・広報活動の推進

取り組み	内容
1. 障害者週間 ³⁸ キャンペーンの実施（障害保健福祉課）	障害者週間（12月3日～9日）に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催、市内障がい者団体等と連携して啓発イベント等を開催し、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。
2. 自閉症・発達障がいの啓発（子育て支援課）	世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）にポスターの掲示や発達障がいのある人の作品展示等にて広く市民に対して啓発事業を行います。
3. 出前講座の開催（障害保健福祉課、精神保健福祉センター、社会福祉協議会）	障がい福祉の現状や制度を説明する講座や障がいのある人に対する理解を深める体験講座等を開催します。
4. ふれあい広場等の開催（福祉総務課、社会福祉協議会）	ふれあい広場等を開催し、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の交流を図ります。また、参加団体の拡大と自主運営の更なる充実を目指します。

38 障害者週間：12月3日から9日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉について理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められる。

取り組み	内 容
5. ふれあい交流事業の実施（社会福祉協議会）	障がいのある人と地域住民、ボランティア等との食事会や各種交流事業を実施します。
6. 補助犬ふれあい教室の開催（障害保健福祉課）	補助犬ふれあい教室を開催し、補助犬ユーザーによるデモンストレーション等を行い、視覚障がいのある人や補助犬に対する理解を深めます。
7. 心の輪を広げる障害者理解促進事業の実施（障害保健福祉課）	「障害者週間」の取り組みの一環として、障がいのある人に対する理解の促進を図るため、国との共催により「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募します。
8. こころの健康づくり講演会の開催（精神保健福祉センター）	精神疾患、精神障がいに対する理解を深めるため、広く市民への啓発事業を行います。
9. 市庁舎内での授産製品展示・販売所の設置（障害保健福祉課）	静岡県作業所連合会・わ浜松地区会による授産製品展示・販売所「チャレンジショップわ」の市庁舎での販売継続支援や、中央図書館内に開設された販売所での障害者就労施設の出店を支援することで、障がいのある人の就労や自立を支援するとともに、障がいのある人に対する市民の理解を深めます。
10. 身体障害者用駐車場の適正な利用に向けた啓発（障害保健福祉課）	市民マナー条例（浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例）に基づき、身体障害者用駐車場の適正利用に向け、障害者週間等のイベント開催時に街頭で周知します。
11. 広報紙等による啓発広報（広聴広報課）	広報紙への掲載を通じて、障がいのある人に対する情報提供や活動紹介等を行うことで、市民の障がいに対する理解を深めます。
12. 手話体験講座（初心者向け手話講座・親子体験手話講座）の開催（障害保健福祉課）	浜松市手話言語の推進に関する条例の施行に伴い、多くの市民に手話への理解の促進、手話の普及を図るための講座を開催します。
13. はままつ人づくりネットワークセンターによる講座・人材情報の提供（教育総務課）	行政・企業・大学・NPO 等が協働して、子どもたちのための講座や人材を提供する仕組み「はままつ人づくりネットワークセンター」を通じて、障がいに対する理解を深める講座を学校の教育活動等で実施するよう活用促進を図ります。
14. 企業伴走型障害者雇用推進事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人の雇用拡大のため、雇用を実施・検討している企業に継続的な支援や助言を行います。また、研修会等を開催し、障がいのある人の雇用に対する理解促進や企業間ネットワークの構築等を支援します。
15. スポーツ交流事業の実施（スポーツ振興課）	年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、だれもが楽しめる交流の場としてスポーツイベントを開催することにより、ライフスタイルに応じた生涯スポーツ社会の創出につなげます。

取り組み	内容
------	----

16. 障がい者差別解消に向けた啓発（障害保健福祉課）

地域における身近な差別の解消を推進するため、合理的配慮の好事例の紹介や差別解消に関する啓発等を行います。また、ヘルプマーク³⁹の配布を行うとともに、障がい者団体と協議し、ヘルプカード⁴⁰の導入について検討します。

<ヘルプマーク>



義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、又は妊娠初期の人等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

※実際のヘルプマークは、背景は赤色、プラスとハートは白色です。

② 人権意識の向上

取り組み	内容
------	----

1. 人権だよりの発行（福祉総務課（人権啓発センター））

人権に関する広報紙を発行し、全職員の人権意識の啓発・高揚を図ります。また、人権啓発用に関係機関に配布します。

2. 人権教育の推進（福祉総務課（人権啓発センター））

幼稚園、小中学校のPTAを対象にした地域ふれあい講座、市職員と教職員を対象にした人権教育指導者研修会を開催し、人権意識の高揚を図ります。

3. 人権啓発イベントの開催（福祉総務課（人権啓発センター））

広く一般市民を対象に、人権に対する正しい理解と認識を深めることを目的に、クリエート夏まつりにおける人権啓発イベントを開催します。

4. 浜松人権啓発活動ネットワーク協議会事業の実施（福祉総務課（人権啓発センター））

磐田市、湖西市、浜松人権擁護委員協議会、静岡地方方法務局浜松支局と連携し、人権の花運動⁴¹や小学生人権書道・ポスターコンテストの実施、人権週間（12月4日～10日）に人権フェスティバルを開催します。

5. 小中学校における人権教育の推進（指導課）

各教科・領域において、人間尊重の教育を基盤において学習指導します。

6. 人権啓発用絵本の作成（福祉総務課（人権啓発センター））

幼児期からの人権啓発教育を推進するため、人権とは何かを簡単明瞭に分かりやすく問いかけ、考えさせる内容の絵本を作成し、幼稚園、保育園、小学校等へ配布します。

39 ヘルプマーク：外見からは分からない内部障がいの人等、周囲の人に配慮や援助を必要としていることを知らせるために作成されたマーク。

40 ヘルプカード：ヘルプマークが標示され、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカード。

41 人権の花運動：ひまわりの花の栽培を通じてやさしさと思いやりの心をはぐくむ人権啓発運動。

③ 福祉教育の推進

取り組み	内容
1. 共生・共育の推進（指導課（教育総合支援センター））	特別支援学校に在籍する子どもが居住する地域の小中学校に交流籍を置き、交流及び共同学習を行います。
2. 福祉体験学習事業の実施（指導課）	市立小中学校において、主に総合的な学習の時間を活用し、福祉体験学習を積極的に実施します。
3. 小中学校における人権教育の推進（指導課）	【再掲 52 各教科・領域において、人間尊重の教育を基盤において学習指導します。 ページ】
4. 福祉教育体験事業の実施（社会福祉協議会）	福祉体験講座の実施や福祉教育用に福祉用具の貸し出しを行います。

▶ (2) 人材育成と活動支援

人材育成の一環として、各種奉仕員養成をはじめとする養成講座やボランティア活動への支援等を実施しています。

また、研修会の開催等によりボランティア活動に関心のある人が参加しやすい環境をつくり、併せて団体活動の支援等を行います。

① ボランティアの育成と活動支援

取り組み	内容
1. 各種奉仕員養成講座の開催（障害保健福祉課、中央図書館（城北図書館））	視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座（手話、要約筆記、点訳、音訳）を開催します。
2. 精神保健福祉ボランティアの育成と活動支援（精神保健福祉センター）	精神疾患や精神障がいのある人に対する理解者を増やし、地域で生活する精神障がいのある人への支援協力者となる精神保健福祉ボランティアの育成、コーディネートを行います。
3. 地域スポーツ指導者の養成（スポーツ振興課）	障がい者スポーツの指導者を養成し、スポーツを通じて社会参加の促進を図ります。
4. ボランティアの育成と活動支援（社会福祉協議会）	ボランティア育成のための研修会を行うとともに、ボランティア活動の利便を図るため、会議室、作業室や印刷機、録音機材等活動機材の提供を行います。
5. ボランティア活動のコーディネート（社会福祉協議会）	様々なボランティア活動を紹介し、ボランティア活動をしたい人の相談に応じます。

取り組み	内容
6. ボランティア団体の活動支援（福祉総務課、社会福祉協議会）	だれもが気軽に交流できる、身近なふれあいの集いづくりを進めるボランティア団体の活動を支援します。また、ボランティア団体等に対し、福祉事業への助成金を交付し、活動支援を行います。
7. ささえあいポイント事業（高齢者福祉課）	介護サービス事業所・障害者福祉施設等の施設や、地域の高齢者サロン・配食団体でのボランティア活動、また自身の介護予防活動に対して、換金・寄附が可能なポイントを付与します。
② ピアサポートの推進	

取り組み	内容
1. 障がい者団体活動助成事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいのある人の福祉増進を目的とした障がい者団体に対し、団体の活動事業費を補助することで、障がいのある人の社会参加を促進します。
2. 障がい者相談員の設置と育成（障害保健福祉課）	障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員が、関係機関等との連携のもと当事者や家族の相談を受ける体制を整えます。また、相談の質の向上を目的に相談員を対象とした研修を実施することで、 <u>ピアサポート</u> ⁴² を推進します。
3. 精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び活動支援（精神保健福祉センター）	市内にある精神保健福祉に関係する家族会等がお互いの活動を知り、連携の強化を図ることができる場として連絡会を開催します。また、家族会等が自主的な活動を行えるように支援を行います。
③ 地域福祉活動との連携	

取り組み	内容
1. 地区社会福祉協議会の活動支援（福祉総務課、社会福祉協議会）	地域における生活上の身近な課題の解決に取り組んでいる地区社会福祉協議会に対する支援により、住民主体による地域福祉活動を推進します。また、地区社会福祉協議会を中心とした地域ボランティアグループ相互の連携強化や交流の活性化を目的とした地域ボランティアコーナーの設置を推進します。
2. ふれあい広場等の開催（福祉総務課、社会福祉協議会）	【再掲 50 ページ】 ふれあい広場等を開催し、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の交流を図ります。また、参加団体の拡大と自主運営の更なる充実を目指します。

42 ピアサポート：同じような立場の人によるサポート（ピア＝仲間、同僚）。

④ 市職員の障がいに対する理解促進

取り組み	内 容
1. 障がいを理解するための職員研修の実施（人事課）	障がいのある人の人権やユニバーサルデザインの知識の醸成を図るため、新規採用職員に対して人権、ユニバーサルデザインについて学ぶ研修を実施します。
2. 障がい福祉担当職員研修の実施（障害者更生相談所）	区役所の障がい福祉担当新規配属職員等に対して、 <u>身体障害者手帳</u> ⁴³ 、 <u>療育手帳</u> ⁴⁴ 、補装具等についての研修を行います。
3. 精神障がいを理解するための研修会の開催（精神保健福祉センター）	精神障がいのある人に接する機会のある行政職員及び関係施設職員に対し、精神障がいへの理解を深め、質の高いサービスを提供するために研修会を開催します。
4. ユニバーサルサービス研修の実施（UD・男女共同参画課）	お客様と接する機会の多い窓口担当職員等を対象に、高齢者や障がいのある人等様々なサポートが必要な人への配慮や、サービス提供の方法を学ぶ研修を行います。
5. 障がい者差別解消に向けた職員研修の実施（障害保健福祉課）	障害者差別解消法の趣旨及び障がいに対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため、職員に対し、必要な研修を行います。

43 身体障害者手帳：身体障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

44 療育手帳：知的障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

コラム1

障がい福祉従事者の育成/
学生とのふれあいを通して聖隷クリストファー大学
福田 俊子

「メンバーの皆さんにたくさん助けてもらいました」と涙ぐむ学生たち。

これは、知的障がいのある人が通う就労支援事業所における実習をすべて終了した後に、学内で行われた授業の一コマです。社会福祉の実習では、教員が実習先に常駐しないので、学生たちは全く見知らぬ世界に放り出されるところから、一人ひとりの実習が始まります。実習生として、何をどのように行動したらよいか分からずに困惑している学生たちに、メンバーの皆さんはやさしく声をかけ、丁寧に作業内容を教えてくださいます。

自分が支援するはずだったのに支援されている。こうした出来事との出会いが、利用者に「受け入れられた」「迎え入れられた」という実感になり、実習終了時における学生の涙へとつながっていくのです。

そして、学生はメンバーの皆さんと一緒に作業するなかで、集中力を切らさずに作業を「続けること」の難しさを知ります。単純作業なら自分にだってできるはず。当初、学生はそう思って取り組み始めるのですが、1時間もしないうちに、作業に飽きて集中できなくなってしまう。これに対し、メンバーは新しいことを覚えるのに時間がかかることも多いけれど、いったん身体で覚えた作業には、驚くような集中力を持って取り組み続けます。

学生は仕事の内容にかかわらず、目の前にある仕事に対して真摯に取り組もうとするメンバーの姿勢に触発され、単純作業がだれにでもできることではないことを理解し、さらに、同じことの繰り返しに見える作業に「取り組み続けること」の意味を考え始めます。もしかしたら、作業が「単純」であると決めつけているのは、自分たちの捉え方であって、メンバーは違うのかもしれない。メンバーは、作業一つひとつに興味を持ちながら取り組んでいるから、集中することができているのではないか。そんな話し合いが、授業で展開されていきます。

学生たちが、社会福祉現場に身をおき、利用者や職員の皆さんとのかかわりを持たせていただくなかで得ている様々な貴重な体験を「自分にとってよかった体験」という、いわば「点」の学習で終わらせるのではなく、「利用者の理解を深める体験」という「線」の学習へとつなげること。こうした地道な取り組みが、障がいの理解促進に結びついていくのではないのでしょうか。以上のような実習教育を通して、教員もまた、利用者や学生から教えられ続けています。

2 生活支援

基本方針

自己決定による尊厳ある地域での暮らしを前提とし、個々のニーズや実態に応じた適切な支援を提供します。

基本施策

施策

- | | | |
|-------------------|---|---|
| (1) 差別の解消・権利擁護の推進 | — | <ul style="list-style-type: none"> ① 差別解消の推進 ② 成年後見制度等の利用支援 ③ 虐待の防止 |
| (2) 相談支援体制の充実 | — | <ul style="list-style-type: none"> ① 総合的な相談支援の充実 ② ケアマネジメントの推進 ③ 各種相談の実施 |
| (3) 地域生活への移行の促進 | — | <ul style="list-style-type: none"> ① 地域生活への移行の促進 |
| (4) 地域生活支援の充実 | — | <ul style="list-style-type: none"> ① 障害福祉サービスの充実 ② ニーズに応じた支援の実施 |
| (5) 経済的な支援 | — | <ul style="list-style-type: none"> ① 手当等による金銭的な支援 ② 助成制度による負担軽減の実施 |

第5章

分野別施策

【現状と課題】

- 実態調査では「嫌な思いや配慮に欠けると思った対応の経験」がある人は約 25%であり、差別解消について更なる周知が必要です。
- 成年後見制度の利用について、より一層の制度の周知を行い、利用の促進を図る必要があります。
- 現在、相談の内容は多岐にわたるとともに、その件数も増加しており、支援体制の強化が必要です。障がいのある人がどこに相談すればよいのか分からない、また、相談しても迅速な対応ができていない状況があります。入所施設や精神科病院から地域生活へ戻る場合や地域とつながれない機能不全家族等に対しては、相談支援専門員による訪問支援が重要となるため、窓口の周知や人材育成を含めた相談支援体制の更なる充実を図る必要があります。
- 障がいのある人の高齢化とともに、支える家族も高齢化し、親なき後の支援等、将来への不安を感じている人が多く、不安を払拭できるような支援体制が必要です。必要なときに自立の支援や適切なサービスの提供が受けられるよう、福祉サービス事業所の連携・協力や介護サービスの提供も含めた包括的なサポートを可能にする体制が必要です。
- 福祉サービスに対するニーズの多様化・高度化に伴い、一人ひとりの意向や心身の状況等に応じたきめ細かな支援、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

▶ (1) 差別の解消・権利擁護の推進

障がいを理由とした不当な差別や虐待の防止を図り、障がいのある人の権利・利益を保護するため、障害福祉サービス等事業担当者を対象にした研修会の開催や、関係者を含め広く一般を対象にした講演会を開催し、普及啓発を行います。また、成年後見制度については、関係者の協議・検討により利用を促進します。

① 差別解消の推進

取り組み	内容
1. 障害者差別解消支援地域協議会の運営（障害保健福祉課）	障害者差別解消法に基づき、地域における障がいのある人への差別に関する相談等について、情報を共有し、差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして障害者差別解消支援地域協議会を運営します。
2. 障がい者差別解消に向けた啓発（障害保健福祉課） 【再掲 52 ページ】	地域における身近な差別の解消を推進するため、合理的配慮の好事例の紹介や差別解消に関する啓発等を行います。また、ヘルプマークの配布を行うとともに、障がい者団体と協議し、ヘルプカードの導入について検討します。

取り組み	内 容
------	-----

3. 障がい者差別解消に向けた職員研修の実施（障害保健福祉課）

【再掲 55 障がい者差別解消法の趣旨及び障がいに対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため、職員に対し、必要な研修を行います。

② 成年後見制度等の利用支援

取り組み	内 容
------	-----

1. 成年後見制度の利用支援（障害保健福祉課）

成年後見制度について、申し立てを行う親族がいない人を対象に市長が申し立てを行います。そして、補助を受けなければ制度の利用が困難であると認められる人に制度利用に要する経費を助成します。また、成年後見制度に携わる団体や関係機関との連絡会において、市民後見人の育成や市の支援のあり方等について検討します。

2. 日常生活自立支援事業の実施（社会福祉協議会）

知的障がいや精神障がい等により日常生活に不安のある人が、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

③ 虐待の防止

取り組み	内 容
------	-----

1. 虐待防止のための連携協力体制の整備（障害保健福祉課）

障がいのある人への虐待の防止、早期発見・早期対応に関する虐待防止ネットワークの連携及び地域における関係機関等との協力体制の推進を図ります。

2. 一時保護のための居室の確保（障害保健福祉課）

障がいのある人への虐待に迅速に対応するため、障害者支援施設等に依頼し、虐待を受けた障がいのある人の緊急受け入れのための居室を確保します。

3. 複合性に配慮した虐待防止のための普及啓発活動（障害保健福祉課）

障害者虐待防止法の理解促進のため、リーフレットの配布や講演会を開催し、普及啓発を行います。また、研修会や講演会を通じて、女性や高齢者等、複合的困難を抱える障がいのある人への虐待の防止及び権利擁護を図ります。

4. 要保護児童対策地域協議会の運営（子育て支援課）

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、浜松市要保護児童対策地域協議会を運営し、必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援等の内容に関する協議を行います。

(2) 相談支援体制の充実

地域生活を支えるためには、支援を必要としている人を適切な支援へとつなげる相談支援の役割が重要です。

制度を知らない人や相談へ行けない人を適切な相談窓口へとつなぐため、地域でピアサポートを行う障がい者相談員や、地域福祉活動を担う民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）⁴⁵等、社会福祉協議会との協力・連携のもと、見守りを含めた支援体制を整備します。

個別の相談に対しては、支援を必要とする人の視点に立ち、本人の意向や心身の状況に応じて適切なサービスを組み合わせる包括的な相談支援（ケアマネジメント）を提供します。さらに、身近な地域での相談支援を円滑に実施できるよう、基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者のバックアップや人材育成を行います。

また、全市的に取り組む必要のある課題の解決や地域のニーズに応じた施策を検討していくため、区役所と障害者相談支援事業所を中心とした福祉、保健、医療、教育、労働、地域等の関係者からなる浜松市障がい者自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

① 総合的な相談支援の充実

取り組み	内容
1. 基幹相談支援センターの設置（障害保健福祉課）	困難ケースへの対応及び地域の相談支援事業者への専門的な助言、人材育成等を行います。
2. 障害者相談支援事業所の運営（障害保健福祉課）	障がいのある人等の様々な相談に応じ、情報提供、助言、その他サービス利用等の支援や、関係機関との連絡調整等を行います。
3. 障がい者自立支援協議会の運営（障害保健福祉課）	障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議するため、障がい者自立支援協議会を運営します。また、障がい者自立支援協議会の活動を市ホームページに掲載します。
4. 障がい者自立支援協議会における専門部会の運営（障害保健福祉課）	障がい者自立支援協議会の中で、当事者の抱える課題を協議する場として当事者部会及び専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を運営します。
5. 発達障害者支援地域協議会の運営（子育て支援課）	発達障がいのある人の支援に関する関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

45 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：地域住民からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う人。

取り組み	内 容
6. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業の実施（福祉総務課、社会福祉協議会）	地域福祉のコーディネートを行う CSW の配置を支援し、個別相談への対応や地区社会福祉協議会をはじめとする地域福祉活動の支援を行うとともに、他団体との連携を推進し、地域の様々な福祉課題の解決につなげます。

② ケアマネジメントの推進

取り組み	内 容
1. 利用計画の作成（障害保健福祉課）	障害福祉サービスや児童福祉法に規定する障害児通所支援を利用するにあたって必要となるサービス等利用計画や障害児支援利用計画を作成し、定期的にその利用状況を検証し、包括的な支援をします。
2. 相談支援事業所相談員等の研修の実施（障害保健福祉課）	より質の高いケアマネジメントを提供するため、サービス等利用計画を策定する相談支援事業所の相談員その他関係機関の職員を対象とした研修を実施します。

③ 各種相談の実施

取り組み	内 容
1. 障がい者相談員の設置と育成（障害保健福祉課）	【再掲 54 ページ】 障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員が、関係機関等との連携のもと当事者や家族の相談を受ける体制を整えます。また、相談の質の向上を目的に相談員を対象とした研修を実施することで、ピアサポートを推進します。
2. 精神保健福祉相談の実施（障害保健福祉課）	精神保健福祉士、保健師等による訪問、来所、電話相談を行います。
3. 中山間地域訪問相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	中山間地域において、主に訪問により、在宅の精神疾患を持つ人及び精神障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言、生活支援を行います。
4. 発達障がい（疑い）のある人の相談の実施（子育て支援課）	身近な区役所等で、発達障がいについて心配や悩みのある人や家族の相談に応じます。
5. 発達相談支援センター「ルピロ」の運営（子育て支援課）	発達相談支援センター「ルピロ」において、発達障がいのある人や家族に対し、相談や情報提供、就労支援を行います。また、市民や関係者への発達障がいの啓発事業や研修会を実施するとともに、地域支援体制の整備を行います。

取り組み	内容
6. 外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	ポルトガル語によるメンタルヘルス相談窓口を設置し、面接・電話等によるメンタルヘルス相談、精神科医療機関への同行通訳、出張相談、通訳者の養成、講習会の開催等を行います。
7. こころの問題に関する相談の実施（精神保健福祉センター）	特定分野（ひきこもり、自死遺族、犯罪等被害者、依存問題、がん患者の家族・遺族等）について、予約制で保健師、臨床心理士、精神保健福祉士が無料の相談を行います。
8. ひきこもり相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	ひきこもりサポートセンターを設置し、必要なケースについて訪問支援を行うとともに、ひきこもり当事者の居場所の運営を行います。
9. 高次脳機能障がいの相談会の実施（障害保健福祉課）	静岡県が実施する「高次脳機能障害医療等総合相談事業」において、リハビリテーション科等の専門医師、作業療法士、社会福祉士、市職員等による予約制の相談を行います。静岡県西部健康福祉センターを会場として、浜松市を含む静岡県西部地区を対象に開催しており、浜松市の広報にて周知します。
10. 難病相談の実施（健康増進課）	難病患者を対象に療養上の不安解消を図るために、医療・日常生活・社会生活・経済的問題等について相談に応じます。
11. 妊産婦への相談支援（健康増進課）	母子健康手帳交付時に保健師、助産師がすべての妊婦に対して、現状の把握や心配ごとの相談に応じます。また、妊婦期から支援が必要と判断した場合は、担当保健師が支援を行います。
12. 就学相談の実施（指導課（教育総合支援センター））	特別な支援を必要とする子どもを持つ保護者に対して、就学先の相談に応じます。
13. 就労相談の実施（障害保健福祉課）	就労に関する相談窓口を設置し、来所のほか、電話等により相談に応じます。
14. 障がい者向け出張相談の実施（障害者更生相談所）	障害者支援施設等への入所者（通所者）や補装具の使用者で心身に障がいのある人に対して、出張による医学的、心理学的及び職能的判定等の総合相談を行い、社会的更生の支援を行います。
15. 総合相談事業の実施（社会福祉協議会）	ボランティア相談、福祉なんでも相談を行います。
16. 民生委員・児童委員による相談の実施（福祉総務課）	市内53地区の単位で地区民生委員・児童委員協議会を組織し、障がいのある人等からの相談に応じ必要な援助を行うことにより、福祉のまちづくりを推進します。

（3）地域生活への移行の促進

施設入所や精神科病院への入院の場合、本人の自己決定と自己選択によるものではなく、“入所や入院が必要である”という家族や行政を含めた支援者の保護的な考え方が優先される傾向にありました。

地域生活への移行の促進にあたり、入所又は入院していた人は、社会経験の乏しさや障がいの程度から、自己決定と自己選択が難しい場合もあります。地域でも安心した生活を送ることができることを理解し、地域で生活していく意欲を持てるよう、入所施設や精神科病院、地域の相談支援事業者と連携した支援により、入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を推進します。

また、本人やその家族が地域での生活に不安を抱えていることが多いため、自宅やアパート等での暮らしを支える訪問系サービスを充実するとともに、住まいの場の一つとなるグループホーム等と地域生活の拠点となる通所施設を計画的に整備し、安心して地域で暮らすことができる環境づくりを進めます。

入所施設や精神科病院は、地域生活支援の拠点、専門的な機能を持ったセーフティネットとして位置付け、地域生活への移行に向けた継続的な支援や移行後のフォローアップ、在宅を支えるサービスの充実等、機能強化を図ります。

① 地域生活への移行の促進

取り組み	内容
1. 地域移行支援の実施（障害保健福祉課）	入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を希望する人に対して、住居の確保等、必要な支援を行います。
2. 地域定着支援の実施（障害保健福祉課）	居宅において单身により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。
3. 自立生活援助の実施（障害保健福祉課）	入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対し、定期的な巡回訪問等により地域生活の支援を行います。
4. グループホーム等の体験利用の推進（障害保健福祉課）	入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を推進するため、グループホーム等の体験利用を推進します。
5. 障害福祉サービスの提供（障害保健福祉課）	自宅等で支援を受けるホームヘルプ等、在宅支援の中心となる訪問系サービスや昼間に施設等で利用できる日中活動系サービス、入所施設やグループホーム等で夜間に支援を受ける居住系サービス等の障害福祉サービスを提供します。

取り組み	内容
6. グループホームの整備（障害保健福祉課）	入所施設や病院から地域生活への移行を促進するため、グループホームを計画的に整備します。
7. 救護施設 ⁴⁶ における地域移行支援の実施（福祉総務課）	救護施設の入所者に対して、居宅に近い環境で生活訓練を行う救護施設居宅生活訓練事業を行います。また、退所者等に対して、通所施設訓練や訪問指導を行う保護施設通所事業を行います。

（４）地域生活支援の充実

住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らすためには、在宅支援の中心となる訪問系サービス、昼間の活動や働く場となる日中活動系サービス、住む場所となる居住系サービス等の障害福祉サービスを中心に、移動のための支援や福祉用具の利用支援等の地域生活支援事業等による総合的なサポート体制の整備が必要です。

障がいのある人の家族の多くは、ライフステージが変わる度に様々な課題と向き合いながら生活をし、いわゆる“親なき後”に対する不安を抱えています。

また、強度行動障がい、重度の障がいのある人や日常的に医療的ケアが必要な人⁴⁷等、入所施設における専門的支援が真に必要な人がいるという実情もあります。地域生活への移行を促進すると同時に、必要な人が入所施設を活用し、住み慣れた地域の施設で安心して暮らせることも必要です。

障がいのある人が心身の状況に応じて、地域と施設を行き来でき、必要な支援を受けることのできる地域生活支援体制を整備します。

① 障害福祉サービスの充実

取り組み	内容
1. 地域生活支援拠点等による地域で支えるサービス提供体制の構築（障害保健福祉課）	障がいのある人の高齢化や重度化等への対応、さらに「親なき後」を見据え、障がいのある人が地域社会で安心して暮らせるよう、生活を地域で支えるサービス提供体制を構築します。

46 救護施設：身体や精神に障がいがあり、経済的な問題も含めて在宅での日常生活が困難な人たちが、健康に安心して生活するための生活保護施設。「生活保護法」第38条第1項第1号に定められている。

47 医療的ケアが必要な人：人工呼吸器を装着している障がいのある人、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある人。

取り組み	内容
2. 障害福祉サービスの提供（障害保健福祉課）	【再掲 63 自宅等で支援を受けるホームヘルプ等、在宅支援の中心となる訪問系サービスや昼間に施設等で利用できる日中活動系サービス、入所施設やグループホーム等で夜間に支援を受ける居住系サービス等の障害福祉サービスを提供します。
3. グループホームの整備（障害保健福祉課）	【再掲 64 入所施設や病院から地域生活への移行を促進するため、グループホームを計画的に整備します。
4. 発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」の運営（障害保健福祉課）	発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」において、専門的な療育や日中活動の場の提供、相談支援等を包括的に行います。
5. 共生型サービスの導入（障害保健福祉課、介護保険課）	同一の事業所で障がいのある人へのサービスと高齢者へのサービスを提供できる「共生型サービス」の導入を進めます。

② ニーズに応じた支援の実施

取り組み	内容
1. 地域活動支援センター事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人の創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進を行います。
2. 日中一時支援事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人を日常的に介護している家族の負担軽減のため、障害福祉サービス事業所等において、日帰りによる支援を行います。
3. 移動支援事業の実施（障害保健福祉課）	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加等を促すため、外出支援を行います。
4. 補装具費支給事業の実施（障害保健福祉課）	障がいにより失われた機能を補い、日常生活を円滑に行うため、補装具の製作費、修理費を支給します。
5. 日常生活用具費助成事業の実施（障害保健福祉課）	日常生活がより円滑に行われるための排泄管理支援用具、介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具等の用具費を助成します。
6. 施設利用入浴サービス事業の実施（障害保健福祉課）	身体障がいのある人で家庭の入浴設備では入浴が困難な人等について、施設の特設浴槽を利用した入浴サービスを行います。
7. 移動入浴サービス事業の実施（障害保健福祉課）	身体障がいのある人で家庭の入浴設備では入浴が困難な人等について、移動入浴車が家庭を訪問し、自宅での入浴サービスを行います。

取り組み	内容
8. コミュニケーション支援事業の実施（障害保健福祉課）	聴覚及び言語機能、音声機能等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
9. 配食サービス事業の実施（障害保健福祉課）	一人暮らしで、身体に重度障がいのある人等に対して、食生活の改善を行うとともに、利用者の安否の確認等を図ることを目的に自宅への食事の配達を行います。
10. 紙おむつ購入費の助成（障害保健福祉課）	在宅の2歳以上の重度障がいのある人に対して、紙おむつの購入費を助成することで、介護者の負担の軽減を図ります。
11. 介護保険サービスの提供（介護保険課）	65歳以上の人若しくは40歳以上64歳以下の特定疾病のある人で、要介護状態又は要支援状態となった場合、介護認定を受けた人について、ケアプランに基づき、在宅を中心に各種介護保険サービスを提供します。なお、障害福祉と介護保険とで共通するサービスについては、原則、介護保険サービスが優先して適用されます。
12. 福祉有償運送事業の実施（福祉総務課）	NPO や社会福祉法人等が、障がいのある人や高齢者等、公共交通機関を利用することが困難な人を対象にドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行います。

（5）経済的な支援

障がいのある人とその家庭に対する所得保障は、経済的な負担を軽減するうえで重要な役割を果たします。

国による年金制度及び手当の給付を中心に経済的な支援を行います。

① 手当等による金銭的な支援

取り組み	内容
1. 各種手当の給付（障害保健福祉課）	障がいのある人の経済的負担を軽減するため、各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、浜松市重度心身障害児扶養手当）を給付します。
2. 介護者慰労金の給付（障害保健福祉課）	在宅の重度障がいのある人の介護を行っている介護者に慰労金を支給します。
3. 心身障害者扶養共済制度の実施（障害保健福祉課）	心身障害者扶養共済制度の実施により、保護者が亡くなった場合等に障がいのある人に終身年金を支給します。
4. 生活福祉資金の貸付け（社会福祉協議会）	低所得者世帯に対し、経済的な自立を助長し安定した生活を送れるよう、一時的に必要な資金の貸付けを行います。

② 助成制度による負担軽減の実施

取り組み	内 容
1. バス・タクシー券等の交付（障害保健福祉課）	障がいのある人の移動を支援するため、手帳所持者にバス・タクシー券等を交付します。
2. リフト付福祉タクシーの運賃助成（障害保健福祉課）	身体障害者手帳を所有し、電動車いすを使用している人がリフト付福祉タクシーを利用する場合、運賃の一部を助成します。
3. 自動車改造助成事業の実施（障害保健福祉課）	身体障がいのある人の自立更生を支援するため、当該障がいのある人が運転するために必要な自動車の改造に対し補助金を交付します。
4. 紙おむつ購入費の助成（障害保健福祉課）	【再掲 66 ページ】 在宅の2歳以上の重度障がいのある人に対して、紙おむつの購入費を助成することで、介護者の負担の軽減を図ります。



住み慣れた地域で暮らすために 相談支援にできること

障がい者相談支援センター浜松南
代表管理者 雨宮 寛

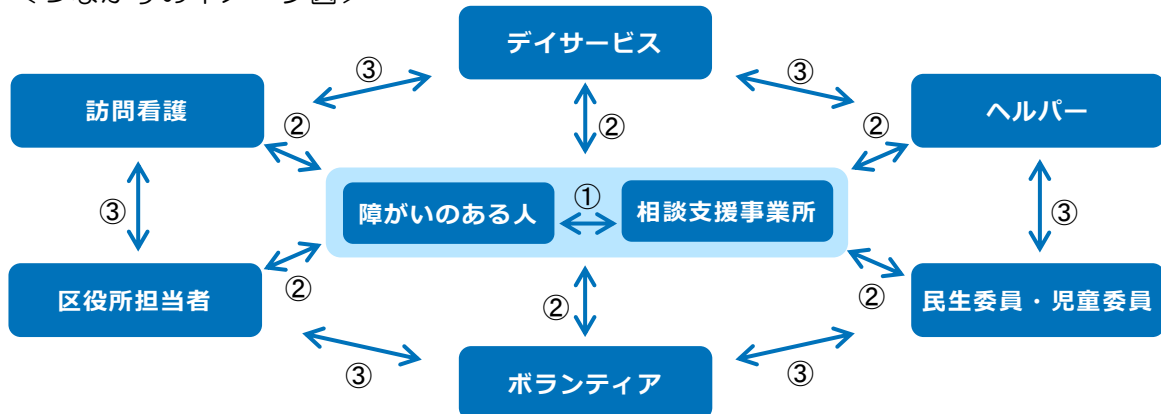
日常、だれもが人と人を含む何らかのつながりのなかで地域生活を送っています。例えば、買い物に行く、病院に掛かる、学校や仕事に行く等々、一連の当たり前の行動のなかにも様々なつながりがあり、私たちは、その「つながり」のなかで生活をしています。しかし、こうした当たり前の生活でさえ、障がいのある人たちは制限を受けてしまうことがあります。それは、つながることの難しさが起因して、地域等での暮らし難さが深刻化するのです。

障がいのある人たちが、住み慣れた地域で暮らすために相談支援にできること。それは「つながること」、「つなげること」であり、イメージ図のようなつながりをつくることだと考えています。つながることとは、①障がいのある人と、いつでも相談できる相手としてつながることです。そして、つなげることとは、②障がいのある人が抱える困難さの解決のための支援や望む生活に必要なサービス等の社会資源につなげることです。また、つながりをつくることは、③地域のなかで、障がいのある人を支える支援者を含む様々な社会資源相互のつながりをつくり、支援の輪・ネットワークをつくることだと考えています。

障がいのある人やそのご家族に対し、こうしたつながりをつくる役割を担っているのが、障がいのある人の相談支援を行っている事業所であり、浜松市には平成30年3月時点において、市から委託を受ける浜松市障害者相談支援事業所は15箇所、そのほか、サービス利用支援等を行う指定特定相談支援事業所等が37箇所設置されています。個々の役割は、相談支援を行っている事業所ごとに異なりますが、障がいのある人やその家族からのあらゆる相談に応じ、必要な支援につなげていくといった大切な役割を担っています。

また、地域生活のなかで「何とつながる」「どことつながる」「だれとつながる」という行動に関し、障がいを有することでつながることに制限を受けない社会の構築が望まれます。浜松市の目指す「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」を実現するためには、たくさんの「つながり」が必要であると考えます。こうしたなか、相談支援が「つながり」を作っていく出発点となって、本市のつながりの輪を広げていくことに努めていきます。

<つながりのイメージ図>



3 保健・医療

基本方針

疾病・障がいに関する知識の普及・啓発を図り、障がいの早期発見に努めるとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉の連携した支援の提供体制の充実を図ります。

基本施策

(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実

施策

- ① 障がいの早期発見
- ② 適切な医療、地域リハビリテーションの提供等
- ③ 医療費の助成

(2) 精神保健福祉の推進

- ① 精神保健福祉の推進
- ② 精神科救急システムの整備
- ③ こころの健康対策の充実

【現状と課題】

- 実態調査の結果、回答者の7割以上が定期的に医療機関を受診しています。適切な医療が受けられるよう、経済的な負担の軽減が必要です。
- 医療的ケアや家庭の問題等特別な配慮が必要な子ども及び家族に対する支援体制の整備が必要です。
- こころの健康が保てず、精神疾患にかかる人や、社会生活への適応に困難を生じている人が増加しており、早期の対応とともに、家族も含めた支援が必要です。
- 精神障がいのある人に対する医療は、病状の改善等、精神的健康の保持増進を目的とすることを認識するとともに、精神障がいのある人の人権を尊重し、地域生活に向けた適切な支援に十分配慮する必要があります。

第5章

分野別施策

(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実

保健・医療やリハビリテーション⁴⁸の充実は、障がいの軽減や重度化・重複化の防止を図り、障がいのある人の自立を促進するためには不可欠です。

適切な支援が受けられるよう、必要な医療費の助成を行います。

また、重症心身障害児（者）⁴⁹や医療的ケアが必要な人が、心身の状況に応じた適切な医療、保健、福祉、教育その他の関連分野の支援を受けられるよう、関係機関が連絡調整を行うための体制を整備します。

① 障がいの早期発見

取り組み	内容
1. 乳幼児健康診査の実施（健康増進課）	各健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳）の受診率の向上及び未受診者対策により障がいの早期発見を進めるとともに、健康診査後の要フォロー児に対する保健指導の充実に努めます。
2. 就学時健診の実施（健康安全課）	就学予定者に対し、学校生活や日常生活に支障となるような疾病及び異常の疑いについて適切な治療勧告、保健上の助言及び就学指導等を行います。
3. 母子健康相談の実施（健康増進課）	発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児の保護者の相談に応じます。また、医療機関・療育機関等の専門機関との連携を緊密にし、保健指導の充実に努めます。
4. 「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」の運営（障害保健福祉課）	「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」において、子どもを対象に発達障がいや知的障がいを診療する専門機関として質の高い医療を提供するとともに、地域の教育機関や医療機関、福祉施設その他の関係機関との連携により適切な支援を行います。

② 適切な医療、地域リハビリテーションの提供等

取り組み	内容
1. 重症心身障害児（者）支援に関する協議の場の設置（障害保健福祉課）	重症心身障害児（者）や医療的ケアが必要な人及びその家族が、必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、継続的に意見交換や情報提供を図る協議の場を設置します。
2. 障がい者（児）歯科診療（浜松医療センター）の実施（病院管理課）	浜松医療センター歯科口腔外科において、歯科治療が困難な障がいのある人へ歯科診療を提供します。

48 リハビリテーション：障がいや病気、怪我及び老化現象等、様々な原因によって生じた心身の障がいに対して、その障がいが元の状態に戻るような訓練を行うこと。

49 重症心身障害児（者）：重度の身体障がい（肢体不自由）と重度の知的障がいとが重複している状態にある人。

取り組み	内容
3. 障がい者施設歯科健診の実施（健康増進課（口腔保健医療センター））	市内の障がい福祉施設に出向き、施設利用者の歯科健診、保健指導を行い、定期的にかかりつけ歯科医院を受診することを啓発します。
4. 心身障がい者歯科診療の実施（健康増進課（口腔保健医療センター））	歯の健康センターにおいて、「障がい者歯科協力歯科医院」との連携を図りながら、歯科診療を行います。
5. 歯科訪問診査の実施（健康増進課（口腔保健医療センター））	在宅療養者を対象に歯科医師が家庭等に訪問して、歯科健診・保健指導・受診指導を実施します。
6. 浜松市障がい者歯科保健医療システムの推進（健康増進課（口腔保健医療センター））	障がいのある人が安心して歯科診療が受けられるよう、身近な歯科医療機関での受診を推進します。
7. 難病相談の実施（健康増進課）	【再掲 62 難病患者を対象に療養上の不安解消を図るために、医療・日常生活・社会生活・経済的問題等について相談に応じます。
8. 地域リハビリテーションミニ講座（相談）の開催（障害者更生相談所）	専門的な知識を有する理学療法士が、膝や腰等の痛みを抱える人やその家族を対象に、痛みや不安に関する相談や知識の習得等、在宅でのセルフケアについてサポートします。

③ 医療費の助成

取り組み	内容
1. 自立支援医療の給付（障害保健福祉課、健康増進課）	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付します。（更生医療、育成医療、精神通院医療）
2. 重度障害児者医療費助成（障害保健福祉課）	重度の障がいのある人の医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。
3. 未熟児養育医療の給付（健康増進課）	身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた乳児で指定の医療機関に入院した場合に医療の給付を行います。
4. 小児慢性特定疾病医療の給付（健康増進課）	国の定める小児慢性特定疾病の患者（18歳未満の人）に対して、該当疾病の治療にかかる医療の給付を行います。
5. 難病患者に対する医療費助成（健康増進課）	指定難病（原因が不明で、治療法が確立していない難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病）の患者に対して、指定難病の治療にかかる医療の給付を行います。
6. 精神障がい者入院医療費助成（障害保健福祉課）	精神障がい者で精神科に入院した人の療養を促進し、本人の経済的負担を軽減するために医療費の一部を助成します。

(2) 精神保健福祉の推進

こころの健康が保てず、精神疾患にかかる人や、社会生活への適応に困難を生じている人が増加しています。また、高次脳機能障がい、依存症、発達障がいについては、依然として市民の認識が不十分な状況です。

こころの健康に関する理解促進の取り組みと適切な相談対応を行うとともに、こころの健康が保てるよう専門的な支援を行います。

また、精神保健福祉は“入院医療中心から地域生活中心へ”という施策の転換に対応していくため、地域生活への移行や地域で暮らしていくための体制整備を進めます。

① 精神保健福祉の推進

取り組み	内容
1. 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築（障害保健福祉課）	精神障がいの有無や程度にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。
2. 精神障害者支援地域協議会の設置及び運営（障害保健福祉課）	措置入院者が退院後に継続的な支援を受けられるよう、精神科医療の役割を含めた精神障がいのある人への支援体制に関して、関係機関等と協議するとともに、退院後支援計画の作成や実施にかかる連絡調整を行います。
3. 精神保健福祉相談の実施（障害保健福祉課）	【再掲 61 精神保健福祉士、保健師等による訪問、来所、電話相談を行います。 ページ】
4. 中山間地域訪問相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	【再掲 61 中山間地域において、主に訪問により、在宅の精神疾患を持つ人及び精神障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言、生活支援を行います。 ページ】
5. 各種家族教室の開催（障害保健福祉課、精神保健福祉センター）	精神障がい等のある人の家族のための教室（統合失調症、ひきこもり、うつ病、摂食障がい）を開催します。医師等による講話や社会復帰に向けた情報提供やグループワークを行います。
6. 精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び活動支援（精神保健福祉センター）	【再掲 54 市内にある精神保健福祉に関係する家族会等がお互いの活動を知り、連携の強化を図ることができる場として連絡会を開催します。また、家族会等が自主的な活動を行えるように支援を行います。 ページ】
7. 高次脳機能障がいの相談会の実施（障害保健福祉課）	【再掲 62 静岡県が実施する「高次脳機能障害医療等総合相談事業」において、リハビリテーション科等の専門医師、作業療法士、社会福祉士、市職員等による予約制の相談を行います。静岡県西部健康福祉センターを会場として、浜松市を含む静岡県西部地区を対象に開催しており、浜松市の広報にて周知します。 ページ】

取り組み	内 容
------	-----

8. 精神障がい者入院医療費助成（障害保健福祉課）

【再掲 71 ページ】 精神障がい者で精神科に入院した人の療養を促進し、本人の経済的負担を軽減するために医療費の一部を助成します。

② 精神科救急システムの整備

取り組み	内 容
------	-----

1. 精神科救急システムの整備（障害保健福祉課）

精神疾患の急激な発症や症状の悪化の際に、かかりつけの医療機関に連絡がつかない場合や行政に相談できない場合等、早急に医療を必要とする人に対する受診等の相談を行います。

③ こころの健康対策の充実

取り組み	内 容
------	-----

1. こころの問題に関する相談の実施（精神保健福祉センター）

【再掲 62 ページ】 特定の分野（ひきこもり、自死遺族、犯罪等被害者、依存問題、がん患者の家族・遺族等）について、予約制で保健師、臨床心理士、精神保健福祉士が無料の相談を行います。

2. ひきこもり相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）

【再掲 62 ページ】 ひきこもりサポートセンターを設置し、必要なケースについて訪問支援を行うとともに、ひきこもり当事者の居場所の運営を行います。

3. 外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）

【再掲 62 ページ】 ポルトガル語によるメンタルヘルス相談窓口を設置し、面接・電話等によるメンタルヘルス相談、精神科医療機関への同行通訳、出張相談、通訳者の養成、講習会の開催等を行います。

コラム3



重症心身障がい児者と その家族を支えるために

浜松市発達医療総合福祉センター
友愛のさと診療所 遠藤 雄策

ある日、2歳のお子さんとお母さんが外来に訪ねてきました。お子さんは表情がとても豊かでしたが、言葉を発すること、寝返りすることができませんでした。痰を出すことも難しく、時々吸引器で痰を吸ってあげる必要がありました。食事も上手に食べられず、また、吐き戻しやすいため、経管栄養により、鼻から胃に管を通して液体の栄養剤を3時間ごとに注入されていました。お母さんは疲れきって、冴えない表情をされていました。そして、リハビリに通うことになりましたが、当初、お母さんはリハビリ中に眠ってしまう様子が見受けられました。その後、お子さんが療育施設に通うようになり、お子さんと離れて少し休む時間が取れるようになり、お母さんの表情が少し明るくなってきた矢先、離婚されることになり、お母さんは仕事に就く必要が生じました。しかし、仕事ができるほど長時間預かってもらえる療育施設がなく、そのお子さんは止む無く施設に入所することになりました。

「重症心身障がい」とは、立つこと・話すことが難しい重複した障がいのある人を示す行政用語です。医学的原因は様々ですが、てんかんや摂食嚥下障がい、呼吸障がいといった様々な合併症を持っている人が多くおられます。生活面においては、24時間介護が必要な状況です。

重症心身障害児者の状況については、静岡県の平成27年度調査では2,021人が該当し、うち1,562人(77%)が自宅での生活を送られ、また、浜松市の平成28年度調査では、529人が自宅で生活されていました。

近年、医療の進歩に伴い、自宅で医療的ケア(経管栄養や気管切開、人工呼吸器管理等)を受けておられる人も増えています。18歳未満で医療的ケアを必要とする人は、浜松市内で平成24年は242人でしたが、平成29年には338人と5年で約1.5倍に増加しています。このなかには従来の重症心身障がいの定義から外れる「歩ける・話せるけど医療的ケアが必要なお子さん」も含まれており、医療の進歩に福祉制度が追いついていない現状があるため、利用できる制度がない、施設がない状況が課題となっています。

こうした課題に対応するため、国は平成24年から、静岡県は平成22年から様々な事業を行っています。浜松市も平成27年から、浜松市障がい者自立支援協議会に重症心身障がい児者部会の設置、教育委員会では、就学支援委員会の専門部会に医療的ケア運営協議会を設置し、調査や協議を開始しています。重症心身障がいの人や医療的ケアを必要とする人が安心して暮らせる浜松市を目指し、より一層の努力をしていきます。

4 生活環境

基本方針

暮らしやすい環境づくりに向けてユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安心して暮らすことができるよう防災対策の充実を図ります。

基本施策

(1) 福祉のまちづくりの推進

施策

① 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

② 公共交通の利便性の向上

(2) 防災対策の推進

① 防災意識の向上に向けた啓発・広報活動の推進

② 災害時支援体制の整備

③ 障がい特性に応じた配慮の充実

【現状と課題】

- 障がいのある人が地域で生活するにあたり、安心して利用できる施設等のより一層の整備により、自立と社会参加のしやすい生活環境の整備を進める必要があります。
- 公共交通の利便性の向上により、障がいのある人が移動しやすい環境の整備が必要です。
- 東日本大震災以降、防災に対する意識が高まっています。また、実態調査の結果、災害発生時に一人で避難できないと回答した割合は40.5%であり、避難支援が必要です。
- 普段からの防災対策や地域での訓練、発災時の避難方法や避難所での障がいの特性に配慮した支援や理解等、防災対策の充実が必要です。

（1）福祉のまちづくりの推進

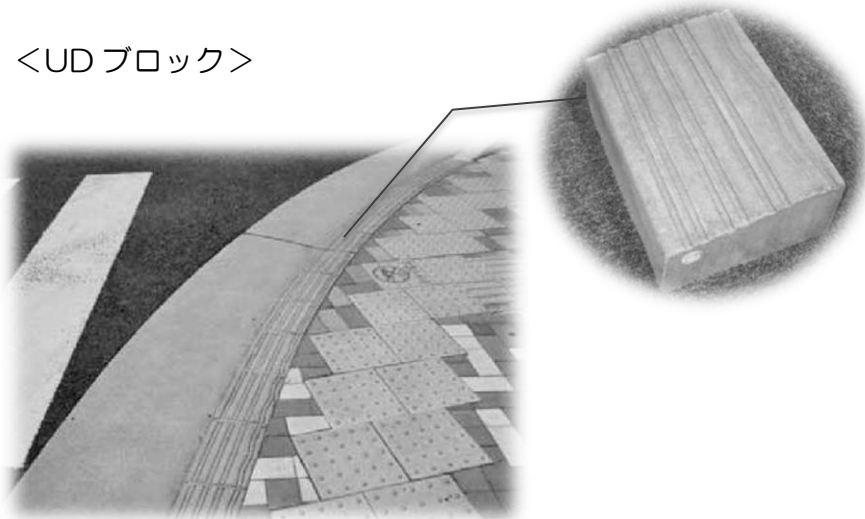
本市では公共建築物の整備において、「浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づきユニバーサルデザイン化を進めており、施設の新増築・改築、改修時に、スロープ・手すり・多目的トイレ・エレベーター等ユニバーサルデザインを取り入れた整備を行っています。

道路の整備や維持管理においても、「浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針」に基づき、立体横断施設のユニバーサルデザイン化やUDブロックの設置による歩道の段差解消等により、安全に安心して移動できるみちづくりを進めています。

今後も主に高齢者や障がいのある人、車いすを利用する人、子育てをしている人が多く利用する公共施設等のユニバーサルデザイン化を図り、だれもが利用しやすくなる施設づくりを進めます。

また、交通事業者との連携のもと、利用者等の意見を聴きながら、駅前広場のユニバーサルデザイン化やユニバーサルデザインタクシー⁵⁰の普及を促進し、公共交通の利便性の向上を図ります。

<UDブロック>



<ユニバーサルデザインタクシー>



50 ユニバーサルデザインタクシー：健康な人、高齢者、車いす使用者、外国人、妊娠中の人等、だれもが利用しやすいタクシー車両。

① 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

取り組み	内容
1. 公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進（施設所管各課）	だれもが利用したくなる施設づくりを目指して、施設の新増築・改築、改修時に、施設用途や利用者属性を考慮し、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れた整備を進めます。
2. 道路施設のユニバーサルデザイン化の推進（事業所管各課）	「浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針」に基づき、障がいのある人や高齢者、子ども等すべての人が快適に、安全に安心して利用できる道路施設の整備を推進します。

② 公共交通の利便性の向上

取り組み	内容
1. 主要な駅前広場等のユニバーサルデザイン化（事業所管各課）	公共交通ネットワークを形成する交通結節点のうち、主要な駅前広場においては、電車、バス、タクシー、自転車等の様々な交通手段への乗り換えやすさを向上します。
2. ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業の実施（交通政策課）	タクシー事業者に対して、ユニバーサルデザインタクシーの購入に要する経費を国と協調して補助することにより、だれもが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を推進します。

▶ (2) 防災対策の推進

災害発生時に要配慮者の安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、避難所での配慮等、行政だけでなく、家族、地域、支援団体等と協力しながら対応していくことが必要です。

また、平時における隣近所との顔の見える交流の重要性について、出前講座の開催やホームページへの掲載を通して周知し、防災意識の向上を図ります。

① 防災意識の向上に向けた啓発・広報活動の推進

取り組み	内容
1. 災害時における自助、共助、公助の啓発（危機管理課）	要配慮者の命を守るためには行政だけでなく、要配慮者、家族、地域、支援団体等がそれぞれできることを行い、協力していくことが必要です。家屋の耐震化、家具の転倒防止、水や食料の備蓄等の事前の備えや、平時における隣近所との顔の見える交流の重要性について出前講座の開催やホームページへの掲載を通じて周知します。
2. 火災予防の広報（予防課）	民間防火協力団体である浜松市防災協会を通じて、火災予防に関する広報を行います。

取り組み	内容
------	----

3. 防火管理指導の実施（予防課）

予防査察を通して、火の怖さや取扱い等の火災予防に関する知識の向上を図るとともに、自主防火管理について指導します。

② 災害時支援体制の整備

取り組み	内容
------	----

1. 福祉避難所の受け入れ体制の構築（障害保健福祉課）

指定避難所（市立小中学校等）で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設が可能な福祉施設等と避難行動要支援者の受け入れに関する協定を締結し、緊急時の受け入れ体制の構築、マニュアルの見直しを行います。

2. 避難行動要支援者への支援（障害保健福祉課）

避難行動要支援者である障がいのある人の状況を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供するとともに、避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。

3. 防災訓練の共同実施（障害保健福祉課）

災害時に障がいのある人が安心して避難できるようにするとともに、支援者が適切な支援や配慮ができるよう防災訓練を福祉施設と共同で実施します。

③ 障がい特性に応じた配慮の充実

取り組み	内容
------	----

1. メール 119 システムの運用（情報指令課）

聴覚や言語機能に障がいのある人等、電話による 119 番通報が困難な人からのメールを活用した緊急通報に対応します。

2. 緊急通報ファクシミリ事業の実施（障害保健福祉課）

聴覚や言語機能に障がいのある人の緊急時の迅速で適切な対応を図るため、緊急通報ファクシミリ事業（F ネット事業）を実施します。

3. 緊急通報装置の貸与（障害保健福祉課）

一人暮らしの重度の身体障がいのある人の日常生活の不安感の解消、緊急時の迅速で適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。

4. あんしん情報キット⁵¹の配布（障害保健福祉課）

日常生活に不安のある障がいのある人の見守り支援として、冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時に救助者が円滑に対応できる「あんしん情報キット」を配布します。

51 あんしん情報キット：かかりつけ医や緊急連絡先、持病、服薬等の情報が記入されたカードを入れたキット。

コラム4

ユニバーサルデザインのまちづくりに

浜松の福祉を考える会
代表 村松 良子

「障がいのある人に対する配慮」といっても、個々の障がいのある人によりそれぞれ異なります。ある特定の障がいのある人に配慮すると、他の障がいのある人にとっては不自由になってしまうこともあります。例えば、車いす利用者にとって、車道から歩道へ上がる段差が通行の大きな障がいである一方、視覚に障がいのある人にとっては、歩車道を判別する重要な情報となっています。この相反する状況に対して、車いす利用者と視覚に障がいのある人の意見を取り入れ、最近の歩道では、ユニバーサルデザインに配慮した段差のない「UDブロック」と「視覚障がい者誘導用ブロック」がセットで設置されています。「UDブロック」は、障がいのある人だけでなく、高齢者やベビーカー利用者にとっても段差がなく移動しやすいものです。

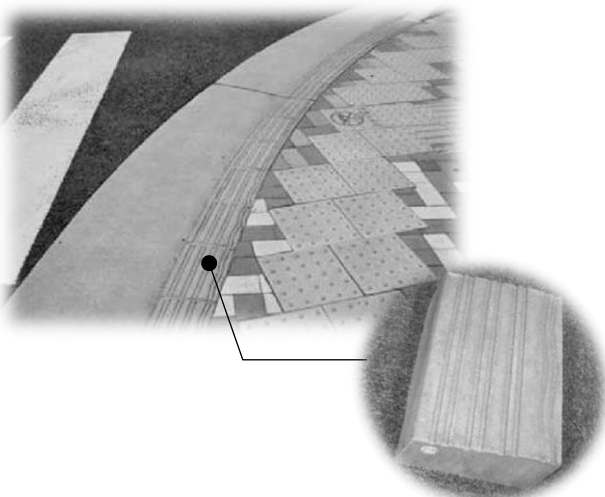
「浜松の福祉を考える会」は、障がいの違いを超え、だれにとっても生きやすい浜松を目指すために課題を出し合い、どうしたら解決できるかをみんな（障がいのある人、家族、事業所、障がいのある人たちを支援している団体、関心のある市民等）で考え、行動しています。月1回の定例会、年1回の遠州鉄道株式会社（電車、バス）との情報交換会等を開催し、会員それぞれの「困っている」ことへの必要な配慮が異なるため、意見がぶつかることもありますが、同じテーブルでお互いの障がいや背景等を理解し、どう解決したらいいのかを一緒に考えることが大切であると私たちは考えています。

また、多くの人々が利用する施設や建物を新設、改修する場合は、障がい当事者の声をできるだけ多く聞き入れ、だれもが使いやすい環境が実現するよう、一緒に考える機会を提供していただきたいと思います。

ユニバーサルデザインは、UDブロックといった物や形のデザインだけでなく、自分以外の人のことを思いやる「心のユニバーサルデザイン」についても必要だと思っています。

私たちは、これからもユニバーサルデザインが推進され、だれもが実感できる住みやすい浜松市にしていくため、関係機関と協力しながら、生活環境の改善を目指していきます。

<UDブロック（76ページ参照）>



<遠州鉄道株式会社との情報交換会から>



5 療育・教育

基本方針

子どもが夢や希望を持って暮らせるよう、家庭を含めた支援を充実します。関係機関と連携して各ライフステージを通じて、一貫したきめ細かな支援を実施します。

基本施策

施策

- | | | |
|------------------|---|-------------------------------------|
| (1) 早期発見・早期療育の推進 | — | ① 障がいの早期発見と支援への円滑な移行
② 早期療育体制の充実 |
| (2) 発達支援教育の推進 | — | ① 相談・支援の充実
② 教職員の専門性の向上 |
| (3) 放課後等の支援の充実 | — | ① 放課後等の支援の充実 |
| (4) 卒業後の自立に向けた支援 | — | ① キャリア教育と進路相談の充実
② 進路先の充実 |

【現状と課題】

- できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が期待できることから障がいの早期発見が必要です。それと同時に保護者の不安解消に対する支援も重要となります。
- 子どもの成長に伴いかかわる関係機関が移行していきます。関係機関が連携した切れ目のない支援、特に障がいの発見や就学、進学、卒業等の節目に重点的な支援が必要です。
- 教育現場においては、一人ひとりの多様な教育的ニーズに対応するため、発達支援教育コーディネーター⁵²を中心とした園内・校内体制の更なる充実や、教職員の障がいに対する理解を深める必要があります。

52 発達支援教育コーディネーター：園内、校内における発達教育の推進役。個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等、子どもへの最適な支援の方策を提案したり、幼稚園・学校内外の連絡調整を行ったりする教員。

(1) 早期発見・早期療育の推進

だれでも子育てに不安を感じることがあります。特に子どもの発達に課題があった場合には、不安はより大きなものになります。

子どもは、家庭の中で少しずつ生活スキルや社会のルールを覚え、家族に見守られながら成長していきます。そして、子どもが健やかに育つために、家庭への支援を充実します。

発達に課題のある子どもに対しては、できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、子どもの持てる能力や可能性を伸ばしていくことが大切です。専門的な相談支援と関係機関の相互連携を強化するとともに、早期療育を行う施設の整備や機能の強化を図ります。

また、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが生活を通してともに成長できるよう対応することが子どもの発達にとって重要であることから、施設の持つ専門的な技術や機能を活用し、地域の幼稚園や保育所等での受け入れを促進します。

① 障がいの早期発見と支援への円滑な移行

取り組み	内容
1. 乳幼児健康診査の実施（健康増進課）	【再掲 70 ページ】 各健康診査（4 か月・10 か月・1 歳 6 か月・3 歳）の受診率の向上及び未受診者対策により障がいの早期発見を進めるとともに、健康診査後の要フォロー児に対する保健指導の充実に努めます。
2. 就学時健診の実施（健康安全課）	【再掲 70 ページ】 就学予定者に対し、学校生活や日常生活に支障となるような疾病及び異常の疑いについて適切な治療勧告、保健上の助言及び就学指導等を行います。
3. 母子健康相談の実施（健康増進課）	【再掲 70 ページ】 発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児の保護者の相談に応じます。また、医療機関・療育機関等の専門機関との連携を緊密にし、保健指導の充実に努めます。
4. 発達障がい（疑い）のある人の相談の実施（子育て支援課）	【再掲 61 ページ】 身近な区役所等で、発達障がいについて心配や悩みのある人や家族の相談に応じます。
5. 発達相談支援センター「ルピロ」の運営（子育て支援課）	【再掲 61 ページ】 発達相談支援センター「ルピロ」において、発達障がいのある人や家族に対し、相談や情報提供、就労支援を行います。また、市民や関係者への発達障がいの啓発事業や研修会を実施するとともに、地域支援体制の整備を行います。

取り組み	内容
6. 「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」の運営（障害保健福祉課） 【再掲 70 「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」において、子どもを対象に発達障がいや知的障がいを診療する専門機関として質の高い医療を提供するとともに、地域の教育機関や医療機関、福祉施設その他の関係機関との連携により適切な支援を行います。	
7. 児童相談の実施（児童相談所） 心身の発達の遅れが心配な子どもや、肢体不自由のある児童の施設入所等の相談を行います。また、知的障がいのある子どもの療育手帳交付にかかる障がいの程度を判定します。	
8. 発達障害者支援地域協議会の運営（子育て支援課） 【再掲 60 発達障がいのある人の支援に関する関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	
9. 要保護児童対策地域協議会の運営（子育て支援課） 【再掲 59 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、浜松市要保護児童対策地域協議会を運営し、必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援等の内容に関する協議を行います。	

② 早期療育体制の充実

取り組み	内容
1. 発達支援広場の設置（子育て支援課） 成長がゆっくりであったり、発達に心配があったりする子どもの保護者が安心して育児ができるよう保護者の交流、育児支援の場を整備します。	
2. 児童発達支援の実施（障害保健福祉課） 障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。	
3. 児童発達支援センターの運営（障害保健福祉課） 児童発達支援センターにおいて、地域の中核的な療育支援施設として専門的な療育を行うとともに、保育所と幼稚園や地域の療育施設への支援、相談支援等を総合的に行います。	
4. 保育所等訪問支援の実施（障害保健福祉課） 障がいのある子どもが通う幼稚園や保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	
5. 保育所等巡回支援の実施（障害保健福祉課） 幼稚園や保育所等からの申請により、児童発達支援センターが園を訪問し、発達に課題があると思われる子どもへの支援方法について、支援を担当する園職員へ助言等を行います。	
6. 居宅訪問型児童発達支援の実施（障害保健福祉課） 重度障がい等により外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作等の指導をして発達支援を行います。	

取り組み	内 容
7. 障がい児保育の推進（幼児教育・保育課）	<p>私立保育所等に対して、入所児童のうち特別児童扶養手当支給対象児童及び障がいがあると市長が認定した児童の保育に要する経費を補助することにより、保育内容の充実と需要に応じた円滑な受け入れ体制を推進します。</p>
8. 幼稚園教諭・保育士等の研修（幼児教育・保育課）	<p>幼稚園教諭や保育士等が、障がい児保育についての研修会に参加することにより、障がいに関する知識を学び、日常生活を支援していきます。</p>
9. 障がい児入所支援の実施（児童相談所）	<p>障がいのある子どもで、家庭での療育が困難な子どもに対し、入所施設において保護又は日常生活の指導等を行います。</p>

（２）発達支援教育⁵³の推進

障がいの有無にかかわらず、できる限り同じ場でともに学ぶことを目指すとともに、特別な支援を必要とする子どもに対し、教育的ニーズに応じた支援を提供できるよう、教育環境の整備や学習の場を充実するとともに、発達支援教育コーディネーターを中心とした全校体制で支援を行います。

① 相談・支援の充実

取り組み	内 容
1. 子育てサポートはまずくファイルの活用（子育て支援課）	<p>子育てサポートはまずくファイルの活用により、保護者を含め福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関が子どもの発達にかかわる情報を共有することで、一貫した相談や適切な支援の充実を図ります。また、はまずく Q&A サイトを運営し、発達に課題がある子どもについて、気づきにつながるような情報やその対応方法を掲載し、家族や支援者等へ活用を勧めます。</p>
2. サポートかけはしシートを活用した連続性のある療育の推進（障害保健福祉課）	<p>児童発達支援事業等による早期療育の成果を就学後に連続して引き継ぐ体制及び療育の推進について、障がい者自立支援協議会（子ども専門部会）の提案・協議により作成された「サポートかけはしシート」を活用し、就学する子どもの療育の推進を図ります。</p>
3. 就学相談の実施（指導課（教育総合支援センター））	<p>【再掲 62 特別な支援を必要とする子どもを持つ保護者に対して、就学先の相談に応じます。ページ】</p>
4. 発達支援教育コーディネーターの配置（指導課（教育総合支援センター））	<p>すべての小中学校に発達支援教育コーディネーターを配置し、発達支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制をつくり、全校体制で特別な支援を必要とする子どもの支援を行います。</p>

53 発達支援教育：特定の子どもだけを対象として支援するのではなく、すべての子ども一人ひとりの発達段階と教育的ニーズに応じて健やかな成長発達を支援するもの。

取り組み	内容
5. 学習の場の充実（指導課（教育総合支援センター））	特別な支援を必要とする子どものニーズに応じた教育を推進するため、小中学校に発達支援学級や通級指導教室等を設置し、支援体制を整えます。
6. キッズサポーター ⁵⁴ 、スクールヘルパー ⁵⁵ の配置（教職員課、幼児教育・保育課）	幼稚園では、障がいのある子どもが在籍する学級にキッズサポーターを配置し、小中学校では、発達支援学級や個別支援が必要な子どもが在籍する通常の学級にスクールヘルパーを配置します。
7. 発達支援教育指導員 ⁵⁶ の配置（教職員課）	発達支援教室に発達支援教育指導員を配置し、教科学習の充実や学校生活への適応を支援します。
8. 発達支援教育就学奨励費支給事業の実施（教育総務課）	小中学校の発達支援学級へ就学又は通級指導教室へ通級する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費等を援助することにより、経済的な負担の軽減を図ります。
9. 発達支援の部屋の設置（幼児教育・保育課）	市立幼稚園において、個別の支援を必要とする幼児の成長や発達を促すことを目的に、園内に「発達支援の部屋」を設置し、保護者の理解を得てニーズに応じた支援を行います。
10. 共生・共育の推進（指導課（教育総合支援センター））	【再掲 53 特別支援学校に在籍する子どもが居住する地域の小中学校に交流籍を置き、交流及び共ページ】 同学習を行います。

② 教職員の専門性の向上

取り組み	内容
1. 発達支援教育に関する研修の実施（教育センター）	初任者研修や中堅教諭等資質向上研修、管理職研修等の機会を捉えて発達支援教育に関する研修を行うとともに、発達支援教育コーディネーター研修、発達支援教育リーダーフォローアップ研修等による専門的な研修を行い、障がいに対する理解を深め、適切な指導力の向上を図ります。

54 キッズサポーター：幼稚園の主に障がいがある子どもが在籍する学級において、学級担任の指導補助を行う指導員。

55 スクールヘルパー：小中学校の発達支援学級や個人的支援が必要な子どもが在籍する通常の学級において、日常生活の指導補助を行う指導員。

56 発達支援教育指導員：教員免許を持ち、発達支援教室において個別指導が必要な子どもに対して教科学習を中心とした支援を行う指導員。

（3）放課後等の支援の充実

将来地域での生活が充実するように、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、健全な育成を行っていく必要があります。

支援を必要とする障がいのある子どもたちに対して、生活能力の向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行っていきます。

① 放課後等の支援の充実

取り組み	内 容
1. 放課後等デイサービスの実施（障害保健福祉課）	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。
2. 日中一時支援事業の実施（障害保健福祉課）	特別支援学校や発達支援学級の生徒の放課後や長期休暇における預かり支援を行います。
3. 放課後児童会への障がいのある子どもの受け入れの推進（教育総務課）	ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めるとともに、集団生活が可能な障がいのある子どもの受け入れを行います。

（4）卒業後の自立に向けた支援

障がいの有無にかかわらず、学校を卒業すれば社会生活が始まります。進路先の選択はだれしも不安なものであり、特に障がいのある人の場合は、その特性や心身の状況に応じた支援や配慮が必要です。

社会生活へ向けた進路相談に応じるとともに、将来のステップアップに向けたキャリア教育⁵⁷を推進します。

静岡県の高等部教育において、多様な進路に対応できるよう幅広い学習の展開や一人ひとりの適性に応じた職場開拓、職場実習等、充実した取り組みを実施しています。

本市においても、学校卒業後に福祉サービスの利用を希望する人に対しては、本人の意向や心身の状況に応じて適切なサービスが利用できるよう進路相談に応じるとともに、特別支援学校、福祉サービス事業者、障がい者団体等との連携のもと、福祉施設や福祉サービスについて学ぶ機会を提供し、生徒とその保護者の進路選択に対する不安の軽減を図ります。

57 キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。

① キャリア教育と進路相談の充実

取り組み	内容
1. キャリア教育の推進（指導課）	子どもが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的、職業的自立に向けて必要な力を身につける教育に取り組みます。
2. 特別支援学校生徒の進路相談の実施（障害保健福祉課）	卒業後に福祉サービスの利用を希望する生徒に対して、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスの利用ができるよう進路相談に応じます。
3. 福祉事業所フェアの開催（障害保健福祉課）	浜松市を校区とする特別支援学校の教員及び生徒、保護者を対象に障害者就労施設や障害福祉サービス等の説明会を開催します。
4. 若者相談支援の実施（青少年育成センター）	若者相談支援窓口「わかば」において、おおむね15歳から39歳までの社会生活を円滑に営むことが困難な若者や、その家族の悩みについて相談を受け、必要に応じて専門的な支援機関を案内します。
5. ひきこもり相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	【再掲 62 ひきこもりサポートセンターを設置し、必要なケースについて訪問相談を行うとともにページ】に、ひきこもり当事者の居場所の運営を行います。
6. 中学校から高等学校への文書情報の提供（指導課）	県立高等学校と中学校間で支援に関する情報の共有と連携を進めるため、生徒の特性に合わせ中学校が学習面又は生活面において個別に考慮した事項にかかる記録等について、高等学校が共有を希望する場合には、本人及び保護者の同意を得たうえで提供します。

② 進路先の充実

取り組み	内容
1. 障害福祉サービスの提供（障害保健福祉課）	【再掲 63 自宅等で支援を受けるホームヘルプ等、在宅支援の中心となる訪問系サービスや昼間に施設等で利用できる日中活動系サービス、入所施設やグループホーム等で夜間に支援を受ける居住系サービス等の障害福祉サービスを提供します。ページ】
2. グループホームの整備（障害保健福祉課）	【再掲 64 入所施設や病院から地域生活への移行を促進するため、グループホームを計画的に整備ページ】します。

コラム5



障がい児と保護者が安心して 笑顔で生活できる地域づくり

精神保健福祉審議会
会長 大嶋 正浩

子育ては、親にとって楽しいものであり、いらいらや不安に満ちているものです。昔は、地域のなかで子どもは自由に飛び回り、その地域の人が目の端に入れ、相手をしてくれたものです。しかし、最近では、もっぱら親やその家族のみが養育する風潮になっています。昔は、発達障がい傾向があったり、親が忙しくて子どもと向かい合えなかったりしても、地域のなかで子どもは様々な人に見守られ、地域という共同体に所属するなかで仲間を大勢持ち、子どもが育ちやすい文化がありました。しかし、今は崩壊しかけています。その結果、親は社会の効率追求や成果主義と真逆のことを迫ってくる子どもから絶えず干渉を受ける状況に置かれています。

現代においては、豊かなものに囲まれ、普段の生活のなかでは、周囲の人たちの手助けを意識し必要と感ずることが少なく、一見つながりを持たなくても生きていけます。また、人と人とのコミュニケーションの機会を奪うテレビゲームやスマートフォン等の様々な便利なアイテムが日常にあふれ、通常発達をしている児童も、実はかなりむしばまれている状況です。障がい傾向のある場合は、その数倍、いや何十倍も深刻な問題です。このことは、専門家としての目ではなく、孫の相手をして、つくづく思う今日この頃です。

1歳半健診で何らかの支援が必要な子どもは、平成28年度では30.8%、そのうち発達の支援が必要な子どもは16.8%みられます。多いと感じられるかもしれませんが、幼稚園、小学校低学年では正式な数字はありませんが、約2～3割の子どもに何らかの支援が必要となっています。育てにくく、トラウマになりやすい発達障がい傾向を持つ子どもは、支援がないと様々な困難に直面します。親のみでなく、地域全体が子どもの特徴を理解するとともに、子どもに合わせるのが肝要です。つまり、周囲の状況を捉えるのが苦手で、集団に入れない子どもは無理に入れず、子どもにとって分かりやすい遊びや、やり取りに誘い、たとえうまくいかなくてもそれを責めないで、かかわり見てもらえているという感じを持ってもらうことが必要です。くれぐれも早期のしつけや、周囲に合わせることを頑張らず、分かりやすくしてあげることが大事です。幼稚園や保育園、小学校をはじめとする地域が、その方向に変わっていくことで、子どもや親に笑顔が戻ってきます。

第5章

分野別施策

6 雇用・就労

基本方針

一人ひとりが働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指します。

基本施策

(1) 就労支援と雇用促進

施策

- ① 就労支援の充実
- ② 雇用促進

(2) 福祉就労に対する支援

- ① 福祉就労に対する支援

【現状と課題】

- 障がいのある人一人ひとりの適性を踏まえた職業・雇用のマッチング、また対人関係を円滑にする訓練を行う体制の充実が必要です。
- 障害者雇用促進法の一部改正に伴い、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が含まれるため、雇用の拡大に向け、企業の障がいに対する理解を深めることが必要です。
- 地域での自立した生活には収入の基盤づくりが重要であることから、就労継続支援事業所等における福祉就労について、適切な工賃の確保が必要です。また、障害者優先調達を市が率先して進めることで、工賃水準の向上に結びつける必要があります。

(1) 就労支援と雇用促進

自立支援の観点からも、就労は地域での生活を支える大きな柱となります。

障がいのある人の就労意欲が高まっている中で、障がいの特性やニーズに応じた適切な就労支援を実施するとともに、障がいのある人の就労に対する理解促進を図り、働くことができる職域や職場を広げていけるよう雇用促進の働きかけを行います。

障がいのある人の就労支援と雇用促進の両面から取り組むために、関係機関との連携を図ります。

① 就労支援の充実

取り組み	内 容
1. 就労相談の実施（障害保健福祉課）	<p>【再掲 62 就労に関する相談窓口を設置し、来所のほか、電話等により相談に応じます。ページ】</p>
2. 障害者就労支援事業の実施（産業総務課）	<p>障がいの程度や適性に応じた就労に関する総合的な相談・定着支援事業を実施します。</p>
3. ジョブサポートセンター事業の実施（産業総務課）	<p>市が実施する障がいのある人への生活支援とハローワークが実施する職業相談、職業紹介を一体的に実施し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。</p>
4. 企業伴走型障害者雇用推進事業の実施（障害保健福祉課）	<p>【再掲 51 障がいのある人の雇用拡大のため、雇用を実施・検討している企業に継続的な支援や助言を行います。また、研修会等を開催し、障がいのある人の雇用に対する理解促進や企業間ネットワークの構築等を支援します。ページ】</p>
5. 障がい者職場見学会の開催（障害保健福祉課）	<p>一般企業、障害者就労施設支援員や利用者を対象に障がい者職業訓練委託先や障がいのある人を雇用する企業等の現場見学会を開催します。</p>
6. 障がいのある人の就労に関するパンフレットの作成（障害保健福祉課）	<p>障がいのある人とその家族向け及び企業向けのパンフレットを作成し、障がいのある人へ就労に関する情報を提供するとともに、企業の障がいのある人の就労に対する理解を深めます。</p>
7. 就労定着支援の実施（障害保健福祉課）	<p>一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。</p>

② 雇用促進

取り組み	内容
1. 障害者雇用支援セミナーの開催（障害保健福祉課）	地域全体で障がいのある人の雇用促進を図るため、ハローワーク浜松と共催で障害者雇用支援セミナーを開催します。
2. <u>ユニバーサル農業</u> ⁵⁸ の推進（農業水産課）	農業者、福祉・雇用の有識者、行政の関係部署が連携し、障がいのある人の農業参画機会の創出、支援体制の構築を図ります。
3. 障がいのある人の市職員・市教員への採用（人事課、教職員課）	障がいのある人の雇用促進を図るため、障がいのある人を対象とした職員採用試験、職員選考、教員採用選考試験を実施します。
4. 入札参加資格審査における障がい者雇用への配慮（調達課）	浜松市内に本店を置く業者で、建設工事に登録を希望する場合は、入札参加格付の決定において障がいのある人の雇用（法定雇用率）の達成状況を加味します。

＜ユニバーサル農業＞



58 ユニバーサル農業：園芸作業を行うことによる生きがいがづくりや高齢者・障がいのある人の社会参加などの効用を、農作業の改善や農業の多様な担い手の育成などに活かしていこうという取り組み。

（２）福祉就労に対する支援

障がい福祉施設では、それぞれの地域性や事業所の特色を活かしながら、様々な自主製品の製造や企業の下請け作業を通じ、福祉就労の場を提供していきます。

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るうえでは、収入の基盤づくりが重要であることから、工賃向上に向けた取り組みを推進します。

<チャレンジドショップわ>



① 福祉就労に対する支援

取り組み	内容
1. 官公需の発注促進（障害保健福祉課）	<p>障害者就労施設等へ受注機会を増やすため、市の発注する物品や役務の調達に関する調達方針（障害者優先調達方針）を定めるとともに、実績を公表します。</p>
2. 市庁舎内での授産製品展示・販売所の設置（障害保健福祉課） 【再掲 51 静岡県作業所連合会・わ浜松地区会による授産製品展示・販売所「チャレンジドショップわ」の市庁舎での販売継続支援や、中央図書館内に開設された販売所での障害者就労施設の出店を支援することで、障がいのある人の就労や自立を支援するとともに、障がいのある人に対する市民の理解を深めます。	
3. 作業所名鑑の作成（障害保健福祉課）	<p>障害者就労施設を紹介する冊子を作成し、物品の発注や役務の提供等、工賃の向上を図ります。</p>



働き場＝活躍の場

京丸園株式会社

代表取締役 鈴木 厚志

京丸園は、浜松市南区に拠点を構え、みつば、ねぎ、ちんげん菜等の葉物野菜を1年通して生産している会社です。

当社は現在、約100人が働いており、最高齢は81歳、最年少は15歳、また、平均年齢は45歳、男女割合はおおむね半々です。なお、就労している人のなかには35人の障がいのある人が活躍しています。(障がいのある人の割合35%)

「給料は、いらないから働かせて欲しい」、これは母親が障がいのある息子さんを連れ、面接に訪れた時の言葉です。

当時、私は30歳。給料を稼ぐために働くと思っていた私は、母親の言葉の意味が分かりませんでした。働くとはどんな意味なのか。考えさせられた瞬間でもありました。

母親は、障がいあってもこの世に授かった命、「無駄な人は一人もいない」という思いから、この子の力を必要とする職場、役に立てる職場はきっとあると、断られても断られても企業の面接に応募し続けていました。

その母親の言動から、働くとは人の役に立つこと、喜ばれること、その対価として賃金が伴ってくるのだと教わり、自分の働き方を見直すチャンスともなりました。

その出会いから22年が経過し、今では障がいがありながらも35人が活躍しています。

15年前、特別支援学校を卒業し、当社に入社したKさんをご紹介します。

Kさんは、入社当時は体力があまりなく、半日働くのが精一杯でした。掃除以外に任せられる仕事はなく、労働基準監督署に最低賃金除外の申請を行い、時給400円(3万円/月)のスタートでした。

Kさんは、ハウス内の草取りと掃除を丁寧に続けてくれました。

およそ半年たったころ、丁寧な掃除のお陰でハウス内の草はきれいになくなり、そのおかげで、害虫の増殖が抑制され、農薬の散布回数が減少しました。これを機に「農薬で野菜を害虫から守る」のではなく、掃除を徹底するという視点に方針を変更し、その後、害虫を捕獲する掃除機の開発を始め、現在では、開発した掃除機により害虫を捕獲・駆除しています。また、Kさんの活躍により、「農薬削減」という付加価値が生み出されました。

Kさんは、日々の掃除が影響して体力が身につき、1日働けるようになりました。(当時、入社7年目・賃金月額約8万円)さらに、草を見つけ取り除くという作業のおかげで観察力が向上し、ちんげん菜の商品検品作業ができるまでになり、入社10年目にして、ついに最低賃金除外申請の必要がなくなりました。

Kさんは現在、1日2万本の最終検品箱詰め作業を担当し、1日7時間就労、月額12万円を就労の対価として得ています。

コツコツと誠実に自分の役割を果たすことに集中しているKさん。

「働く」とは、こういうことだと、私や後輩たちにその雄姿を見せています。

多様な人達が活躍できる職場が広がることを心から願っています。

<京丸園で働くみなさん>



7 情報・コミュニケーション

基本方針

障がいの特性に配慮した、様々な媒体を活用した情報提供やコミュニケーション保障等により、情報・コミュニケーションのユニバーサルデザイン化を推進します。

基本施策

(1) 情報提供の充実

施策

- ① 情報のユニバーサルデザイン化の推進
- ② 福祉サービスや生活に関する情報提供の充実

(2) コミュニケーション保障の推進

- ① コミュニケーション支援の充実
- ② 障がい特性に配慮した情報保障の推進

【現状と課題】

- 平成 28（2016）年 4 月に施行された浜松市手話言語の推進に関する条例の認知度が低いため、更なる周知啓発の取り組みが必要です。
- 区役所の窓口において、いつでも手話通訳が利用できるように、手話通訳者の配置を増やすことが必要です。
- 障がいのある人が、自分が利用できるサービスが分かるよう福祉サービスの情報をはじめ、地域での生活に必要な情報の提供を充実させていく必要があります。

(1) 情報提供の充実

相談窓口を知らない人、相談へ行けない人等は、暮らしや支援の情報等、必要な情報を得にくい状況となっています。

行政と教育機関、医療機関、障がい者団体等との連携を図り、積極的な情報提供を行うとともに、アクセシビリティに配慮しだれもが使いやすいホームページの作成や障がいの特性に配慮した媒体での情報提供を行います。

① 情報のユニバーサルデザイン化の推進

取り組み	内容
1. 障がい特性に配慮した広報紙等の作成（広聴広報課、調査法制課）	視覚障がいのある人に配慮した点字版・音声版の「広報はままつ」や「市議会だより」を作成・配布します。
2. アクセシビリティに配慮した市ホームページの作成（広聴広報課）	市が定めたサイトポリシーにより、アクセシビリティに配慮した、だれもが使いやすい公式ホームページの作成を推進します。
3. わかりやすい印刷物作成の手引き作成（UD・男女共同参画課）	パンフレットやチラシ、ポスター等の印刷物について、だれもが情報を入手しやすいようにカラーユニバーサルデザインや配慮方法等に関する手引きを作成し活用します。
4. 障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用（障害保健福祉課）	障がい福祉に関する冊子や資料等に音声コードを付与し、視覚障がいのある人に配慮した情報提供を行います。
5. 選挙時の情報提供（音声版・点字版）（選挙管理委員会事務局）	視覚障がいのある選挙人の投票参加を促進するため、音声版・点字版の選挙のお知らせを、希望する視覚障がいのある個人や各団体に提供するとともに、市・区選挙管理委員会事務局及び市施設へ備え置きます。
6. 録音図書・点字図書の作成・貸出（中央図書館（城北図書館））	ボランティアと連携し、視覚障がいのある人に対する「声のライブラリー」事業として、録音図書・点字図書の作成・貸し出しを行います。
7. ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳サービスの提供（障害保健福祉課）	市役所及び区役所にタブレット型端末を配置し、テレビ電話機能を活用した画面越しの手話通訳を行い、窓口サービス等の利便性の向上を図ります。
8. 視覚障がいのある人に対する点字等による情報提供（障害保健福祉課）	公文書の一部点字化をはじめ、視覚障がいのある人へ点字等による情報提供の推進を図ります。

② 福祉サービスや生活に関する情報提供の充実

取り組み	内容
1. 障害福祉のしおりの作成（障害保健福祉課）	障害福祉サービス等を紹介する冊子を作成するとともにホームページに掲載し、様々なサービスの内容や手続きについて、分かりやすく提供します。
2. 地域のUD情報等の発信（UD・男女共同参画課）	だれもが訪れやすく、暮らしやすいまちづくりを進めるため、地域の宿泊施設、文化・観光施設、公共交通、トイレ等のユニバーサルデザイン情報を収集し、様々な媒体を活用してだれにでも分かりやすく提供します。
3. 浜松まちなかトイレマップの提供（UD・男女共同参画課）	高齢者や障がいのある人等だれもが安心して暮らすことができるまちづくりの一環として、JR 浜松駅を中心として徒歩でおおむね 15 分程度の範囲において、掲載の協力を得られた施設のトイレ等の情報を「浜松まちなかトイレマップ」として提供します。
4. 市ホームページによる消費生活情報等の提供（市民生活課（くらしのセンター））	市ホームページ内に「はままつ e ライフ」を掲載し、消費生活に関する情報を分かりやすく提供します。

▶ (2) コミュニケーション保障の推進

障がいの特性に配慮した方法による情報提供や、手話や要約筆記等による意思疎通の支援により、コミュニケーション手段を確保し、コミュニケーション保障を推進します。

① コミュニケーション支援の充実

取り組み	内容
1. コミュニケーション支援事業の実施（障害保健福祉課）	【再掲 66 聴覚及び言語機能、音声機能等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人の社会参加ページ】を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
2. 区役所窓口への手話通訳の配置（人事課）	区役所に手話通訳のできる職員を配置し、聴覚に障がいのある人に対して必要に応じて通訳を行い、手続きや相談等を円滑に行います。
3. 各種奉仕員養成講座の開催（障害保健福祉課、中央図書館（城北図書館））	【再掲 53 視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るページ】ため、各種奉仕員養成講座（手話、要約筆記、点訳、音訳）を開催します。

② 障がい特性に配慮した情報保障の推進

取り組み	内 容
1. 障がい特性に配慮した広報紙等の作成（広聴広報課、調査法制課） 【再掲 94 ページ】	視覚障がいのある人に配慮した点字版・音声版の「広報はままつ」や「市議会だより」を作成・配布します。
2. 障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用（障害保健福祉課） 【再掲 94 ページ】	障がい福祉に関する冊子や資料等に音声コードを付与し、視覚障がいのある人に配慮した情報提供を行います。
3. 選挙時の情報提供（音声版・点字版）（選挙管理委員会事務局） 【再掲 94 ページ】	視覚障がいのある選挙人の投票参加を促進するため、音声版・点字版の選挙のお知らせを、希望する視覚障がいのある個人や各団体に提供するとともに、市・区選挙管理委員会事務局及び市施設へ備え置きます。
4. 録音図書・点字図書の作成・貸出（中央図書館（城北図書館）） 【再掲 94 ページ】	ボランティアと連携し、視覚障がいのある人に対する「声のライブラリー」事業として、録音図書・点字図書の作成・貸し出しを行います。
5. メール 119 システムの運用（情報指令課） 【再掲 78 ページ】	聴覚や言語機能に障がいのある人等、電話による 119 番通報が困難な人からのメールを活用した緊急通報に対応します。
6. 緊急通報ファクシミリ事業の実施（障害保健福祉課） 【再掲 78 ページ】	聴覚や言語機能に障がいのある人の緊急時の迅速で適切な対応を図るため、緊急通報ファクシミリ事業（F ネット事業）を実施します。

コラム7



支えあい・支援の輪

浜松市視覚障害者福祉協会
会長 市川 健悟

私が所属する浜松市視覚障害者福祉協会（通称：浜視協）の活動は、1976年にスタートしました。生活や福祉の向上、そして会員の親睦や他団体との交流を目的に活動している団体です。これまで、点字ブロックの敷設、音響装置付信号機の設置や公共施設のバリアフリー化、日常生活用具の拡充や同行援護をはじめとする福祉サービスの拡充等、様々な角度から関係機関に対して私たちの声を届けてきました。

現在、浜松市障害保健福祉課と連携をとるなかで、公的な通知文書の点字・拡大文字化、音訳化の推進に取り組んでいます。健常な人であれば、だれでも見ることのできる個人情報を含んだ公的文書、私たちも個人的に届いた文書をだれにも頼らずに読みたいと思っています。他人を気にせず、自分宛ての文書を開きその内容を知りたいということが私たちの強い願いです。

今のところ、点字・拡大文字化が先行し、音声による提供は次点对応になっています。どのような情報が書かれ、どこに連絡すればその内容を教えてもらえるのかは、点字・拡大文書による通知をいただけるようになりましたが、健常な人のように具体的な内容を自らダイレクトに知ることはできません。税金、健康保険料や上下水道料、市から助成を受ける医療費等、知りたい情報は多岐にわたります。また、障害者差別解消法の施行とともに、見えないがための障壁が解消するよう関係機関に対する働きかけを展開しており、この問題もやがては実りを迎えることと期待を膨らませています。

浜松市には、視覚に障がいがあることで、身体障害者手帳の交付を受けている人は、平成29年4月時点1,581人おられます。特に途中で視力を失ってしまった中高年の人は、行動の自由を奪われた結果、絶望と生きがいを見失って、家に引きこもる人が多いと聞きます。そんな時、当事者同士の語らいや交流を行うことで、新たな局面を迎えられると思います。当協会として、視覚障がいにより生活に不安を抱える人たちとの仲間づくりや悩みや楽しみも共有していきたいと考えていますが、どこに向かって情報を発信していけばいいのか苦慮しているのが現状です。より多くの皆さんとの出会いができるようになることが私たちのもう一つの願いです。

どこの組織もそうでしょうが、浜視協も高齢化が進んでいます。いろいろな希望や願いがより多くの皆さんのお力で推進していくことを望んでいます。

8 社会参加

基本方針

外出支援や社会参加の促進、スポーツ・文化活動、余暇支援等により、充実した地域生活を目指します。

基本施策

(1) 外出支援

施策

- ① 移動手段の充実
- ② 助成制度による支援

(2) 地域活動への参加の促進

- ① 地域活動への参加の促進

(3) スポーツ・文化活動、余暇支援

- ① 障がい者スポーツの振興
- ② 文化活動への支援

【現状と課題】

- 障がいのある人が社会の様々な分野に積極的に参加するために、外出支援の強化が必要です。
- 障がいのある人同士が集える場や、障がいのある人と地域住民との親睦を深め、交流する場の提供が必要です。
- 本市は東京 2020 パラリンピック競技大会の事前合宿に関する覚書をブラジルパラリンピック委員会と締結しました。事前合宿の受け入れを契機に、障がい者スポーツの普及や環境の整備とともに、地域に住む人たちとスポーツを通じた交流の機会を増やすことで、地域に住む人たちの「心のバリアフリー化」を進める必要があります。

(1) 外出支援

障がいのある人の外出支援を行うことで、地域での自立した生活及び社会参加を促進します。

① 移動手段の充実

取り組み	内容
1. 移動支援事業の実施（障害保健福祉課）	
【再掲 65 ページ】	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加等を促すため、外出支援を行います。
2. リフト付福祉バスの貸出（障害保健福祉課）	
	歩行困難な下肢に障がいのある人の社会参加を促進し、地域における福祉活動を推進するために、リフトバス運行ボランティア連絡協議会との協働により、リフトバスを貸し出します。
3. 車いすの貸出（社会福祉協議会）	
	車いすの短期（2週間程度）の貸し出しを行います。
4. 福祉有償運送事業の実施（福祉総務課）	
【再掲 66 ページ】	NPO や社会福祉法人等が、障がいのある人や高齢者等、公共交通機関を利用することが困難な人を対象にドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行います。

② 助成制度による支援

取り組み	内容
1. バス・タクシー券等の交付（障害保健福祉課）	
【再掲 67 ページ】	障がいのある人の移動を支援するため、手帳所持者にバス・タクシー券等を交付します。
2. リフト付福祉タクシーの運賃助成（障害保健福祉課）	
【再掲 67 ページ】	身体障害者手帳を所有し、電動車いすを使用している人がリフト付福祉タクシーを利用する場合、運賃の一部を助成します。
3. 自動車改造助成事業の実施（障害保健福祉課）	
【再掲 67 ページ】	身体障がいのある人の自立更生を支援するため、当該障がいのある人が運転するために必要な自動車の改造に対し補助金を交付します。

(2) 地域活動への参加の促進

障がいの有無にかかわらず、だれもが地域社会を構成する一員として、地域活動への参加は欠かせません。地域行事への参加や障がい者団体の活動を通じて、地域住民とのつながりを持つ等、障がいのある人とその家族の積極的な参加により、地域との交流や理解促進を図ります。

また、障害者週間キャンペーンで啓発イベントを開催する等、多様な活動を行う障がい者団体の活動を広く紹介し、つながりを持ってない人と障がい者団体をつなぐことで社会参加を促進します。

① 地域活動への参加の促進

取り組み	内容
1. 施策へ当事者が参画できる仕組みの検討（障害保健福祉課）	障がい福祉施策の検討及び PDCA サイクルによる事業管理において、障がいのある人及びその家族等の当事者の参画を推進する。
2. ふれあい広場等の開催（福祉総務課、社会福祉協議会）	【再掲 50 ふれあい広場等を開催し、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の交流ページ】 を図ります。また、参加団体の拡大と自主運営の更なる充実を目指します。
3. ふれあい交流事業の実施（社会福祉協議会）	【再掲 51 障がいのある人と地域住民、ボランティア等との食事会や各種交流事業を実施します。ページ】
4. 障がい者団体活動助成事業の実施（障害保健福祉課）	【再掲 54 障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいのある人の福祉増進を目的とした障がい者団体に対し、団体の活動事業費を補助することで、障がいのある人の社会参加を促進します。ページ】
5. 障がい者相談員の設置と育成（障害保健福祉課）	【再掲 54 障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員が、関係機関等との連携のもと当事者や家族の相談を受ける体制を整えます。また、相談の質の向上を目的に相談員を対象とした研修を実施することで、ピアサポートを推進します。ページ】
6. 各種奉仕員養成講座の開催（障害保健福祉課、中央図書館（城北図書館））	【再掲 53 視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座（手話、要約筆記、点訳、音訳）を開催します。ページ】
7. 障害者週間キャンペーンの実施（障害保健福祉課）	【再掲 50 障害者週間（12月3日～9日）に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催、市内障がい者団体等と連携して啓発イベント等を開催し、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。ページ】
8. 補助犬ふれあい教室の開催（障害保健福祉課）	【再掲 51 補助犬ふれあい教室を開催し、補助犬ユーザーによるデモンストレーション等を行い、視覚障がいのある人や補助犬に対する理解を深めます。ページ】

取り組み	内容
------	----

9. 市施設の使用料の減免（障害保健福祉課、施設所管各課）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び認定障がい者団体に対し、社会参加促進のため市の関係施設の使用料等の軽減を行います。

（3）スポーツ・文化活動、余暇支援

スポーツや文化活動等を楽しむ機会を持つことで、いきいきとした暮らしを送ることができます。

平成 32（2020）年に、東京 2020 パラリンピック競技大会が開催されることで、障がい者スポーツへの関心や注目が高まっており、障がい者スポーツに関する指導者の養成や施設のユニバーサルデザイン化をはじめ、障がいの有無にかかわらず地域でスポーツを行うことのできる環境づくりを進める必要があります。

スポーツや文化活動の振興は、生きがいでだけでなく社会参加や理解促進にもつながります。充実した余暇活動を楽しむことができるよう機会の提供を行うとともに、障がいのある人のスポーツや文化活動を促進するための支援を行います。

<浜松市障害者スポーツ大会>



① 障がい者スポーツの振興

取り組み	内容
------	----

1. 浜松市障害者スポーツ大会の開催（障害保健福祉課）

障がいのある人の社会参加を図るためにスポーツ大会を開催します。

2. 静岡県障害者スポーツ大会の開催（障害保健福祉課）

静岡県及び静岡市との共催により静岡県障害者スポーツ大会を開催します。

3. 全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣（障害保健福祉課）

全国障害者スポーツ大会に浜松市選手団を派遣します。

取り組み	内 容
4.	<p>浜松市発達医療総合福祉センター体育館・プールの一般開放（障害保健福祉課）</p> <p>発達医療総合福祉センターの体育館とプールの一般開放及び障がい者団体への貸し出しを行います。</p>
5.	<p>地域スポーツ指導者の養成（スポーツ振興課）</p> <p>【再掲 53 障がい者スポーツの指導者を養成し、スポーツを通じて社会参加の促進を図ります。ページ】</p>
6.	<p>スポーツ交流事業の実施（スポーツ振興課）</p> <p>【再掲 51 年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、だれもが楽しめる交流の場としてスポーツイベントを開催することにより、ライフスタイルに応じた生涯スポーツ社会の創出につなげます。ページ】</p>

② 文化活動への支援

取り組み	内 容
1.	<p>市施設の使用料の減免（障害保健福祉課、施設所管各課）</p> <p>【再掲 101 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び認定障がい者団体に対し、社会参加促進のため市の関係施設の使用料等の軽減を行います。ページ】</p>
2.	<p>生涯学習事業参加機会の提供（創造都市・文化振興課）</p> <p>生涯学習関連施設（協働センターや文化センター等）における講座・事業への参加機会を提供します。</p>
3.	<p>障害者週間キャンペーンの実施（障害保健福祉課）</p> <p>【再掲 50 障害者週間（12月3日～9日）に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催、市内障がい者団体等と連携して啓発イベント等を開催し、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。ページ】</p>

コラム 8

スポーツを通じた社会参加に向けて

浜松ポッチャ倶楽部 COOL
会長 落合 正美

浜松ポッチャ倶楽部 COOL は、2003 年に愛好家数人で発足し、現在では 30 人以上の会員とともに活動しています。初代会長の熱意で、発足翌年から浜松アリーナを会場に「浜松ポッチャ大会」を開催し続け、15 回を数える現在では、市内のみならず全国各地から選手が集まるほどに成長し、大会での活躍を目指して、日々の練習に情熱を傾ける選手の様子から、障がいのある人の社会参加・自己実現の場として大きな役割を担っていると自負しています。

しかし、これまでの道のりは決して平坦ではなく、大会会場や練習場所の確保が、現在に至っても大きな課題となっています。国内の先進地においては、障がいのある人が日常的にスポーツに取り組める福祉施設に併設された体育施設の整備に加え、交通アクセス等も考慮された施設整備が行われています。障がいのある人がユニバーサルデザイン化されていない体育施設を利用するには、多くの障壁と苦勞が待ち構えているため、障がいのある人の利用を考慮した施設整備や施設改修が必要です。

私たち倶楽部の他にも、障がいのある人と家族や支援者が集まり、様々なスポーツ活動を展開する団体がありますが、いずれも活動場所の確保に苦慮していると伺います。これから、障がいのある人のスポーツを通じた社会参加を推進していくうえでは、施設面の充実が必要不可欠です。

浜松市は、広域な面積を有する都市であるため、一つの拠点に集まるということは、移動距離を考えるととても難しく感じられます。こうした課題の解決は、点在する小学校のなかで、ユニバーサルデザイン化の進んだ体育館を障がいのある人へ優先的に開放等が考えられます。また、障がいのある人に対する継続したスポーツプログラムを提供する等の対応も併せて考えなければなりません。

私たち倶楽部は、将来一緒に活動していける仲間の開拓に繋がると、用具の提供や会員の派遣等について、積極的・全面的に協力していく姿勢でいます。行政と市民との協働で、スポーツを通じた障がいのある人の社会参加が推進されるよう、当倶楽部として今後もさらに活動を拡大し、社会や未来の仲間に向けて情報発信をし続けていきたいと思ひます。

<ポッチャ競技の様子>





第2部

第5期障がい福祉実施計画 第1期障がい児福祉実施計画

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度

第1章

計画の概要

1 計画の目的

「第5期浜松市障がい福祉実施計画・第1期浜松市障がい児福祉実施計画」(以下「本計画」)は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針(平成18(2006)年厚生労働省告示第395号:平成29(2017)年3月31日改定)(以下「基本指針」)に則し策定するものです。

障がいのある人と障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等にかかる平成32(2020)年度末の数値目標を設定するとともに、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの障害福祉サービス等(障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業)及び障害児通所支援等(障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援)を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。なお、本計画は、障害者基本法の規定に基づき浜松市が策定した「第3次浜松市障がい者計画」の「生活支援」に関する部分の実施計画として位置付けます。

3 計画期間

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。

本計画の計画期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間です。

4 計画で定める項目

- 平成32(2020)年度の成果目標の設定
- 平成30(2018)年度から32(2020)年度までの障害福祉サービス見込量及びその確保のための方策
- 平成30(2018)年度から32(2020)年度までの障害児支援体制の整備に関する見込量及びその確保のための方策
- 相談支援及び地域生活支援事業の実施に関する事項

5 計画の基本理念

「第3次浜松市障がい者計画」では『支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち』を基本理念に掲げ、障がいのある人一人ひとりが社会を構成する一員として、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを基本に、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを目指しています。

この基本理念を踏まえ、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進め、障がいのある人の生活の質の向上を図るよう、必要な障害福祉サービス等を提供します。

6 計画の策定及び評価体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたり、障がいのある人の地域生活支援の入口となる障害者相談支援事業所での個別支援会議、区障がい者自立支援連絡会等を経て、浜松市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」）へ課題として集約された意見と「浜松市障害者施策推進協議会」の意見を反映する仕組みです。

また、ニーズを把握し、その実態を踏まえたうえで計画を作成する必要があることから、福祉サービス利用者や施設・事業所へのアンケート調査やパブリック・コメント⁵⁹を実施し、障がいのある人や関係者にご意見をいただくとともに、自立支援協議会をはじめ多種多様な当事者や関係者の声をこの計画に反映するよう努めました。

(2) 評価体制

この計画に定める事項について、PDCAサイクルにより、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講じます。

また、PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況等について、少なくとも年1回、当事者団体や浜松市障害者施策推進協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について浜松市ホームページ等で公表します。

59 パブリック・コメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

7 第4期浜松市障がい福祉実施計画の進捗状況

第4期浜松市障がい福祉実施計画（以下「第4期計画」）の推進により、施設入所者の地域生活への移行と福祉施設からの一般就労への移行が進みました。また、地域生活を基本とし、身近な地域でサービス利用ができるよう、サービス提供体制の基盤整備を推進しました。

サービス提供基盤の整備に併せて、きめ細かな相談支援の充実を図るため、「自立支援協議会」において、関係者や関係機関の連携のもと、障がいのある人とその家族を中心に支援をしてきました。

（1）数値目標

① 施設入所者の地域生活への移行

平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までに、入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数の累計を目標値（人）として設定しました。

実績	第4期計画		目標値の根拠
	平成28年度 (2016)		
目標値(A)	80人		地域生活への移行に対するニーズや第3期計画の実績を勘案し設定。
実績(B)	36人		
達成率(B/A)	45.0%		
目標のために 行った施策	グループホーム4施設、定員32人分を整備。 平成29（2017）年度も、2施設、定員17人分の整備を進めている。		

② 就労支援施設等から一般就労への移行

計画期間である平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの3年間で一般就労への移行者数を合計60人増加する（各年度20人）目標としました。

実績	第4期計画		目標値の根拠
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	
目標値(A)	163人	183人	デフレ等による雇用情勢を考慮し設定。
実績(B)	147人	116人	
達成率(B/A)	90.2%	63.4%	
目標のために 行った施策	一般就労に向けた訓練の場として就労移行支援事業所、特別支援学校卒業後の日中活動の場として生活介護・就労継続支援B型等13施設、定員264人分を整備。 平成29（2017）年度も、2施設、定員70人分（定員増のみも含む）の整備を進めている。		

(2) 障害福祉サービス

	単位	平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		
		見込量	実績	見込量	実績	実績率
訪問系サービス						
居宅介護	人	595	597	635	698	109.9%
重度訪問介護	人	21	20	25	19	76.0%
同行援護	人	105	110	105	118	112.4%
行動援護	人	5	7	6	9	150.0%
日中活動系サービス						
生活介護	人	1,464	1,403	1,505	1,442	95.8%
自立訓練（機能訓練）	人	22	13	22	17	77.3%
自立訓練（生活訓練）	人	117	100	123	91	74.0%
就労移行支援	人	280	244	296	262	88.5%
就労継続支援 A 型	人	484	514	508	587	115.6%
就労継続支援 B 型	人	1,043	1,055	1,096	1,106	100.9%
療養介護	人	90	88	90	87	96.7%
短期入所（福祉型、医療型）	人	449	482	467	511	109.4%
居住系サービス						
共同生活援助	人	350	344	374	356	95.2%
宿泊型自立訓練	人	31	24	31	20	64.5%
施設入所支援	人	655	637	655	639	97.6%
相談支援						
計画相談支援	人	4,208	4,162	5,031	4,421	87.9%
地域移行支援	人	8	8	12	15	125.0%
地域定着支援	人	28	36	32	63	196.9%
<p>○訪問系サービスは、居宅介護の利用者が年々増加しており、おおむね計画どおりの実績となっています。今後、居宅介護の利用を希望する人がアンケート調査結果では高くなっています。</p> <p>○日中活動系サービスは、一般就労に至らない人たちのニーズが高い就労継続支援 A 型が計画を上回り、サービス全体でもおおむね計画どおりの実績となっています。今後、短期入所の利用を希望する人がアンケート調査結果では高くなっています。</p> <p>○居住系サービスは、地域生活の促進のため計画的なグループホームの整備により、おおむね計画どおりの実績となっています。今後、グループホームの利用を希望する人がアンケート調査結果では高くなっています。</p> <p>○相談支援系サービスは、計画相談支援について、計画値には届いていないもののサービス利用の際に必要な計画作成率はおおむね 100%を達成しました。今後も相談支援専門員連絡会等により事業所との連絡体制を密にしていきます。</p> <p>○地域定着支援については計画を大きく上回り、利用者数は増加傾向であり、引き続き施設入所者等の地域への移行を進めていきます。</p>						

(3) 地域生活支援事業

	単位	平成27年度 (2015)		平成28年度 (2016)		
		見込量	実績	見込量	実績	実績率
相談支援事業	相談件数	34,383	32,250	34,383	28,918	84.1%
基幹相談支援センター	か所数	0	0	0	0	0%
成年後見制度利用支援事業	利用者数	8	16	8	26	325.0%
意思疎通支援事業	派遣件数	1,260	1,083	1,260	1,106	87.8%
手話通訳者派遣事業	派遣件数	1,100	1,009	1,100	1,034	94.0%
要約筆記者派遣事業	派遣件数	160	74	160	72	45.0%
日常生活用具給付等事業	給付件数	14,596	15,399	14,651	15,870	108.3%
介護・訓練支援用具	給付件数	57	34	66	37	56.1%
自立生活支援用具	給付件数	76	71	61	79	129.5%
在宅療養等支援用具	給付件数	66	80	69	76	110.1%
情報・意思疎通支援用具	給付件数	190	316	175	295	168.6%
排せつ管理支援用具	給付件数	14,195	14,889	14,265	15,372	107.8%
居室生活動作補助用具	給付件数	12	9	15	11	73.3%
社会参加促進事業 (奉仕員養成研修事業)	修了者数	70	53	60	52	86.7%
手話奉仕員養成講座	修了者数	60	49	60	52	86.7%
要約筆記者養成講座	修了者数	10	4	0	0	0%
移動支援事業	利用者数	303	274	328	303	92.4%
地域活動支援センター	か所数	7	7	7	7	100.0%
発達障害者支援センター運営事業	か所数	1	1	1	1	100.0%
日中一時支援事業	利用者数	606	672	575	667	116.0%
社会参加促進事業 (スポーツレクリエーション)	実施回数	1	1	1	1	100.0%
社会参加促進事業(芸術・文化)	実施回数	1	1	1	1	100.0%
社会参加促進事業(点字・声の広報)	利用者数	210	181	215	172	80.0%

○成年後見制度利用支援事業は、制度を必要とする知的及び精神障がいのある人に対し、制度利用の支援と申し立てに要する経費及び後見人の報酬を助成し、障がいのある人の成年後見制度の利用促進による権利擁護を図りました。計画値を大幅に上回る実績となっています。今後も、啓発用パンフレット作成等により制度の周知及び理解を図っていきます。

○移動支援事業は、地域での自立生活や社会参加を促進する中で必要不可欠な事業であり、計画値には届いていないものの需要は年々高まっています。

○日中一時支援事業は、障がいのある子どもについては放課後等デイサービス事業への移行が進んでいますが、預かりの需要が高く、計画を大きく上回る実績となっています。

(4) 児童福祉法に規定するサービス

	単位	平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		
		見込量	実績	見込量	実績	実績率
障害児通所支援						
児童発達支援	人	632	753	652	864	132.5%
放課後等デイサービス	人	711	848	732	1,130	154.4%
保育所等訪問支援 (年度の合計)	人	291	569	300	652	217.3%
障害児入所支援						
福祉型	人	46	51	46	44	95.7%
医療型	人	18	28	18	26	144.4%
障害児相談支援	人	1,634	1,889	1,684	2,303	136.8%
<p>○発達に課題のある子どもの増加や指定サービス事業所の増加により、障害児通所支援の利用者が見込みよりも大幅に増加しています。</p> <p>○放課後等デイサービスは、計画を大きく上回る実績となっています。療育と預かりの需要が高いことを示す実績となっています。</p> <p>○放課後等デイサービス事業所が大きく増えているため、利用者の利便性も高まっていますが、支援の内容が課題となっており、施設への実地指導や事業所間での連絡会等にて質の確保を図る必要があります。</p>						

第2部

第5期障がい福祉実施計画 第1期障がい福祉実施計画

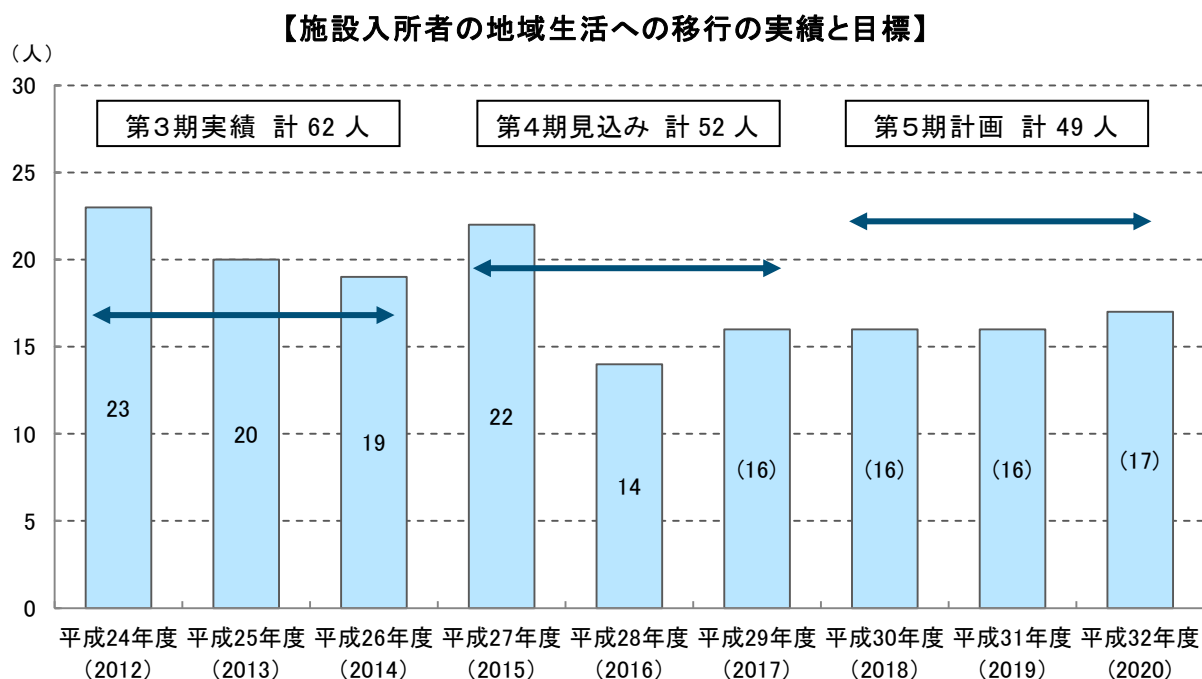
第2章

平成 32(2020)年度の成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に則し、浜松市障がい福祉に関するアンケート調査の結果や第4期計画の進捗状況を踏まえて目標値を設定し、障がいのある人の自立と社会参加を推進します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

- ▶ 本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への移行を推進します。
- ▶ 平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3か年に、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。



※平成24（2012）年度から平成28（2016）年度は実績値、平成29（2017）年度は見込値、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度は目標値です。

項目	実績値		見込値	目標値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016) (基準値)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
入所施設から地域生活への移行者数(人)	22	14	16	16	16	17
施設入所者数(人)	637	639	639	639	639	639

【国の方針】

- ・平成 32（2020）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。平成 28（2016）年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とします。上記の数値を基本としつつ、これまでの実績と地域の実情を踏まえて設定します。
- ・平成 32（2020）年度末の施設入所者数を平成 28（2016）年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とします。

【目標値の考え方と取り組み】

- ・平成 32（2020）年度末までの累計目標値は65人（基本指針9%で算出すると58人）とします。
- ・地域生活への主な移行先であるグループホームを計画的に整備（毎年25人）するとともに、地域生活移行後等の日中活動の場となる施設の整備や既存事業所の定員増を含めたサービス提供体制の見直し等により、地域移行を促進します。
- ・地域での生活をサポートするため、相談支援体制の充実を図ります。
- ・施設入所者の地域生活への移行目標に合わせ、施設入所者数の削減目標も求められていますが、施設入所待機者数等をかんがみ、施設入所者数の削減は行いません。

2

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人の地域移行を促進するための協議会を設置します。

【国の方針】

- ・平成 32（2020）年度末までに、圏域ごと及び市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましいとします。

【目標値の考え方と取り組み】

- ・平成 32（2020）年度までに保健、医療、福祉関係者による協議会を設置します。

3 地域生活支援拠点の整備

➤ 障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できる体制を整備します。

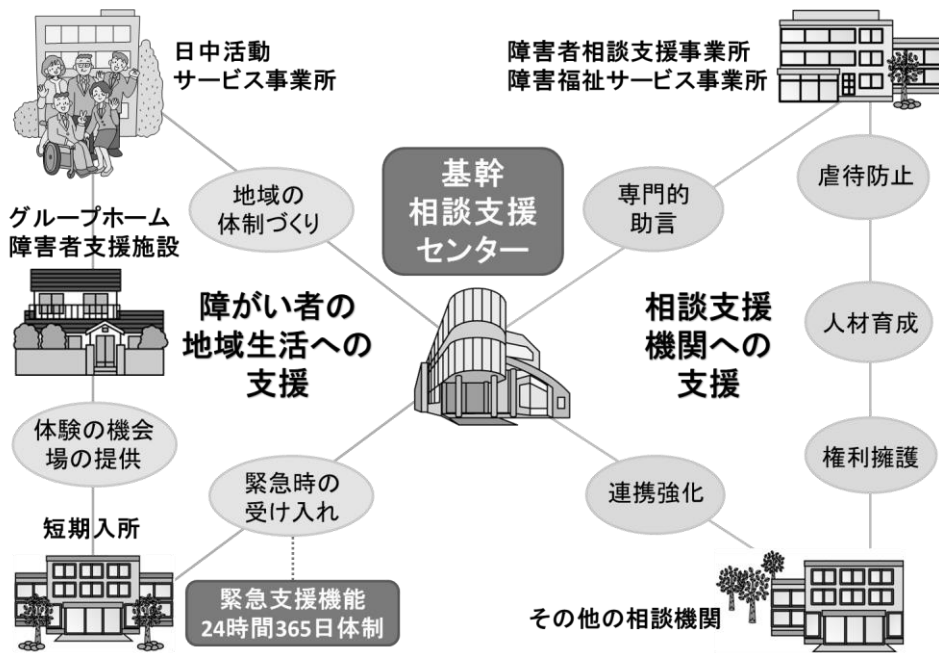
【国の方針】

- ・ 障がいのある人の「親なき後」を見据え、障がいのある人が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指し、障がいのある人の生活を地域社会で支えるサービス提供体制を構築していくことを目的として、平成 32（2020）年度末までに 1 か所を整備することを基本とします。

【目標値の考え方と取り組み】

- ・ 基幹相談支援センターが事業実施主体となり、平成 30（2018）年度から事業を開始します。
- ・ 家族状況や本人の将来を見据えた適切な生活の場への移行を支援します（一人暮らし、グループホーム等）。
- ・ 緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制を整備します（365 日 24 時間体制の緊急支援機能）。
- ・ 地域での生活を支援する様々な社会資源による連携体制の構築等を行います。

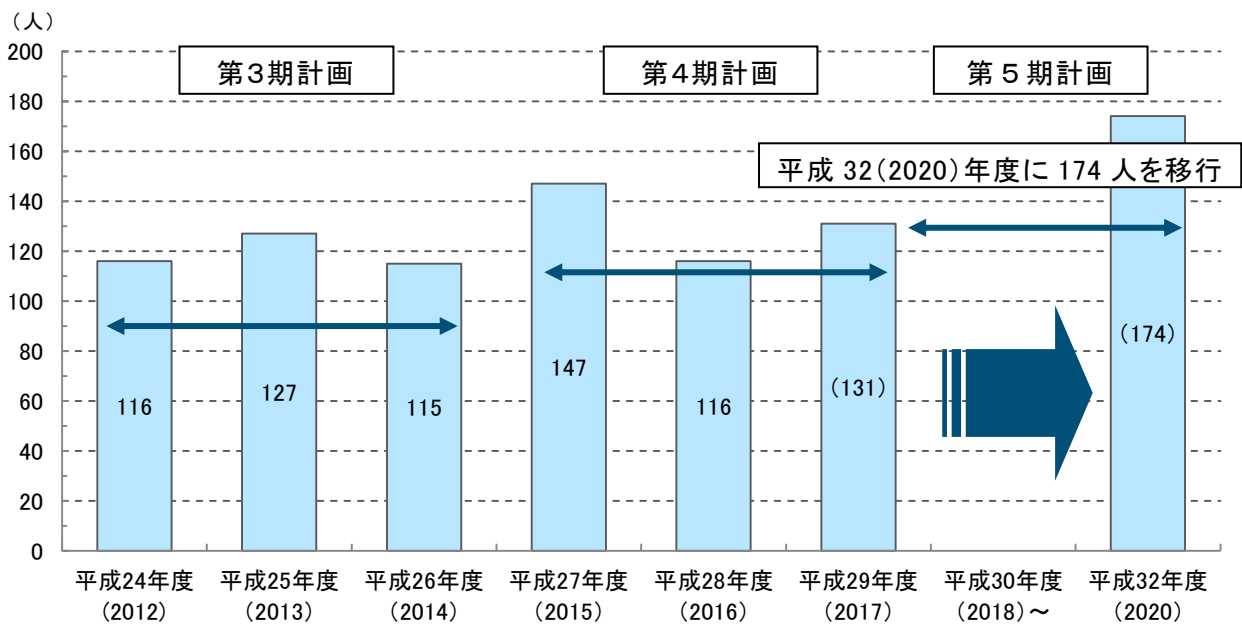
【地域生活支援拠点のイメージ】



4 就労支援施設から一般就労への移行

- ▶ 自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。
- ▶ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32（2020）年度中に就労支援施設等から一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。

【就労支援施設等から一般就労への移行の実績と目標】



※平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度までは実績値、平成 29（2017）年度は見込値、平成 32（2020）年度は目標値です。

項目	基準値	実績値		見込値	目標値
	平成28年度末 (2016)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成32年度 (2020)
就労支援施設等から一般就労への移行者数（人）	116	147	116	131	174

【国の方針】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32（2020）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。平成 28（2016）年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とします。

【目標値の考え方と取り組み】

- ・平成 32（2020）年度の目標値は、174 人とします。
- ・平成 30（2018）年度には、法定雇用率の引き上げ（2.0%→2.2%）が予定されており、企業の雇用意欲は引き続き強まるものと推測されます。
- ・平成 30（2020）年度から新たに始まる就労定着支援事業等の就労後の支援体制を活用し、一般就労への定着を促進します。
- ・一般就労移行後の定着度について、就労定着支援事業所等を通じ把握できる仕組みを構築します。

5 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図っていきます。
- 各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していく場を設けることが必要と考えます。

【国の方針】

- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30（2018）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。

【目標値の考え方と取り組み】

- ・平成 27（2015）年度より自立支援協議会の専門部会として設置した「重症心身障害児者専門部会（参加者は保健、医療、障害福祉）」を、平成 30（2018）年度に「重心児・者及び医療的ケア専門部会」とし、保育・教育分野を追加して再編し、更なる連携体制強化を図ります。

第3章

福祉サービスの見込量

基本理念等を念頭に置き、住み慣れた地域での暮らしを送ることができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業、児童福祉法に規定するサービス等により総合的にサポートします。

浜松市

障害福祉サービス

●訪問系サービス

- ・居宅介護(ホームヘルプ) ・重度訪問介護
- ・行動援護 ・同行援護

●日中活動系サービス

- ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援
- ・就労定着支援 ・療養介護 ・短期入所(ショートステイ)

●居住系サービス

- ・自立生活援助 ・共同生活援助(グループホーム)
- ・宿泊型自立訓練 ・施設入所支援

●相談支援

- ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援

障がいのある人

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・基幹相談支援
- ・成年後見制度利用支援
- ・意思疎通支援
- ・日常生活用具費の助成
- ・社会参加促進事業
- ・移動支援

児童福祉法に規定するサービス

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・障害児入所支援
- ・障害児相談支援

《第5期障がい福祉実施計画》

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、グループホームや施設に入所して利用できる「居住系サービス」、「相談支援」に分けられます。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、地域生活を支える基本事業として位置付けられるものであり、利用対象が在宅者であることから、介護を担う家族支援のためのサービスとしても利用されています。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者や、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援まで総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時の移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数	597 (595)	698 (635)	734 (675)	792	851	911
	時間 /月	8,233 (8,678)	9,174 (9,262)	10,203 (9,846)	11,000	11,800	12,650
重度訪問 介護	利用者数	20 (21)	19 (25)	19 (29)	19	19	19
	時間 /月	5,574 (5,495)	5,154 (6,542)	5,155 (7,589)	5,160	5,160	5,160
同行援護	利用者数	110 (105)	118 (105)	120 (105)	120	120	120
	時間 /月	1,552 (1,412)	1,463 (1,412)	1,619 (1,412)	1,675	1,726	1,776
行動援護	利用者数	7 (5)	9 (6)	10 (6)	11	12	13
	時間 /月	46 (31)	57 (38)	69 (38)	80	92	106
計	利用者数	734	844	883	942	1,002	1,063

【見込量の考え方】

- ・現に利用している者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、第4期中の実績を踏まえ利用者数及び量を見込みます。
- ・ヘルパー数については、現状把握に努めるとともに、研修等を開催することで、ヘルパーの確保や事業所の参入を促すよう周知していきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは昼間の活動場所となるとともに、自立した生活を送るための訓練や支援の場となります。障がいの程度や個別の利用ニーズに応じたサービスを提供しています。

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	1,403 (1,464)	1,442 (1,505)	1,476 (1,556)	1,508	1,541	1,574
月の利用日数	28,341 (29,280)	29,315 (30,100)	30,742 (31,120)	31,900	33,500	34,900
【見込量の考え方】						
・入所施設からの地域生活移行者や特別支援学校卒業生等が適切なサービスを受けることができるよう見込みます。						
・障がい福祉に関するアンケート結果からニーズが高いサービスです。						

② 自立訓練（機能訓練）

障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを通して身体機能又は生活能力の維持、向上等の訓練を行うとともに、生活の支援等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	13 (22)	17 (22)	17 (22)	17	17	17
月の利用日数	107 (161)	174 (161)	143 (161)	143	143	143
【見込量の考え方】						
・サービス利用者（主に病院を退院した身体に障がいのある人）が限定されるため、機能訓練を必要とする人が、サービスを受けることができるよう、第4期中の実績を踏まえて見込みます。						

③ 自立訓練（生活訓練）

障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談及び助言その他の必要な支援等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	100 (117)	91 (123)	100 (129)	100	100	100
月の利用日数	1,828 (1,578)	1,685 (1,659)	1,700 (1,740)	1,700	1,700	1,700
【見込量の考え方】						
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいのある人が地域移行により生活訓練を利用するケースを含め見込みます。 ・第4期中の実績を踏まえ、既存事業所の利用によるサービス利用を見込みます。 						

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	244 (280)	262 (296)	281 (312)	302	325	349
月の利用日数	4,405 (4,735)	4,715 (5,006)	5,134 (5,277)	5,515	5,925	6,370
【見込量の考え方】						
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校卒業生等の新規利用者の一般就労を促進するため、適切なサービスを受けることができるよう見込みます。 ・既存事業所に加え事業所の新規開設に伴う定員増を見込みます。 						

⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んだうえで、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	514 (484)	587 (508)	612 (534)	637	662	687
月の利用日数	10,670 (9,558)	12,012 (10,032)	12,500 (10,546)	13,012	13,530	14,070

【見込量の考え方】

- ・特別支援学校卒業生等の新規利用者を含めて見込みます。
- ・事業所の運営要件が厳しくなったものの事業所の新規開設を見込むとともに、既存事業所の利用率を踏まえ見込みます。また、事業にかかる実地指導等を継続的に行っていきます。

⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	1,055 (1,043)	1,106 (1,096)	1,175 (1,151)	1,236	1,297	1,359
月の利用日数	19,719 (19,001)	20,879 (19,967)	22,291 (20,969)	23,628	25,045	26,547

【見込量の考え方】

- ・特別支援学校卒業生等の新規利用者を含めて見込みます。
- ・既存事業所に加え事業所の新規開設に伴う定員増を見込みます。

⑦ 就労定着支援

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

具体的には、企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数				146	218	267
【見込量の考え方】						
<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援施設等から一般就労する見込みの人（成果目標値）がすべて利用すると見込みます。 ・一般就労移行後の定着度について、就労定着支援事業所を通じ把握できる仕組みを構築します。 						

⑧ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をを行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	88 (90)	87 (90)	89 (90)	90	90	90
【見込量の考え方】						
<ul style="list-style-type: none"> ・第4期中の実績を踏まえ、現に入所している施設において、継続してサービスが利用できるよう見込みます。 						

⑨ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	482 (449)	511 (467)	558 (486)	590	625	658
月の利用日数	3,027 (2,594)	3,384 (2,698)	3,896 (2,808)	4,301	4,749	5,205

【見込量の考え方】

- ・ 障がい福祉に関するアンケート調査における短期入所の利用ニーズが高いことを踏まえて、地域で安心して生活できるよう、地域移行の受け皿であるグループホームに併設して整備することにより、見込量を確保していきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、居住の場の一つとなるものであり、地域の住まいであるグループホームと専門的な支援を行う入所施設で支援をしています。

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数				21	21	21

【見込量の考え方】

- ・ 施設入所者等の一人暮らしへの地域移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち、地域生活への移行が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

② 共同生活援助

地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	344 (350)	356 (374)	375 (398)	400	425	450

【見込量の考え方】

- ・地域移行の受け皿として、毎年25人の計画的な定員増と社会福祉法人や株式会社等の参入を促進し見込量を確保していきます。
- ・障がい福祉に関するアンケート調査において今後利用したい人のニーズが高く、特に40歳未満の人のニーズが高くなっています。
- ・親なき後を見据え、浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金により整備を進めます。
- ・計画値は各年度4月を基準としています。

③ 宿泊型自立訓練

居室を提供し、一定期間、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	24 (31)	20 (31)	20 (31)	20	20	20

【見込量の考え方】

- ・第4期中の実績を踏まえ、既存事業所の利用によるサービス利用を見込みます。

④ 施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護等の日中活動系サービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活の支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	637 (655)	639 (655)	639 (655)	639	639	639

【見込量の考え方】

- ・国の指針により入所施設の創設は行わないため、入所が必要な人が適切なサービスを受けることができるよう一定の量を確保するため、入所施設の定員削減は行いません。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	4,162 (4,208)	4,421 (5,031)	4,887 (5,325)	5,107	5,327	5,548

【見込量の考え方】

- ・サービス等利用計画の策定率は平成29(2017)年度中におおむね100%達成であり、今後の見込みについてはサービス利用者の増加に合わせ計画値を見込みます。
- ・基幹相談支援センターを中心に相談体制の充実を図ります。

② 地域移行支援

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の確保等必要な支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	8 (8)	15 (12)	18 (16)	21	21	21
【見込量の考え方】						
<ul style="list-style-type: none"> 施設入所者等の一人暮らしへの地域移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち、地域生活への移行が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。 自立支援協議会内に設置している「地域移行・定着専門部会」にて更なる地域移行を進めます。 						

③ 地域定着支援

居宅において単身により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	36 (28)	63 (32)	72 (36)	84	96	108
【見込量の考え方】						
<ul style="list-style-type: none"> 精神障がいのある人のうち、地域生活への移行が見込まれる者の数等を勘案して、第4期中の実績を踏まえ、利用者数を見込みます。 						

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域で生活する障がいのある人のニーズに応じて、本市の創意工夫により実施する事業です。障がいのある人の地域における生活を支える様々な事業を行います。

(1) 必須事業

① 相談支援事業

障がいのある人とその家族の相談に応じ、情報提供や権利擁護のための必要な援助を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
相談件数	32,250 (34,383)	28,918 (34,383)	28,900 (34,383)	30,200	31,498	32,789
基幹相談支援センターの有無	無 (無)	無 (無)	無 (有)	有	有	有

【実施に関する考え方】

- ・計画相談支援や障害児相談支援の充実により、相談支援件数は、おおむね横ばいの実績となっています。
- ・平成30(2018)年度設置予定の基幹相談支援センターを中心に相談体制の充実を図ります。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用事業等の業務を総合的に行います。
- ・障害者相談支援事業所の相談体制見直しによる機能強化により相談件数の増加を見込みます。

② 成年後見制度利用支援事業(市長申し立て、報酬費助成)

成年後見制度の利用が必要と認められる知的及び精神障がいのある人に対し、親族がない等の理由がある場合には、市長による申し立てを実施するとともに、低所得者の人に対して、申し立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
市長申し立て 件数	2	2	5	10	10	10
報酬費助成件数	14	24	40	50	55	60
計	16 (8)	26 (8)	45 (8)	60	65	70

【実施に関する考え方】

- ・市長申し立てに要する経費及び後見人の報酬を助成し、障がいのある人の権利擁護と成年後見制度の利用促進、並びに啓発用パンフレット作成や職員による出前講座、市ホームページに掲載し制度の周知を図り、支援できるよう見込みます。

③ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
手話通訳者 派遣件数	1,009 (1,100)	1,034 (1,100)	1,065 (1,100)	1,100	1,100	1,100
要約筆記者 派遣件数	74 (160)	72 (160)	75 (160)	80	80	80
計	1,083 (1,260)	1,106 (1,260)	1,140 (1,260)	1,180	1,180	1,180

【実施に関する考え方】

- ・聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、継続して事業を実施します。
- ・意思の伝達に支援が必要な人の依頼に基づき、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

④ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
介護・訓練 支援用具(件)	34 (57)	37 (66)	42 (64)	46	50	54
自立生活 支援用具(件)	71 (76)	79 (61)	73 (79)	80	82	85
在宅療養等 支援用具(件)	80 (66)	76 (69)	81 (72)	83	86	88
情報・意思疎通 支援用具(件)	316 (190)	295 (175)	471 (215)	474	481	489
排せつ管理 支援用具(件)	14,889 (14,195)	15,372 (14,265)	15,932 (14,336)	16,474	17,015	17,557
居宅生活動作 支援用具(件)	9 (12)	11 (15)	10 (13)	10	10	10
計(件)	15,399 (14,596)	15,870 (14,651)	16,609 (14,779)	17,167	17,724	18,283
【実施に関する考え方】						
・日常生活用具の適切な給付を受けられるよう、耐用年数時期を含め、第4期中の実績を踏まえ見込みます。						

第2部

第15期障がい児福祉実施計画

⑤ 社会参加促進事業 ◆ 奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人等の理解の促進とコミュニケーション支援事業の担い手を養成するための講座を開講します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
手話奉仕員養成 講座修了者数 (人)	49 (60)	52 (60)	55 (60)	60	60	60
要約筆記者養成 講座修了者数 (人)	4 (10)	0 (0)	8 (10)	0	10	0
計(人)	53 (70)	52 (60)	63 (70)	60	70	60

【実施に関する考え方】

- ・手話奉仕員養成講座は、平成26(2014)年度より入門課程と基礎課程を統一して開講しており、一定の修了者数を確保しています。今後も継続して実施していきます。
- ・要約筆記者養成講座は、1年ごとに前期・後期に分けて2年にわたり開講しています。

⑥ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人へ外出のための支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	274 (303)	303 (328)	317 (348)	343	372	403
時間/月	1,801 (2,177)	1,890 (2,296)	2,050 (2,436)	2,205	2,372	2,550

【実施に関する考え方】

- ・地域での自立生活及び社会参加の促進に必要な事業であり、安定したサービスが供給できるよう努めます。
- ・供給量を確保するためヘルパー研修等の実施を検討していきます。

⑦ 地域活動支援センター

在宅の障がいのある人が、地域で自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の促進をします。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
設置数(か所)	7 (7)	7 (7)	7 (8)	7	7	7
【実施に関する考え方】 ・特に精神障がいのある人が、病院から退院し地域生活へ移行した場合の地域活動支援センターの役割は重要であり、継続して支援を行っていきます。						

⑧ 発達障害者支援センター運営事業

発達障がいのある人とその家族に対する支援を総合的に行う拠点として、浜松市発達相談支援センター「ルピロ」を運営し、相談支援、発達支援、就労支援等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
設置数(か所)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
【実施に関する考え方】 ・浜松市発達相談支援センター「ルピロ」の運営を継続し、発達障がい者支援の専門機関として、発達障がいのある人やその家族からの相談に応じるほか、支援者の育成や市民向けの研修会の開催などにより、発達障がいのある人が安心して地域生活を送れるように環境整備と支援体制の充実に努めます。						

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場所を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	672 (606)	667 (575)	626 (546)	606	586	566
時間/月	9,475 (8,326)	9,014 (7,877)	8,446 (7,480)	8,178	7,725	7,362
【実施に関する考え方】						
・発達に課題のある子どもが、放課後等デイサービスへ移行したことから利用者数が減少していますが、家族の就労支援や一時的な休息を支援するため継続して支援を行います。						

② 社会参加促進事業 ◆スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障がいのある人の交流や障害者スポーツを普及するため、スポーツ大会を開催します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施回数	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
【実施に関する考え方】						
・障がいのある人の社会参加を促進するため、引き続き市内障がい者団体と実行委員会を組織して「浜松市障害者スポーツ大会」を継続開催します。						

③ 社会参加促進事業 ◆芸術・文化講座開催等事業

障がいのある人の作品展や啓発イベントを開催し、市民への障がいに対する理解と認識を深める啓発活動を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施回数	1 (1)	1 (1)	2 (1)	2	3	3
【実施に関する考え方】						
<ul style="list-style-type: none"> ・市内障害者福祉施設等及び市内障がい者団体との共同により、障害者週間に合わせて、街中にて啓発イベントの開催や市役所・区役所内で障がいのある人の作品を展示しています。 ・今後も継続して実施するとともに、市民が障がいや障がいのある人に対する理解を深められるようなイベントの充実を図ります。 						

④ 社会参加促進事業 ◆点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な人に、点字や音声テープ等による広報はままつを発行し、必要な情報を提供します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	181 (210)	172 (215)	180 (220)	180	180	180
【実施に関する考え方】						
<ul style="list-style-type: none"> ・文字による情報入手が困難な人に対し、地域生活をするうえで必要な情報が得られるよう、今後も広報はままつの点字版、音声テープ版等を発行します。 						

《第1期障がい児福祉実施計画》

1 児童福祉法に規定するサービス

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

就学前の発達に課題のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用児童数	753 (632)	864 (652)	955 (672)	1,057	1,160	1,262
月の利用日数	6,218 (5,056)	7,222 (5,216)	8,115 (5,376)	8,933	9,748	10,569

【見込量の考え方】

- ・障がい福祉に関するアンケート結果から今後利用したい人のニーズが高いサービスであり、事業所の新規開設も見込まれることから定員数の確保も可能と見込みます。
- ・療育ニーズの高まりや第4期中の実績を踏まえ、利用者数を見込みます。

② 放課後等デイサービス

学校就学中の発達に課題のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用児童数	848 (711)	1,130 (732)	1,310 (753)	1,525	1,740	1,953
月の利用日数	10,217 (7,110)	14,610 (7,320)	17,282 (7,530)	20,050	22,857	25,599

【見込量の考え方】

- ・障がい福祉に関するアンケート結果から、今後利用したい人のニーズが最も高いサービスとなっています。
- ・事業所の運営要件が厳しくなったものの事業所の新規開設は見込むとともに、既存事業所の利用率を踏まえ見込みます。
- ・支援内容の質の確保が課題となっており、適切な支援を提供するためにガイドラインの周知徹底や実地指導等を継続的に行っていきます。

③ 保育所等訪問支援

発達に課題のある子どもが通う幼稚園や保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用児童数 (年度合計)	569 (291)	652 (300)	743 (309)	818	899	985

【見込量の考え方】

- ・発達に課題のある子どもが、幼稚園や保育所等の集団生活に適応できるよう第4期中の実績を踏まえ見込みます。
- ・並行して、保育所等巡回支援事業により、幼稚園や保育所等の支援者に対する支援を継続することで、できる限り身近な地域で通園、通学が可能な環境づくりを進めます。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度障がい等により外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作等の指導をして発達支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用児童数				5	5	5
月の利用日数				20	20	20
【見込量の考え方】						
・未就学の重度障がい対象児は50人程度を見込みます。その1割がサービスを利用すると見込みます。						

(2) 障害児入所支援

① 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

a 福祉型

障がいのある子どもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付与を行います。

b 医療型

障がいのある子どもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
福祉型利用 児童数	51 (46)	44 (46)	46 (46)	46	46	46
医療型利用 児童数	28 (18)	26 (18)	26 (18)	26	26	26
【見込量の考え方】						
・第4期中の実績を踏まえ、既存施設により、見込量を確保していきます。						
・障害保健福祉課・児童相談所・各区社会福祉課・入所施設等が連携し、福祉型障害児入所施設から地域への移行等が円滑に進むよう努めます。						

(3) 障害児相談支援等

① 障害児相談支援

障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用児童数	1,889 (1,634)	2,303 (1,684)	2,628 (1,734)	2,985	3,342	3,699

【見込量の考え方】

・障害児支援利用計画の策定率は平成29(2017)年度中におおむね100%達成であり、今後の見込みについてはサービス利用児の増加に合わせて計画値を見込みます。

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する

コーディネーターの配置人数

医療的ケアを必要とする児童（在宅重症心身障害児）に対する支援において、保健、医療、福祉、教育等の多職種間連携が必要となります。その連携を円滑に調整する人材（コーディネーター）を養成・配置し、支援体制を整備します。地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、配置の有無について見込みます。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値	
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成32年度 (2020)
コーディネーター の配置の有無				~	有

【見込量の考え方】

・平成30(2018)年度、自立支援協議会内に設置予定の「重心児・者及び医療的ケア専門部会」の中で、遅くとも平成32(2020)年度までに必要配置数等を検討し、配置を進めていきます。

資料編

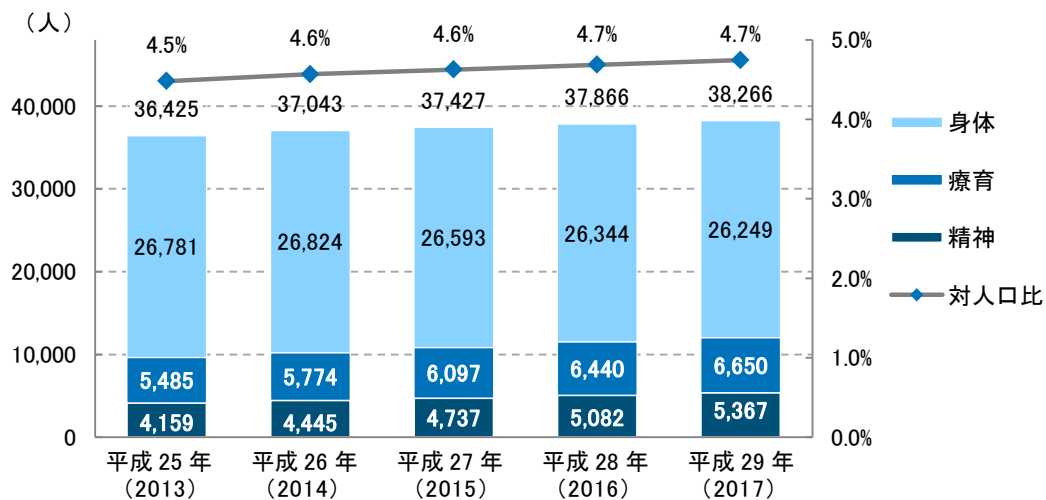


1 障がいのある人の状況

この計画では「障がいのある人」を身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人や難病患者としています。発達障がいや高次脳機能障がい等、精神障がいに含まれるものの障害者手帳を所持していない人や難病患者の実数の把握は困難であるため、ここでは目安として、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3区分の手帳所持者数による基本的な統計数値を掲載します。

浜松市の人口は、平成20(2008)年10月をピークとして減少傾向に転じ、その後も緩やかに減少を続けていますが、手帳所持者数は増加傾向にあります。重複して所持している人もいるため単純な合計数にはならないものの、浜松市民のおよそ4.7%が手帳を所持していることとなります。

障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



単位：人

	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)
(A) 手帳所持者	36,425	37,043	37,427	37,866	38,266
身体障害者手帳	26,781	26,824	26,593	26,344	26,249
療育手帳	5,485	5,774	6,097	6,440	6,650
精神障害者保健福祉手帳	4,159	4,445	4,737	5,082	5,367
(B) 浜松市人口	812,762	810,847	808,959	807,898	806,407
(A/B) 対人口比	4.5%	4.6%	4.6%	4.7%	4.7%

(1) 身体障がい

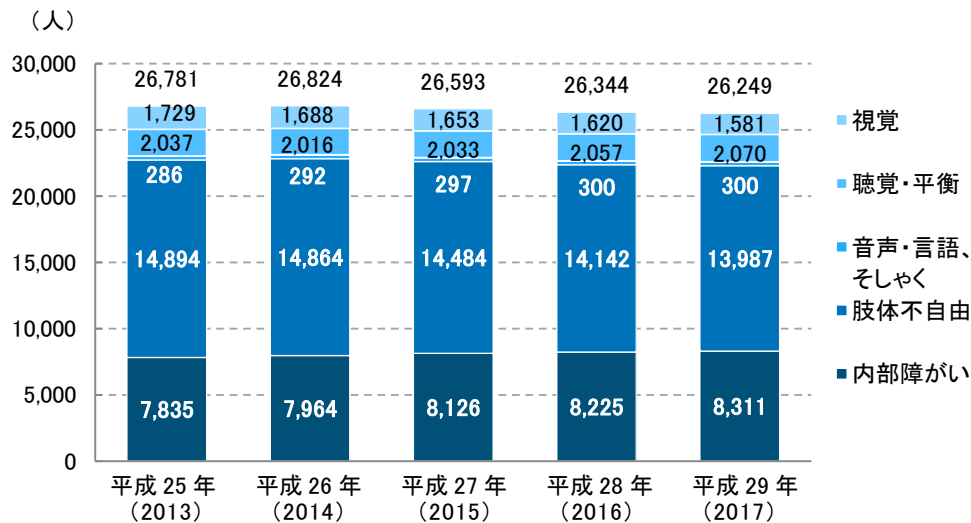
身体障害者手帳所持者は、平成 26（2014）年まで増加傾向にありましたが、平成 27（2015）年に減少に転じています。

手帳所持者を障がい別にみると「内部障がい」が年々増加傾向にあります。また、年齢区分別にみると手帳所持者のうち 65 歳以上の占める割合はおよそ 71.4%（平成 29（2017）年値）であり、平成 25（2013）年以降上昇傾向にあります。

高齢化の進展に伴い、今後も 65 歳以上の手帳所持者が増加していくことが予測されます。

① 障がい別身体障害者手帳所持者の推移

障がい別身体障害者手帳所持者の推移（各年 4 月 1 日現在）

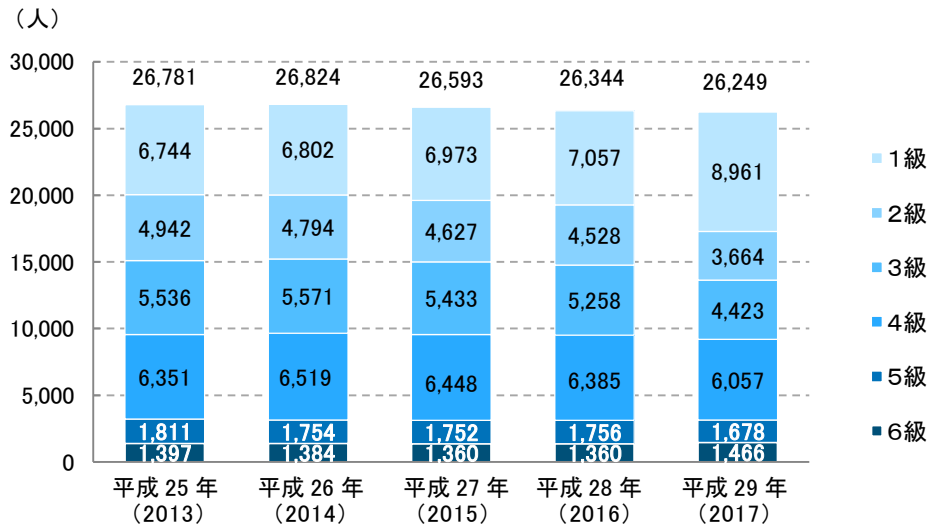


単位：人

	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
(A) 手帳所持者	26,781	26,824	26,593	26,344	26,249
視覚	1,729	1,688	1,653	1,620	1,581
聴覚・平衡	2,037	2,016	2,033	2,057	2,070
音声・言語、そしゃく	286	292	297	300	300
肢体不自由	14,894	14,864	14,484	14,142	13,987
内部障がい	7,835	7,964	8,126	8,225	8,311
(B) 浜松市人口	812,762	810,847	808,959	807,898	806,407
(A/B) 対人口比	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%

② 等級別身体障害者手帳所持者の推移

等級別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



単位：人

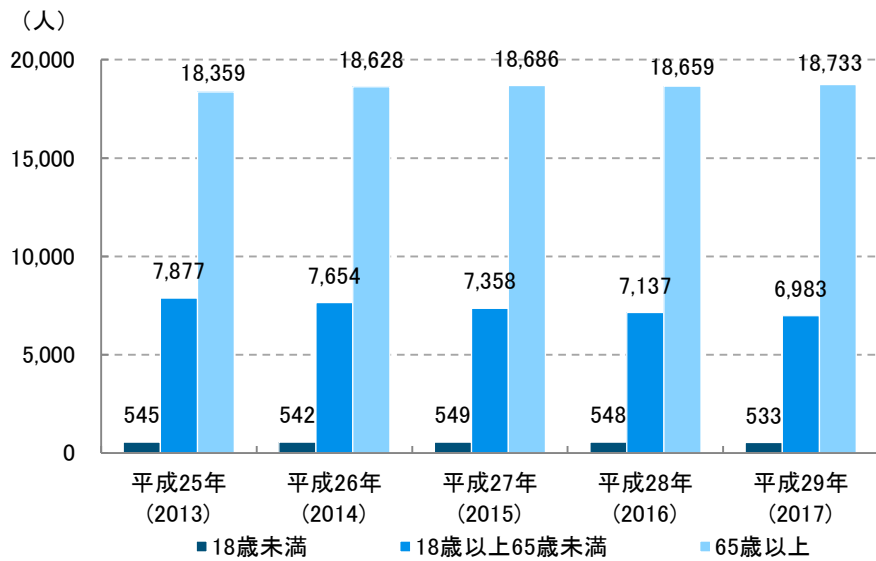
	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)
1級	6,744	6,802	6,973	7,057	8,961
2級	4,942	4,794	4,627	4,528	3,664
3級	5,536	5,571	5,433	5,258	4,423
4級	6,351	6,519	6,448	6,385	6,057
5級	1,811	1,754	1,752	1,756	1,678
6級	1,397	1,384	1,360	1,360	1,466

※平成28（2016）年までは二つ以上の障がいがある場合は、主たる障害等級により集計。
平成29（2017）年からは総合等級により集計。

総合等級とは…同一の等級について二つ以上の重複する障がいがある場合、一級上の級とする。異なる等級について二つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。

③ 年齢別身体障害者手帳所持者の推移

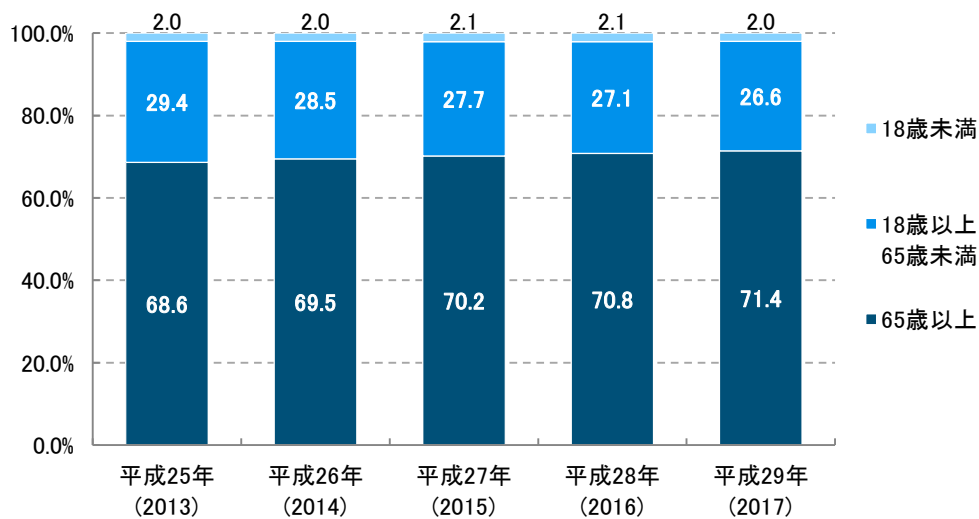
年齢別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



単位：人

	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
18 歳未満	545	542	549	548	533
18 歳以上 65 歳未満	7,877	7,654	7,358	7,137	6,983
65 歳以上	18,359	18,628	18,686	18,659	18,733
身体障害者手帳所持者計	26,781	26,824	26,593	26,344	26,249

年齢別身体障害者手帳所持者の構成比推移（各年4月1日現在）



(2) 知的障がい

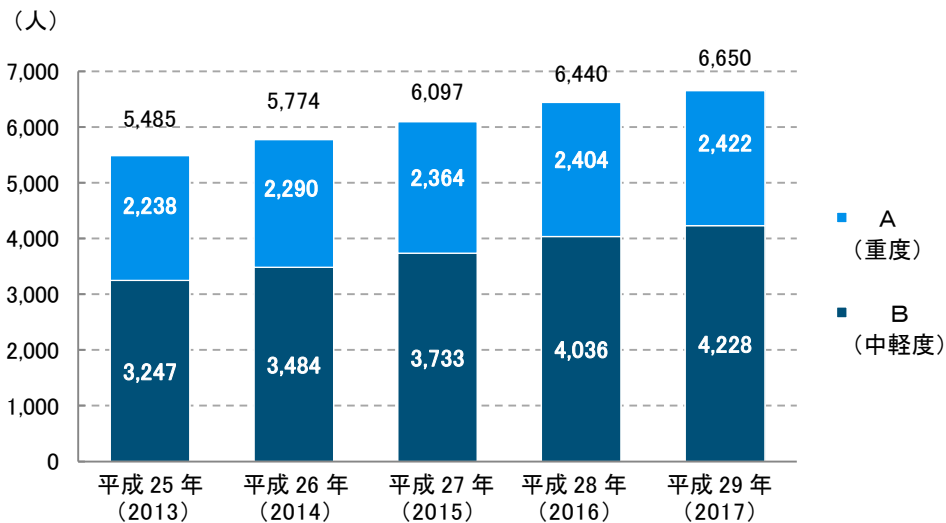
療育手帳所持者は、平成 25（2013）年から平成 29（2017）年までの 4 年間でおよそ 21.2%増加しています。

手帳所持者を等級別にみると、B（中軽度）の増加率が高くなっています。また、年齢別にみると、30%程度が 18 歳未満となっています。

知的障がいは発達期以降に新たに生じるものではないことから、知的障がいや発達障がいが社会的に認識されてきたことと、障がいの早期発見体制の整備により、知的障がいの判定を受ける機会が増えてきたこと等が要因として考えられます。

① 等級別療育手帳所持者の推移

等級別療育手帳所持者の推移（各年 4 月 1 日現在）

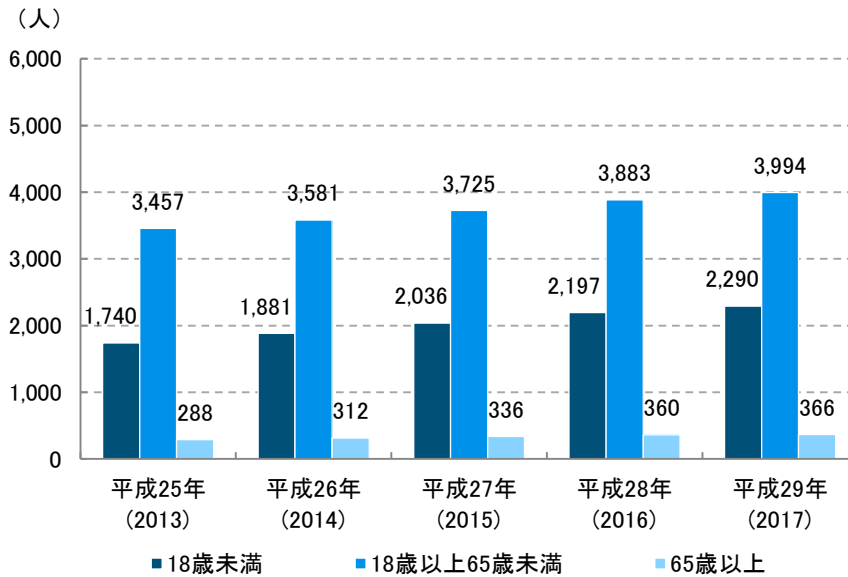


単位：人

	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
(A) 手帳所持者	5,485	5,774	6,097	6,440	6,650
A (重度)	2,238	2,290	2,364	2,404	2,422
B (中軽度)	3,247	3,484	3,733	4,036	4,228
(B) 浜松市人口	812,762	810,847	808,959	807,898	806,407
(A/B) 対人口比	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%

② 年齢別療育手帳所持者の推移

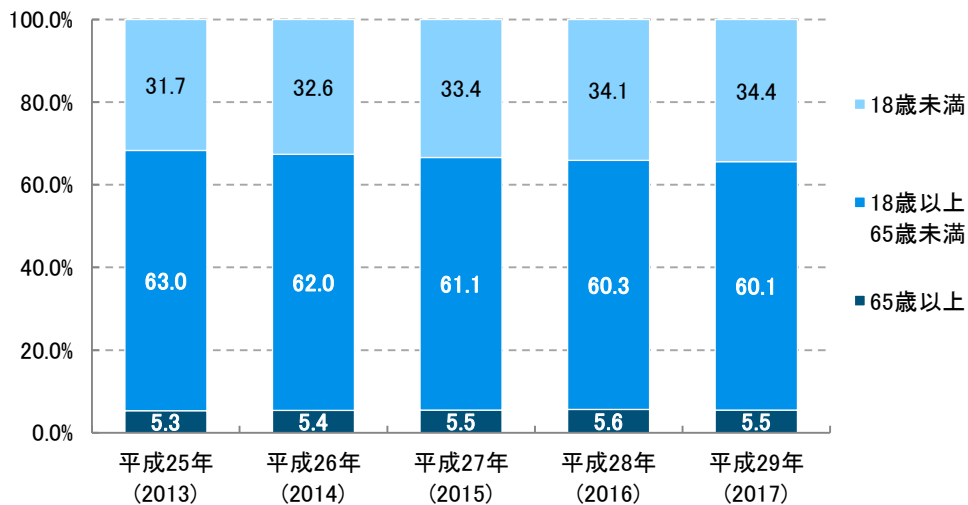
年齢別療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



単位：人

	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
18 歳未満	1,740	1,881	2,036	2,197	2,290
18 歳以上 65 歳未満	3,457	3,581	3,725	3,883	3,994
65 歳以上	288	312	336	360	366
療育手帳所持者計	5,485	5,774	6,097	6,440	6,650

年齢別療育手帳所持者の構成比推移（各年4月1日現在）



(3) 精神障がい

精神障がいのある人のうち、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、平成 29（2017）年 4 月 1 日現在 5,367 人であり、自立支援医療（精神通院）受給者は 10,861 人です。自立支援医療（精神通院）は、手帳を所持していなくても受給できるため、現状を示す有効な指標となります。

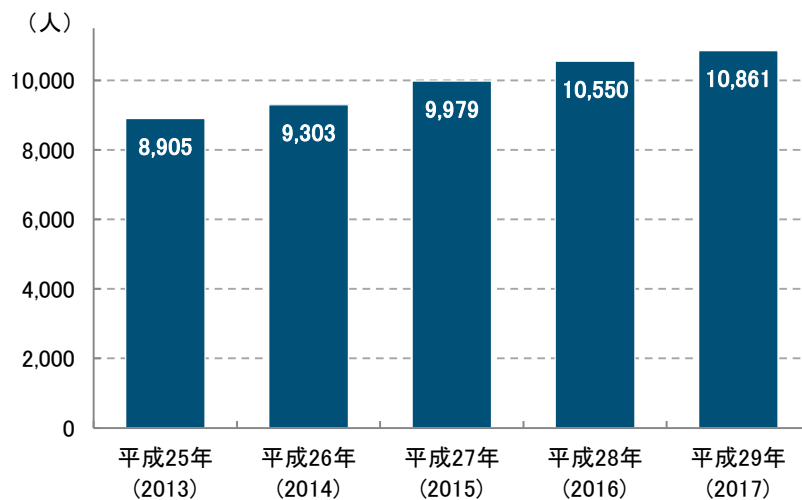
受給者は、平成 25（2013）年から平成 29（2017）年までの 4 年間でおよそ 22%増加しています。うつ病等の気分障がいや急性ストレス反応、適応障がい等のある人が増えており、これは生活不安等の社会的ストレスの増大が要因の一つと考えられます。

手帳所持者は、平成 25（2013）年から平成 29（2017）年までの 4 年間でおよそ 29%増加しています。受給者及び手帳所持者ともに、統合失調症関連及びうつ病等の気分障がいの人が多数を占めています。

また、精神障がいには高次脳機能障がいや認知症等も含まれます。高次脳機能障がいは、交通事故や脳卒中等で脳が損傷され、記憶力の低下等、脳の認知機能に障がいが起こる状態をいい、認知症と同じく、精神障害者保健福祉手帳の交付対象であり、手帳所持による福祉制度やサービスを利用できます。

① 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者の推移（各年 4 月 1 日現在）

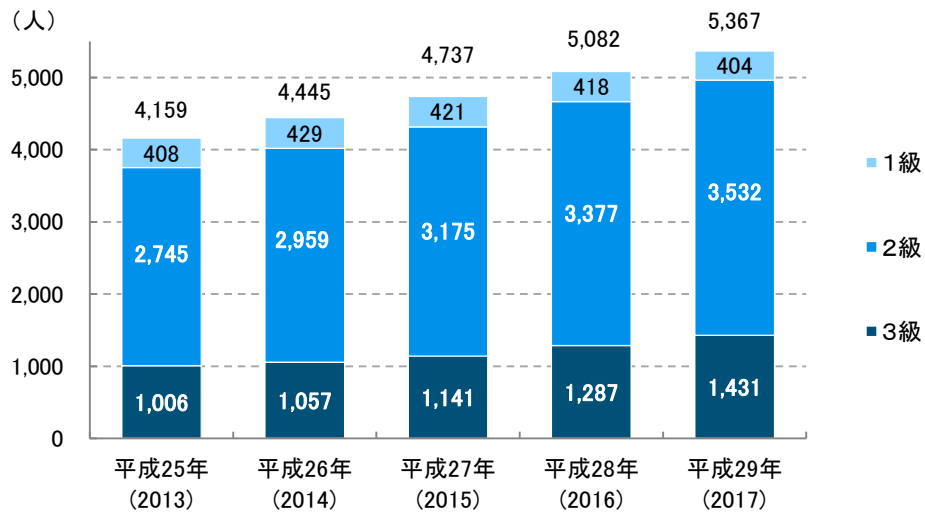


単位：人

	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
(A) 受給者数	8,905	9,303	9,979	10,550	10,861
(B) 浜松市人口	812,762	810,847	808,959	807,898	806,407
(A/B) 対人口比	1.1%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%

② 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

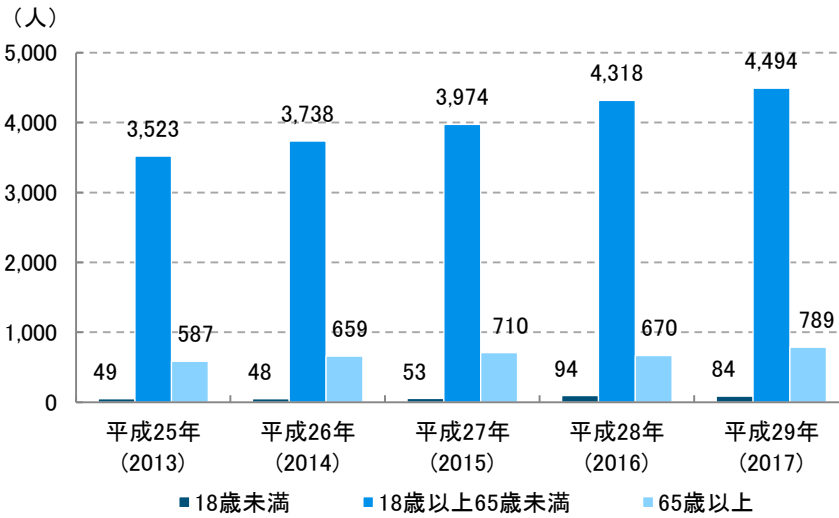


単位：人

	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
(A) 手帳所持者	4,159	4,445	4,737	5,082	5,367
1 級	408	429	421	418	404
2 級	2,745	2,959	3,175	3,377	3,532
3 級	1,006	1,057	1,141	1,287	1,431
(B) 浜松市人口	812,762	810,847	808,959	807,898	806,407
(A/B) 対人口比	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%

③ 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

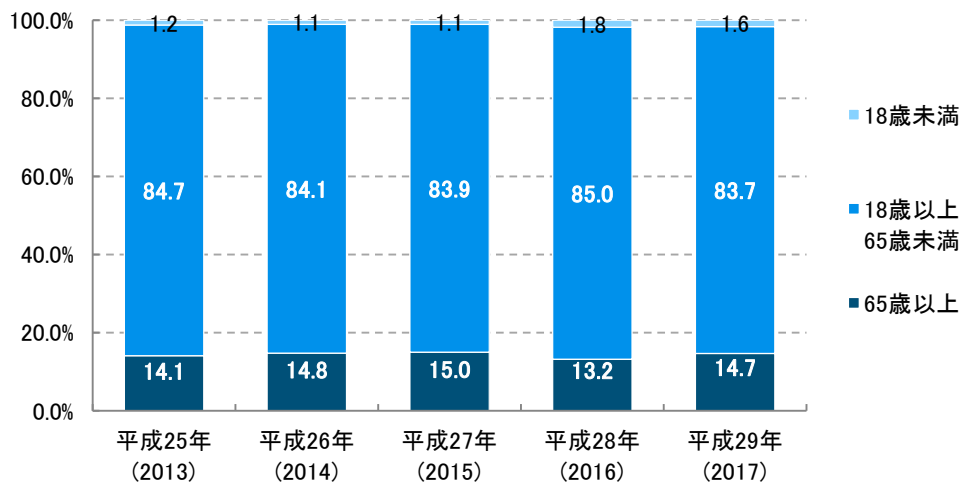
年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



単位：人

	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
18 歳未満	49	48	53	94	84
18 歳以上 65 歳未満	3,523	3,738	3,974	4,318	4,494
65 歳以上	587	659	710	670	789
精神障害者保健福祉手帳 所持者計	4,159	4,445	4,737	5,082	5,367

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比推移（各年4月1日現在）



(4) 発達障がい

発達障害者支援法では、発達障がいは、自閉症⁶⁰、アスペルガー症候群⁶¹その他の広汎性発達障がい、学習障がい⁶²、注意欠陥多動性障がい⁶³その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

本市が平成 28（2016）年に実施した調査では、市内公立小中学校の通常学級に在籍する発達障がいがあると思われる児童生徒の割合は、小学校が 7.3%、中学校が 4.3%であり、全体では 6.3%となっています*。

※教育委員会指導課教育総合支援センターによる浜松市の発達支援教育に関する調査

(5) 難病

厚生労働省が指定する 331 疾患（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの）に対し、良質かつ適切な医療の確保及び難病患者の療養生活の質の向上を図るために医療費助成等をしており、本市では、平成 29（2017）年 3 月 31 日現在で 5,897 人が助成を受けています。

また、障害福祉サービスについては、平成 25（2013）年 4 月から「制度の谷間」のない支援を提供する観点から難病患者も対象となり、平成 29（2017）年 4 月 1 日現在で 358 疾患が対象となっています。

60 自閉症：対人関係の困難さ、言葉の発達障がい、物事への興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする障がい。

61 アスペルガー症候群：知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち、言葉の発達の遅れを伴わないもの。

62 学習障がい：全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む等の習得に困難を示す障がい。

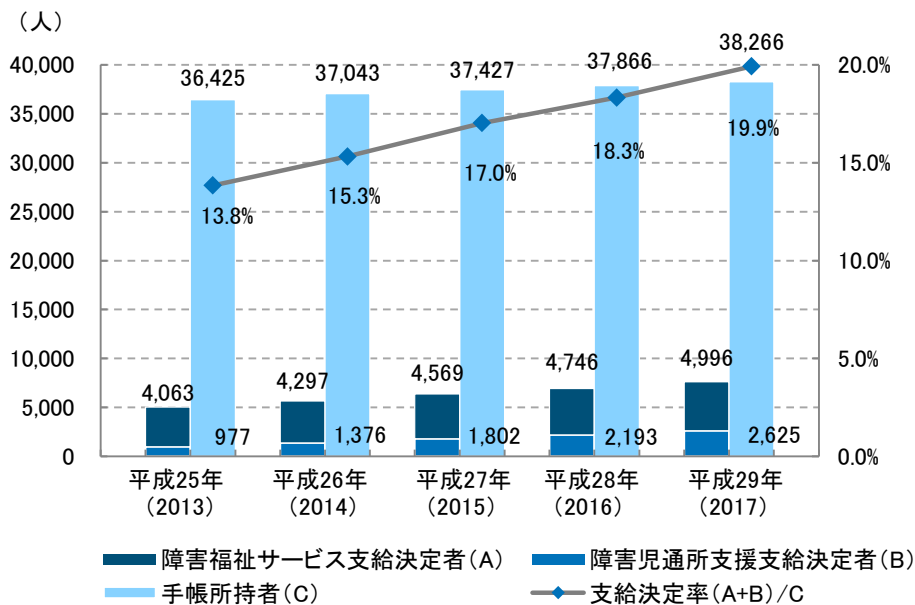
63 注意欠陥多動性障がい：年齢に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする障がい。

2 障害福祉サービス支給決定者の状況

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用にかかる支給決定者は増加傾向にあり、平成 25（2013）年から平成 29（2017）年までの4年間でおよそ 23.0%増加しています。

また、障害者手帳所持者数の増加率を上回って支給決定者が増えています。手帳を所持していなくてもサービスを利用できるためおおよその目安ですが、手帳所持者のおよそ 6 人に 1 人が支給決定を受けていることとなります。

障害福祉サービス支給決定者の推移（各年 4 月 1 日現在）



単位：人

	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
(A) 障害福祉サービス 支給決定者	4,063	4,297	4,569	4,746	4,996
(B) 障害児通所支援 支給決定者	977	1,376	1,802	2,193	2,625
(C) 手帳所持者	36,425	37,043	37,427	37,866	38,266
(A+B) / C 支給決定率	13.8%	15.3%	17.0%	18.3%	19.9%

3 施設・事業所等の状況

施設・事業所等		施設数 (か所)	在籍者数 (人)	
発達支援広場（乳幼児期）		10	-	
学 齢 期	小学校	97（分校 1）		
	発達支援学級設置校	60	966	
	知的障害学級設置校	52	621	
	自閉症・情緒障害学級設置校	36	329	
	難聴学級設置校	2	4	
	病弱学級設置校	1	3	
	肢体不自由学級設置校	2	9	
	中学校	49（分校 1）		
	発達支援学級設置校	36	473	
	知的障害学級設置校	31	328	
	自閉症・情緒障害学級設置校	19	140	
	難聴学級設置校	1	2	
	病弱学級設置校	0	0	
	肢体不自由学級設置校	3	3	
	特別支援学校	浜松特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	1	350
		浜松特別支援学校城北分校	1	53
		浜松視覚特別支援学校（視覚障害）	1	40
		浜松聴覚特別支援学校（聴覚障害）	1	44
		浜北特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	1	351
		浜名特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	1	131
	西部特別支援学校（肢体不自由）	1	128	
	天竜特別支援学校（病弱）	1	88	
	朝霧分校（知的障害）			

施設・事業所等		施設数 (か所)	定員数 (人)
障 が い 児 支 援	児童発達支援	23	395
	放課後等デイサービス	74	793
	保育所等訪問支援	7	-
	障害児相談支援	26	-
	福祉型障害児入所支援	2	50
	医療型障害児入所支援	2	260

3 施設・事業所等の状況

施設・事業所等		施設数 (か所)	定員数 (人)	
成人期	日中活動系	生活介護	54	1,628
		自立訓練（機能訓練）	1	6
		自立訓練（生活訓練）	8	82
		就労移行支援	24	328
		就労継続支援（A型）	25	550
		就労継続支援（B型）	53	1,103
		日中一時支援	54	-
	地域活動支援センター	7	-	
	居住系	共同生活援助（グループホーム）	28	393
		施設入所支援	16	890
宿泊型自立訓練		2	38	
救護施設		5	320	
在宅支援	居宅介護（ホームヘルプ）	74	-	
	重度訪問介護	64	-	
	行動援護	7	-	
	同行援護	34	-	
	短期入所（ショートステイ）	44	-	
相談支援	移動支援	57	-	
	障害者相談支援事業所	15	-	
	指定一般相談支援（地域移行支援）	13	-	
	指定一般相談支援（地域定着支援）	11	-	
	指定特定相談支援	39	-	

※発達支援学級は平成 29（2017）年 5月 1日現在の状況です。その他は平成 29（2017）年 4月 1日現在の状況です。

※浜名特別支援学校は市外の学校ですが、浜松市も校区となるため掲載しています。

※施設入所支援は、障害児入所施設による指定を除きます。

※救護施設は要保護者を対象とした生活保護法に基づく保護施設ですが、実態として多くの障がいのある人が入所しているため掲載しています。

4 策定経過

年月日	事項等	適用（議題等）
平成 28 (2016)年 11月	浜松市障がい福祉に関するアンケート調査の実施	障がいのある人 3,000 人 (18 歳以上 2,200 人、18 歳未満 800 人) に対して調査を実施
平成 29 (2017)年 3月	障がい者団体アンケートの実施	市内障がい者団体 71 団体に対して 調査を実施
5月 31日	タウンミーティング（中区会場） の開催	障がい者計画策定に関する行政説明及び 意見交換会
6月 8日	タウンミーティング（浜北会場） の開催	障がい者計画策定に関する行政説明及び 意見交換会
6月 26日	平成 29（2017）年度 第 1 回浜松市障害保健福祉施策連絡会 （浜松市障がい者自立支援協議会 当事者部会）	（議題） ・障がい者計画の骨子について
6月 28日	平成 29（2017）年度 第 1 回浜松市障害者施策推進協議会	（議題） ・障がい者計画の骨子について
9月 7日	平成 29（2017）年度 第 2 回浜松市障害者施策推進協議会	（議題） ・障がい者計画の素案について
9月 26日	平成 29（2017）年度 第 2 回浜松市障害保健福祉施策連絡会 （浜松市障がい者自立支援協議会 当事者部会）	（議題） ・障がい者計画の素案について
10月 5日	平成 29（2017）年度 第 3 回浜松市障害者施策推進協議会	（議題） ・障がい者計画の素案について
10月 23日	平成 29（2017）年度 第 1 回浜松市精神保健福祉審議会	（議題） ・障がい者計画の素案について
10月 26日	平成 29（2017）年度 第 4 回浜松市障害者施策推進協議会	（議題） ・障がい者計画の素案について
12月	パブリック・コメントの実施	
平成 30 (2018)年 2月 13日	平成 29（2017）年度 第 3 回浜松市障害保健福祉施策連絡会 （浜松市障がい者自立支援協議会 当事者部会）	（議題） ・障がい者計画の修正案について
2月 15日	平成 29（2017）年度 第 5 回浜松市障害者施策推進協議会	（議題） ・障がい者計画の修正案について
3月	計画決定	

※浜松市障害者施策推進協議会の会議録は、市ホームページで閲覧できます。

5 浜松市障害者施策推進協議会

(1) 浜松市障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置する浜松市障害者施策推進協議会（以下「協議会」）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員)

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者又は障害者の福祉若しくは医療に関する事業に従事する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日浜松市条例第30号抄）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正後の（中略）、浜松市障害者施策推進協議会条例、（中略）（以下これらを「旧条例」という。）の規定により在職する附属機関の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、第3条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条から第25条までの規定による改正後の（中略）、浜松市障害者施策推進協議会条例、（中略）の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成21年3月24日浜松市条例第31号抄）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月29日浜松市条例第48号抄）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成24年5月21日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(2) 浜松市障害者施策推進協議会の委員

【委員】

(敬称略／役職・五十音順)

役 職	氏 名	所 属
会 長	福 田 俊 子	聖隷クリストファー大学
職務代理人	畠 山 眞 行	一般社団法人浜松市医師会
	伊 藤 さなえ	NPO 法人浜松地区肢体不自由児親の会
	川 本 史 郎	浜松市民生委員児童委員協議会
	高 橋 浩 万	NPO 法人浜松地区精神保健福祉会
	永 島 誠 二	浜松公共職業安定所
	二 橋 眞 洲 男	NPO 法人浜松市身体障害者福祉協議会
	野 寄 秀 明	一般社団法人浜松市薬剤師会
	松 井 章 子	浜松市浜松手をつなぐ育成会
	村 上 祐 介	一般社団法人浜松市歯科医師会

任期：平成 28（2016）年 5 月 11 日から平成 30（2018）年 5 月 10 日まで

【専門委員（平成 29（2017）年度）】

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属
	大 嶋 正 浩	浜松市精神保健福祉審議会

6 障がい福祉に関するアンケート調査

(1) 目的

障がいのある人やその家族の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、本計画を策定する際の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

(2) 実施概要

浜松市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人、及び特別児童扶養手当を受給されている家庭の児童にアンケート調査にご協力いただきました。

項目	内容
調査時期	平成 28 (2016) 年 11 月 4 日～11 月 28 日
調査対象	18 歳以上の障がいのある人 2,200 人 18 歳未満の障がいのある人 800 人 合計 3,000 人を無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収
有効回収数	18 歳以上の障がいのある人 1,274 人 (回収率 57.9%) 18 歳未満の障がいのある人 379 人 (回収率 47.4%) 合計 1,653 人 (回収率 55.1%)

7 障がい者団体アンケート

(1) 目的

この計画の基礎資料とするため、障がいのある人やその家族、支援者の現状と課題を把握するためにアンケート調査を実施しました。

(2) 実施概要

平成 28（2016）年 4 月 1 日現在で、「障がい者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱」の規定に基づいて浜松市が認定している障がい者団体にアンケート調査にご協力いただきました。

項目	内容
調査時期	平成 29（2017）年 3 月 17 日～5 月 2 日
調査対象	71 団体（全数調査）
調査方法	郵送配布、郵送回収
有効回収数	44 団体（回収率 62.0%）

※障がい福祉関係施設は対象から除いています。

8 タウンミーティング

(1) 目的

この計画の基礎資料とするため、障がいのある人とその家族、支援者等の現状と課題の把握、浜松市の今後の障がい福祉施策の方針に対する意見を聴くことを目的とし、意見交換の場としてタウンミーティングを開催しました。

(2) 実施概要

広く市民から意見を求めるため、障がい者団体や障がい福祉関係施設などに対して案内をするほか、「広報はままつ」や市ホームページを通して一般市民からの参加も募りました。

制度改革の状況や浜松市の障がい保健福祉の状況について行政説明を行い、障がい保健福祉に対するご意見、ご要望を伺いました。

①周知方法

- ・障がい者団体アンケート調査の対象団体へ案内を送付
- ・市内障がい福祉関係施設へ利用者とそのご家族に対して周知を依頼
- ・「広報はままつ」へ掲載
- ・市ホームページへ掲載

開催日	会場	参加者数
平成 29 (2017) 年 5 月 31 日 (水)	中区会場 アクトシティ浜松コンgresセンター	55 人
平成 29 (2017) 年 6 月 8 日 (木)	浜北区会場 浜北区役所大会議室	56 人

9 パブリック・コメント

(1) 目的

この計画の案の公表、ご意見の募集、市の考え方の公表等により、より一層の市民参加を進め、行政運営の透明性の向上を図るとともに、公平・公正で、開かれた市政の実現を目指すために実施しました。

(2) 実施概要

項目	内容
実施時期	平成 29 (2017) 年 12 月 15 日～平成 30 (2018) 年 1 月 15 日
意見提出者数	6 人・3 団体
意見数	54 件 (提案 24 件、要望 17 件、質問 13 件)
意見の反映状況	案の修正 12 件、今後の参考 23 件、盛り込み済 11 件、その他 8 件

※パブリック・コメントの結果は、市ホームページで閲覧できます。

10 用語集

【あ行】

■ アクセシビリティ P11

年齢や障がいの有無に関係なく、だれもが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

■ アスペルガー症候群 P158

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち、言葉の発達の遅れを伴わないもの。

■ あんしん情報キット P78

かかりつけ医や緊急連絡先、持病、服薬等の情報が記入されたカードを入れたキット。

■ 医療的ケアが必要な人 P64

人工呼吸器を装着している障がいのある人、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある人。

■ インクルージョン P12

包み込むという意味で、障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。

【か行】

■ 学習障がい P158

全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む等の習得に困難を示す障がい。

■ キッズサポーター P84

幼稚園の主に障がいがある子どもが在籍する学級において、学級担任の指導補助を行う指導員。

■ キャリア教育 P85

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。

■ 救護施設 P64

身体や精神に障がいがあり、経済的な問題も含めて在宅での日常生活が困難な人たちが、健康に安心して生活するための生活保護施設。「生活保護法」第38条第1項第1号に定められている。

■ 区障がい者自立支援連絡会 P29

浜松市障がい者自立支援協議会の規定に基づき区ごとに設置し、地域の課題や関係機関の連携について協議を行う。

■ 権利擁護 P11

自ら物事を判断することが困難な障がいのある人に対して、本人の意思を尊重し支援を行うこと。

■ 国際障害者年 P12

国際連合が指定した国際年の一つ。障がいのある人の「完全参加と平等」をテーマとして国際的な取り組みを行うため、単なる理念としてではなく社会において実現するという意図のもとに決議された。

■ コミュニティソーシャルワーカー(CSW) P60

地域住民からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う人。

■ 高次脳機能障がい P7

怪我や病気等により脳の損傷を負うことで、記憶障がい、注意障がい等、脳の認知機能に障がいが起こる状態。

■ 合理的配慮 P14

障がいの有無にかかわらず、すべての人が平等に社会参加できるよう、それぞれの障がいの特徴や困難等に合わせた配慮。

【さ行】**■ サポートかけはしシート P37**

児童発達支援事業所と小学校において、進級や進学の際に、子どもに対して継続して必要な支援を行うことを目的に作成するシート。子どもの特性や配慮すべき点等を記載。

■ しずおかサポートファイル P37

保護者と保健、医療、福祉、教育、労働機関等が、障がいのある人の生育暦や相談・支援の記録を共有し、生涯にわたり継続的な支援を行うための冊子。静岡県が作成。

■ 児童発達支援センター P36

地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

■ 児童福祉法 P6

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的な法律。

■ 自閉症 P158

対人関係の困難さ、言葉の発達障がい、物事への興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする障がい。

■ 重症心身障害児(者) P70

重度の身体障がい(肢体不自由)と重度の知的障がいとが重複している状態にある人。

■ 社会的障壁 P7

障がいのある人が日常生活又は社会生活するうえで支障となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの。

■ 社会モデル P13

障がいのある人が受ける制限は、心身機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。

■ 障害者基本法 P6

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

■ 障害者虐待防止法 P16

障がいのある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

■ 障害者権利条約 P12

あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。

■ 障害者雇用促進法 P14

障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

■ 障害者差別解消法 P14

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

■ 障害者差別解消支援地域協議会 P25

社会生活を円滑に営むうえで困難を有する障がいのある人に対して、支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される組織で、相談事例の共有や差別の解消に資する取り組みの共有・分析を行う。

■ 障害者週間 P50

12月3日から9日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉について理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められる。

■ 障害者総合支援法 P6

地域社会における共生の実現に向けて、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。

■ 障害者相談支援事業所 P21

障がいのある人とその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助等を行う。また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。

■ 人権の花運動 P52

ひまわりの花の栽培を通じてやさしさと思いやりの心をはぐくむ人権啓発運動。

■ 身体障害者手帳 P55

身体障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

■ スクールヘルパー P84

小中学校の発達支援学級や個人的支援が必要な子どもが在籍する通常の学級において、日常生活の指導補助を行う指導員。

■ 精神障害者保健福祉手帳 P5

精神障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

■ 成年後見制度利用促進法 P15

認知症等で判断能力が不十分な人に代わり財産管理や契約行為を行う「成年後見制度」の利用促進を図ることを目的として制定された法律。

【た行】**■ 地域共生社会 P13**

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。地域共生社会の実現のため、介護保険法の一部を改正する法律により、社会福祉法の改正が行われた。（平成 30（2018）年 4 月施行）

■ 地区社会福祉協議会 P49

地域における生活上の身近な課題について協議し、地域内の各種団体、組織と協力しながら住民主体の地域福祉活動を推進する自主的な住民組織。

■ 注意欠陥多動性障がい P158

年齢に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする障がい。

【な行】

■ ノーマライゼーション P12

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、お互い特別に区別されることなく、社会生活をともにすることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

【は行】

■ 発達支援教育 P83

特定の子どもだけを対象として支援するのではなく、すべての子ども一人ひとりの発達段階と教育的ニーズに応じて健やかな成長発達を支援するもの。

■ 発達支援教育コーディネーター P80

園内、校内における発達教育の推進役。個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等、子どもへの最適な支援の方策を提案したり、幼稚園・学校内外の連絡調整を行ったりする教員。

■ 発達支援教育指導員 P84

教員免許を持ち、発達支援教室において個別指導が必要な子どもに対して教科学習を中心とした支援を行う指導員。

■ 発達障がい P7

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。

■ 発達障害者支援法 P15

発達障がいのある人の早期発見・早期療育や学校教育、就労支援等を行うことを目的とした法律。

■ パブリック・コメント P110

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

■ 浜松市子育てサポートはますくファイル P37

保護者と保健、医療、福祉、教育機関等が子どもの成長にかかわる情報を共有し、子育て家庭の支援をするための冊子。また、ウェブサイト「はますくQ&A」にて子育ての悩みや不安について専門家のアドバイスを掲載。

■ 浜松市総合計画 P6

浜松市の都市づくりの目標となる計画。

■ ピアサポート P54

同じような立場の人によるサポート（ピア＝仲間、同僚）。

■ PDCA サイクル P8

業務を円滑に進めるために Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返し行うこと。

■ 避難行動要支援者 P33

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

■ 福祉避難所 P33

指定避難所生活において特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者を対象に開設される2次的な避難所のこと。

■ ヘルプカード P52

ヘルプマークが標示され、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカード。

■ ヘルプマーク P52

外見からは分からない内部障がいの人等、周囲の人に配慮や援助を必要としていることを知らせるために作成されたマーク。

■ 法定雇用率 P14

雇用する労働者に占める障がいのある人の割合。障害者雇用促進法では事業主に対して法定雇用率以上になるよう義務付けている。

【ま行】**■ 民生委員・児童委員 P49**

民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める人々。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされ、地域の子ども及び妊産婦の福祉の増進にも努める。

【や行】**■ ユニバーサルデザインタクシー P76**

健康な人、高齢者、車いす使用者、外国人、妊娠中の人等、だれもが利用しやすいタクシー車両。

■ ユニバーサル農業 P90

園芸作業を行うことによる生きがいづくりや高齢者・障がいのある人の社会参加などの効用を、農作業の改善や農業の多様な担い手の育成などに活かしていこうという取り組み。

■ 要配慮者 P33

高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人。

【ら行】

■ リハビリテーション P70

障がいや病気、怪我及び老化現象等、様々な原因によって生じた心身の障がいに対して、その障がいが元の状態に戻るような訓練を行うこと。

■ 療育手帳 P55

知的障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

■ ルピロ P37

発達障害者支援法に基づき、浜松市が設置する「発達障害者支援センター」の呼称。

第3次浜松市障がい者計画

平成30（2018）年3月発行

発行者：浜松市

編集：健康福祉部 障害保健福祉課

〒430-8652

浜松市中区元城町 103-2

T E L : (053)457-2034

F A X : (053)457-2630

U R L : <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>
